

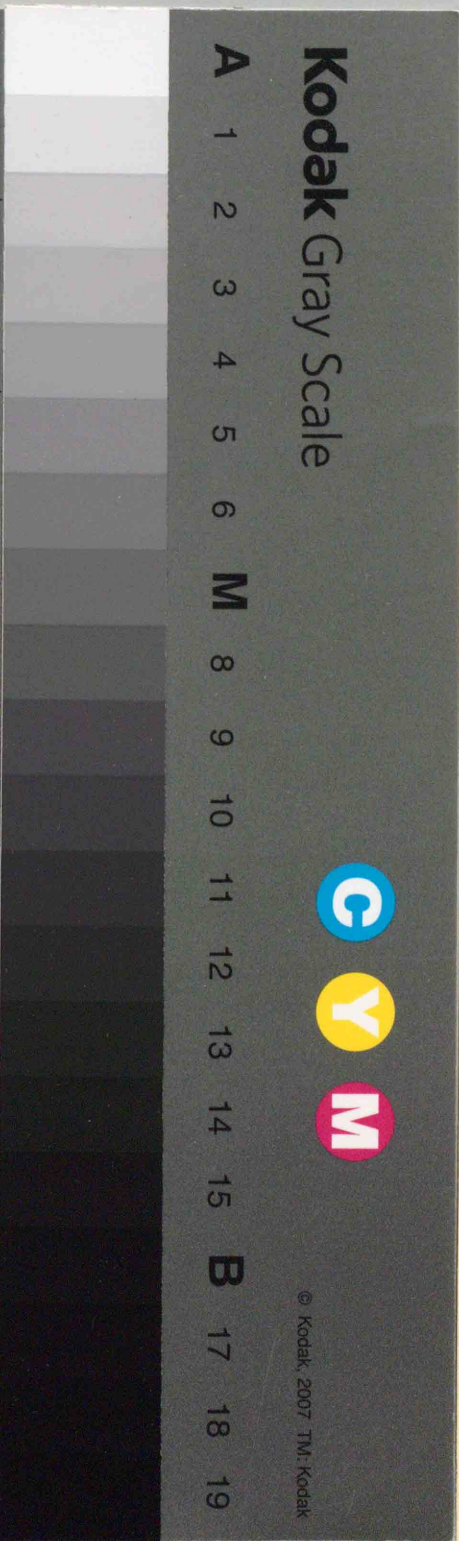
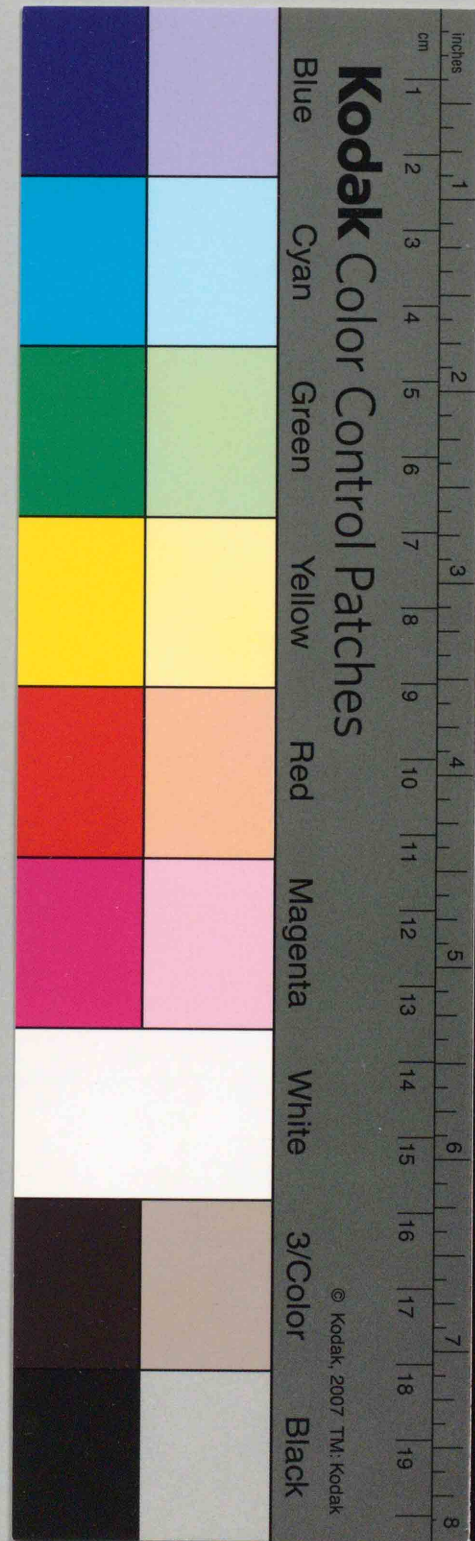
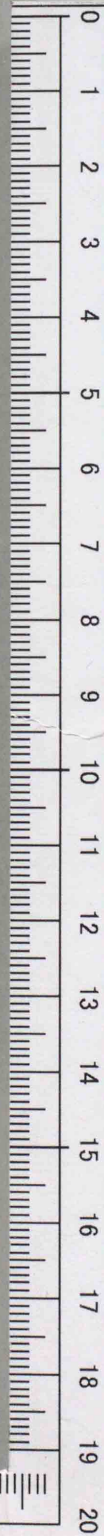
日本教育新教科書 學校管理法

文藝博士
乙竹岩造 著



培風館

教科書文庫
4
370
51-1938
2000041759



41207

教科書文庫

4
370
51-1938
20000 41759

S13

1930



© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

用科育教校學範師 日四十二月二十年三十和昭

濟定檢省部文

書科教新育教本日

法理管校學

士博學文
著造岩竹乙



広島大学図書

2000041759



館風培

N. Nakamura
Ka

教科書文庫

4

370

51-1938

2000041759

375.9
0615

日本教育研究會



小學課程表

表 業 課 學 小 等 上				表 業 課 學 小 等 下			
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字
算術	國語	讀本	習字	算術	國語	讀本	習字

小學所課程表

算術	國語	讀本	習字	第一級
算術	國語	讀本	習字	第一級
算術	國語	讀本	習字	第二級
算術	國語	讀本	習字	第三級
算術	國語	讀本	習字	第四級
算術	國語	讀本	習字	第五級

右は明治五年金澤縣で定めた小學所の
 課業表であり、上は明治九年神奈川縣
 で定めた小學課程表である。

上は明治十年頃和歌山縣學務課で刊行した小學生徒心得の最初の部分であり、下は明治八年、學制による埼玉縣の小學で生徒の進級を認定した免狀である。

小學生徒心得

第一條

毎朝早く起き口と漱ぎ顔と洗ひ髪
 美し衣服と整へ東を向て 天神及
 ひ 皇城と遙拜し父母長者を礼と
 述へて食事と終へ参校の用意とを
 一先り書籍紙筆等と取揃へ遺忘を

き様いふべし
 但出入りハ必死父母長者を礼と
 為るべし

第二條

一 毎日の参校ハ受業時間より十分前
 たるべし若し疾病事故ありて缺席
 する時は其旨親と教師に届くべし

免狀

埼玉縣平民

小澤とく子

明治八年三月二十日

下等小學第六級
 卒業候事

第一大學區埼玉縣管内

第拾壹番中學區

足立郡阪田郡

一百九十三番小學

明治八年三月

序 言

一、日本教育新教科書は、我が國の師範學校に於ける教育の統合的教科書として、著者積年の研究に基づき、昭和十二年三月改正せられた師範學校教育教授要目に準據して新に編纂したものである。

一、従つて、文部省訓令を以て示された要目改正の方針に恪遵すると共に、師範學校に於ける各學年の進度と生徒理會の發達との實際に驗照して、各分科間相互の關聯には特に十分の注意を拂ひ、以て教授の要旨を一層よく徹底せしめることに腐心を加へたのである。

一、日本教育新教科書の一たる本書は、正に教授要目の教育制度、學校の經營及管理、學校衛生を敘述したものである。題して學校管理

法といふと雖も、實にこれ等の各項を悉く纏めて、これを舉示したものに外ならない。

昭和十二年九月

著者 乙竹岩造 識す

目次

第一篇 教育制度……………一

第一章 國家と教育……………一

第二章 教育行政……………六

第三章 學校の種類發達系統……………一三

第二篇 小學校の管理……………二〇

第一章 義務教育と小學校……………二〇

第一節 小學校の本旨及び種類……………二六

第二節 就學義務……………三三

第三節 小學校の設置……………三六

第四節 我が國小學校の特色……………三三

第二章 小學校の教科……………三六

第三章 小學校の編制……………四六

第一節 學級の編制法……………一四

第二節 教員の配置……………一五

第四章 小學校の職員……………一五

第一節 小學校職員の地位……………一六

第二節 權限・解職及び懲罰……………一六

第三節 俸給諸給與及び恩給……………一七

第五章 小學校の設備……………一七

第一節 設備及び取締……………一七

第二節 校地・校舍・校具・體操場……………一七

第三節 學校園及び農業實習地……………一九

第六章 小學校の經費……………一九

第七章 小學校と地方教化……………一〇〇

第三篇 學校衛生……………一〇七

第一章 學校衛生の實際……………一〇八

第二章 特別保護の施設……………一三六

第三章 學校衛生施設及びその要領……………一三三

第四篇 幼稚園及び青年學校……………一四五

第一章 幼稚園……………一四五

第二章 青年學校……………一五三

第五篇 小學校經營の實際……………一六〇

第一章 教授に關する行事……………一六〇

第二章 訓育に關する行事……………一八〇

第三章 小學校の事務……………二〇三

第四章 結論……………二二五

附 録……………一

地方學事通則……………一

小學校令……………二

小學校令施行規則……………二

幼稚園令……………四三
 幼稚園令施行規則……………四四
 青年學校令……………四六
 青年學校規程……………五〇

〔目次終り〕



日本教育學校管理法

第一篇 教育制度

第一章 國家と教育

國家生活 人類は本來、群居本能に基づいて種々の社會に屬しながら、その生活を營んでゐる。そこで、若し人類が自然の情態のままに置かれてゐたなら、人の天分、實力、環境等の不平等な上に利己心に基づいて行動し、各人の利害の衝突が生じて、混亂した鬭争情態を續けるであらう。然るに人類には他方に於て、政治的社會を創造して共存共榮の實を擧げる天性を具へてゐる。國家の起源は、まことに古

人類と國家

國家の意義

いものであつて、人類が集團生活を營まうとする自覺によつて成立つてゐるのである。即ち國家とは、社會の共通の意識による共同の目的のために、強い統制力を認めることにより組織せられた一大社會である。この意味で、國家は、人類の組織してゐる社會の中で最も發達した最も完全強力なものであり、その中に存する種々の社會は國家を中核として益々發展し得るのであり、國家は、人類にとつて最も大きな郷土である。殊に我が國の如き理想的な民族國家にあつては、土縁と血縁とに連なる最も大きな統一的全體であつて、我が國土は即ち我等の郷土なのである。我等はこの國土の上に我が國の歴史を建設して來てゐる。従つて、民族意識を中心として、國民全體が一團となつて鞏固に統制せられて、我が國獨特の國民精神と國民文化とを確立してゐるのである。

民族國家

我が國独自の國民精神と國民文化
國家の目的

國家の目的と教育 國家の目的は、國家全體の秩序の維持統制を確

保し、その發展擴充を企圖し、國民共同の福祉を保全増進して、各人の本性を發揮せしめ、國運の隆昌に貢獻せしめ、進んで人類文化の今日の域に達した頂點にあるものであり、國民生活の支柱であると共に、國際的發展への基礎となるのである。

各個人は、かゝる國家といふ政治的團體の一員として、始めて完全となることが出来るものである。そして國家は、必ず外敵に對して防衛の任務を盡すと共に、國內的には殖産興業を圖つて國力を増進發展せしめねばならぬ。そのためには、國家を構成してゐる人民即ち國民各個人を向上せしめねばならぬのは當然である。即ち國家は、國民の教化を進め、その知識・道徳・體力を向上練磨せしめ、以て世界文化の進運に貢獻するの努力を失つてはならぬ。こゝに國家が國民全體を教育するところの國民教育の基本的な意味が存してゐる。従つて國民普通教育に従事してゐる小學校の教育が、國民教育の機

國民教育の意味
小學校の教育

國家と教育との關係

關として國家的施設の重要なものであることが明かにせられるのである。即ち、國家と教育との重要な關係は次の如く要約せられる。
 〔一〕國家は國民全體を教育する權利を有するのであつて、教育は國家の政治の重要な部分である。
 〔二〕教育の目的は國家の目的によつて限定せらるべきもので、國家の最高目的を離れて國家の行ふ教育の意味はない。
 〔三〕小學校は國民普通教育として國家の公の事務の重要な一部分で、國民全體を教育する任務をもつてゐるものである。

教育と文化

教育の本質と國民文化 以上の國家と教育との關係を、更に教育と文化との本質論から少し述べて見ると、凡そ教育とは、人の進歩發達を助けて、より優れた者に仕上げる仕事である。それ故、人の生長發達に與つて良い影響を及ぼすものは、總て教育である。即ち教育とは、廣い意味では、人生を發達させ社會を進歩させるために、文化を傳達擴充する一切の活動である。文化とは道德、知識、技藝等を指すの

學校教育

であつて、人類は何れの時代にも、或程度の文化をもつてゐるのであり、然も前代の者は、これを後代に傳達して益、擴充させようとし、後代の者も亦、これを前代から承繼して愈、擴充しようとして、種々の活動を營むのである。即ち、人生は教育によつて發展充實するのであつて、人々は皆、教育によつて人生の意味を理會し、國家社會の一員としての自覺を高めるのである。かゝる文化の傳達、擴充は、學校教育では、一定の條件の下に限定せられた活動として行はれる。狭い意味で教育といふと、子女の生長發達を助けるために、一定の目的を以て、成熟者が未熟者を導き、具案的に且繼續的に、文化の傳達、擴充を圖る活動を指すのである。それ故に、教育の本質は國民文化を離れて存立することなく、教育の淵源が國體の本義に基づくのは當然である。殊に我が國に於ては、國初以來の精神に立つて神明を祭祀し、家にあつては血統を重んじ、祖先を崇び、國にあつては立國の大本を中核と

我が國の政治祭祀教育の一致

し皇室を尊崇してやまない。我が國の政治と敬神と教育とは、その働きを異にしてゐるが、その精神に於ては正に合一してゐるのである。こゝに我が國に於ける政治と教育との根本的な關係が明かにせられるのである。

第二章 教育行政

教育行政の性質 國家は、その自存發達を全うするために、内務・外務・財務・軍務・法務等諸般の行政事務を要するもので、これ等は皆それぞれ特別の目的をもつてゐる。就中、内務行政の目的は、公共の安寧秩序を保持し、國民民福を増進するにあつて、そのためには、警察・殖産・交通等に關する行政が何れも必要であるが、人民の精神・身體の發達を助長させる行政も亦、甚だ重要である。蓋し、國民一般の道德・知識・技能體力の如何が國家の進歩發展に重大な關係を有することは、毫も

教育行政が國家の自存發達に必要な理由

國の教育事務と市町村の教育事務との關係

國の教育事務

市町村の教育事務

疑を容れぬからである。即ち國家は、その自存發達のためには必ず教育を尊重し、常にその施設經營を圖らねばならぬのであつて、これに關する行政を稱して教育行政といふ。

元來、一切の行政は、國家の自存發達に必要なものであるから、その事務は、政府自らこれが機關を設けて直接に處理するのが原則である。けれども、教育の如く、精神・身體の發達の助長を目的とする行政は、その種類・程度等によつて、地方自治團體をしてこれを助けしめる方が、一層適切な場合がある。そこで教育行政は、その最も重要な事項、例へば小學校の目的・種類・修業年限・教科及び編制・就學義務・職員資格・費用一部の負擔等は、國の教育事務としてこれを規定處理し、又それ等に次いで重要で、然も地方の情況に適切ならしめるべき事項、例へば校舎の設備・維持・職員俸給の一部並びに校費の負擔等は、市町村の教育事務として、これを自治團體に委任し、一定の法規の下にそ

れを監督して執行せしめる。かく兩々相俟つて、その目的を十分に到達しようとするのである。

教育行政の機關 教育行政に關する主な機關は、文部大臣、府縣知事、市町村長等である。左にその各について述べよう。

文部大臣の職權

一、文部大臣 文部大臣は、教育行政に關する最高官廳で、全國の教育、學藝及び宗教に關する事項を管理するものである。即ち〔一〕教育に關する法律、命令の立案、〔二〕教育に關する命令の發布、〔三〕教育行政に關し、府縣知事以下に對する指揮、監督、及び〔四〕教育に關する行政處分等を以てその職權とする。但し、朝鮮、臺灣、樺太、關東州等の教育、及び宮内省、内務省、陸軍省、海軍省等所管の各學校は、その所轄外である。

その補助機關

文部大臣は、その事務を處理するために補助機關を要する。政務次官、次官、參與官、局長、秘書官、書記官、事務官、理事官、督學官、社會教育官、體育官、圖書事務官、圖書監修官、技師、屬及び技手等は何れもそれであ

府縣知事の職權

る。尚、教學局長、官、教學官等がある。

二、府縣知事 府縣知事は、その地方に於ける諸般の行政事務を掌る官廳で、教育事務に關しては、文部大臣の指揮、監督を受けて法律、命令を執行し、國の教育事務を行ふと同時に、又自治團體たる府縣の教育事務をも執行するものである。小學校に於て行はれる國の教育事務が法規に合致してゐるか否かを監視し、獎勵する、小學校の第一次の監督を行ふものは府縣知事である。知事が教育事務を執行するに當つて、その補助機關となるものは、學務部長たる書記官、事務官、地方視學官、視學屬等である〔別に師範學校長は、その府縣の小學校教育を視察する任務をもつてゐる〕。

その補助機關

市町村長、學校組合管理者の職能

三、市町村長、市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者、市町村長、市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者は、自治團體の機關であつて、官廳ではないけれども、自治團體としての教育事務を執行す

ると共に、知事の指揮監督を受けて國の教育事務をも執行するものである。國の教育事務を執行するに當つては、自治團體の議決機關たる市會市參事會、町村會、市町村學校組合會、又は町村學校組合會の干渉を受けないけれども、自治團體としての教育事務を執行するに際しては、必ずその議決機關の決定によるべきである。

市町村長の職權は、市町村等に屬する教育事務の管掌及び主として小學校の物的設備の管理にある。小學校の管理とは、小學校に於て、その教育が適切に行はれ得るやうに校地を選定し、校舍を建造し、備品を整へる等一切の物的設備をなし、且これが保管の責に任ずることをいふ。それ故、市町村長等の管理權は、漫に小學校長及び教員の進退を云爲し、その執行する教育事務即ち養護・教授・訓育に干渉し、これに對して監督がましい行動に出づべきものではない。

この外、小學校の教育事務について、直接必要な補助機關は、學務委

小學校の管理

學務委員及び學校醫

員及び學校醫、學校齒科醫である。市町村、市町村學校組合又は町村學校組合は、條例の規定によつて學務委員を置かねばならぬし、又その學區にもこれを置くことが出来る。學務委員の任務は、市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並びにその代理者を補助し、又はその諮問に應じて意見を陳述するにある。學校醫については尙後述する。

小學校關係法規 小學校に關する主要な法規は、小學校令及び小學校令施行規則である。

一、小學校令 小學校令は、小學校教育に關する根本を規定する法規であつて、實に我が國小學校教育の法的根幹をなすものである。我が國の小學校制度は、最初明治五年の學制頒布に始まり、明治十九年に小學校令が制定せられ、同二十三年及び同三十三年の改正を経て、^{従来}現行の小學校令、勅令第三百四十四號となり、更に部分的の改正を加

性 小學校令の重要性

國民學校令
昭和十六年二月二十日
(勅令第一四四號)

小學校令施行規則の重要性
（文部省令）
十六年八月十四號
第四号

主要な關係諸法規

へられて、今日に至つてゐる。

二、小學校令施行規則 小學校令施行規則は、小學校令に次いで重要なものであつて、小學校令實施上の方法手續等を詳細に規定したものである。明治三十三年八月小學校令改正と共に、文部省令第十四號を以て發布せられ、爾來部分的の改正を経て、これ亦今日に及んでゐる。

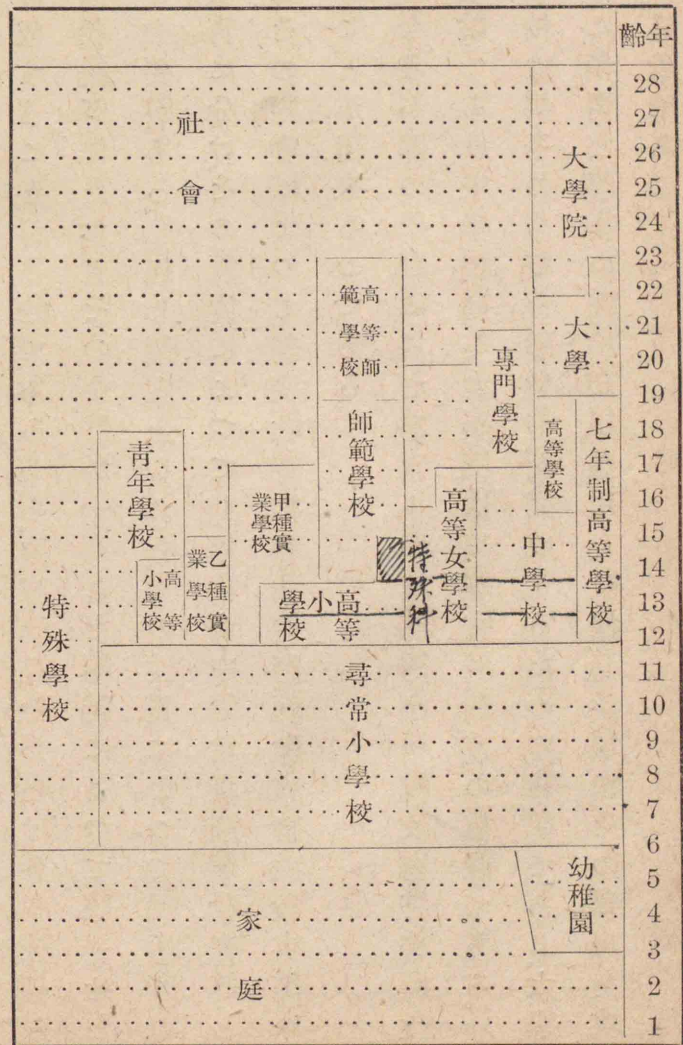
この他關係法規の主要なものには、市制町村制地方學事通則、市町村立小學校教育費國庫補助法、市町村義務教育費國庫負擔法、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程、市町村立小學校教員加俸令及び恩給法等である。尙この外、中央官廳及び地方官廳から隨時公布せられる大小の法規にも準據すべきである。

第三章 學校の種類・發達・系統

我が國學校の種類 學校教育は、そこに行はれる教育の性質程度内容等によつて、その學校の種類も多種多様であるが、何れも、良い國民を養成することが目的であるから、國家的見地からは、各學校相互の間に聯絡が保たれ、且その全體が一貫した精神によつて統一せらるべき必要がある。但し便宜上これを、その性質によつて普通教育職業教育に分け、その程度によつて初等教育中等教育高等教育等となし、又その内容によつて基礎教育補習教育師範教育特殊教育等に分けることが出来るのである。

現今我が國の學制に於て、尋常小學校高等小學校は初等普通教育の施設であり、中學校高等女學校は高等普通教育の施設である。高等學校は男子の高等普通教育を完成するための施設であり、大學は國家に須要な學術の理論及び應用を教授し、並びにその蘊奥を攻究する施設である。

圖 統 系 校 學



師範學校・高等師範學校・教員養成所等は師範教育の施設であり、商工農・商船・水産等の各種實業學校、更に各種實業專門學校等は實業教

育並びに専門教育の施設である。又青年學校は補習教育並びに職業教育の施設であり、盲學校・聾啞學校等は特殊教育の施設である。この外、軍人養成のために陸軍士官學校・陸軍大學校・海軍兵學校・海軍機關學校・海軍大學校等があり、更に外國語學校・美術學校・音樂學校・神宮皇學館・學習院等がある。

學校教育の發達 學校の起源は古い。支那では、もと道德教育を施す場所の意味に用ひてゐるが、學校と言はずにたゞ學と言ふ用法が寧ろ多い。我が國でも、學校といふ名稱は足利學校に始まり、江戸時代にもあつたが、その廣く行はれるに至つたのは維新以後である。ギリシヤでは、學校は寧ろ上流閑散な階級の人々の學術上の談話にその起源をもつてゐる、その他の諸國でも、比較的閑散な貴族社會の教育所として起つた。即ち何れの國でも、先づ大學が起り、次いで中等學校に及び、最後に下級民衆の教育所にまで普及して來てゐるので

貴族社會の教育

平民の教育
私立學校の發達

あつて、平民の初等教育所は、西曆十八世紀以後に著しい發達を見たものである。又諸外國に於ける學校の發達を見ると、何れも私立學校がその成立の先驅をなして居り、殊に宗教團體に依つてそれが經營せられてゐる。従つて國家と宗教團體との間に於て、長年紛争が續けられて來たのであつて、國家と教育との關係は學校の發達上から見て、それぞれの時代によつて大いにその意味を異にするところがある。併し、漸次國家が教育權を握つて教育を行ふことになつて來てゐるのである。

大學及び國學

我が國に於ても、大寶令には既に大學、國學が存してゐたが、これも主として貴族の子弟が學んだ教育所であつたので、庶民の教育は室町時代に入り、寧ろその末期以後になつて次第に發達して來たものである。明治以前殊に江戸時代に、我が國の庶民教育機關として全國的に普及してゐたのは寺子屋であるが、これは主に讀書・習字・算術

寺子屋

藩學及び學塾

今日の學校

を教へたものである。大名の建てた藩學の外に、學者の營む學塾等があつて、高等乃至は専門の教育所として、我が國文化の維持向上に大きな貢獻をしたことも、近世教育史で教へてゐるところである。今日の學校教育の發達は、これ等の地盤の上に歐米の教育制度をも取り入れて、急速の進歩を見たものであるが、近時に至つては、愈々國民精神を作興し、更に我が國独自の文化に基づく日本的な教育を行ふところの學校に進展すべき趨勢にある。

諸外國の學校系統の區別

學校系統の確立 學校系統は、國情及び歴史によつて、各國皆互に多少相異なつてゐる。これを概觀すると、先づ高等教育を受ける者と然らざる者との大體の系統が、別れて複線になつてゐるものと、その両者が別れずして單線になつてゐるものとがある。フランス・イギリスの如きは前者であり、ドイツ・北米合衆國の如きは後者である。次に、性別によつてその系統を別にするものと、然らざるものとがあ

教育系統と學校系統

る。ドイツは前者に屬し、北米合衆國は後者に屬する。更に學校の課程、修業年限等を一定せるものと、殆ど自由に任せるものとの別もある。多くの國々は前者であるが、イギリスの如きは後者である。教育系統の確立は、學校系統の整備確立を中心とするものである。學校系統の整備と確立とは、國家教育の發達に重大な關係をもつてゐる。その完成には、教育學上の理論は勿論、總じて一國文化の進展、經濟、國防等に至るまで、これと緊密な關聯を有するのである。それ故に學校系統は全體として渾然たる有機的統一をもたなければならぬ。そのためには、それぞれの學校の目的意義程度等に十分な聯絡があると共に、出来る限り合理的に教育の効果を擧げ得、これによつて國民教養の發展を促し、國民文化の向上に遺憾なからしめるものでなければならぬ。我が國現在の學校制度は、大抵明治の中期頃にその基礎が確立したものであつて、その後幾度か少しづつ、改正せら

れて來たのであるが、その根本は改められてゐないのであつて、時勢の進運に顧みて今後尙改善せらるべき幾多の問題をも含んでゐるのである。

第二篇 小學校の管理

第一章 義務教育と小學校

第一節 小學校の本旨及び種類

小學校の本旨 小學校の本旨即ちその目的とするところは、小學令第一條に

小學校の本旨の
要約

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎
並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
と示されてある。これを分解すると、
〔一〕身體の發達に留意すること、
〔二〕道德教育の基礎を造ること、
〔三〕國民教育の基礎を造ること、
〔四〕生活
に必須な普通の知識・技能を授けることにあるのは、既に教育學で明

かにしたところである。

尋常小學校

高等小學校
尋常高等小學校

小學校の種類 小學校は種々の標準によつて類別することが出来る。
〔一〕教科の程度の點からは尋常小學校・高等小學校・尋常高等小學校の三種に別たれ、
〔二〕經費の負擔の點からは官立小學校・公立小學校・私立小學校の三種に別たれ、
〔三〕學級の編制の點からは多級小學校・單級小學校の二種に別たれる。
その中、尋常小學校は修業年限を六個年とし、義務教育を施す場所である。即ち滿六歳に達した兒童は、その父兄の職業・階級の如何を問はず、必ずこれに入つて教育を受けねばならぬのであつて、國民の文化を高め、その精神の統一を圖る基礎である。
高等小學校は修業年限二個年又は三個年であつて、尋常小學校を卒業した者を收容し、一層精深な普通教育を施す場所である。その入否は、父兄の自由に任せてある。尋常高等小學校は同一學校に上述の二校の教科を併置したものであつて、尋常小學校及び高等

小學校の規定をそれぞれに適用するのである。

第二節 就學義務

義務教育に関する異説

義務教育と義務教育年限 義務教育とは、國家が自存發達の必要上、國民をして、その兒童に國家の要求する程度の教育を強制的に受けしめることをいふ。元來、義務教育に關しては、反對の意見も絶無ではない。即ち、兒童の教育は全く父兄の自由に一任すべきであつて、國家がこれに干涉すべきでないといふ説もある。けれども、方今世界の文明國は、大抵義務教育の制度を採用してゐるのであつて、採用してゐない國は甚だ少なく、それも亦將に採用しようとする傾向である。我が國では、明治五年學制頒布以來既にこの方針を採り、同二十三年からは、教育の義務を以て、納税・兵役の義務と共に國民必守の義務と確定し、かくて現今の制度となつたのである。

義務教育制は世界の趨勢である

各國に於ける義務教育年限

義務教育を受ける年限を義務教育年限といふ。我が國では、現在にあつては六個年制を採用してゐる。併し、更にこれを八個年に延長せんとするの議がある。外國の事例を挙げると、ドイツは十個年制で、尙滿十八歳までの補習教育をも義務とし、イギリスは九個年制で、補習教育の義務制はドイツと同様である。その他オースタリヤ、ベルギー等は八個年制、フランス、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、デンマーク等は七個年制、北米合衆國は州によつて多少違ふが、その中の大部分即ち二十一州は九個年制である。

各國に於ける學齡の相違

學齡兒童學齡兒童保護者 義務教育が兒童の何歳から始めて何歳に終らすべきかは、理論のみでそれを決定することが困難である。各國多くは經驗と慣習との結果、滿六歳を以て學齡の始期と定めてゐるけれども、イギリスの如きは滿五歳からであるし、ノルウェーでは滿七歳からである。我が國に於ては、滿六歳に達した翌日から滿十

我が國の學齡

學齡兒童

就學の始期
就學の終期

學齡兒童保護者
の權利

學齡兒童保護者
の義務

市町村立以外の
學校に入學させ
る場合

四歳に至る八個年間に於て學齡とし、學齡期間にある兒童を學齡兒童といひ、この期間に於て六個年の義務教育を完了すべきこととしてある。そして、兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了した時を以て就學の終期とする。

學齡兒童に對して親權を行ふ者を學齡兒童保護者といふ。親權とは、兒童と同住して監護教育をする權利であつて、父又は母がこれに當り、父母の無い時は、後見人がこれに當るのである。學齡兒童を就學させることは、學齡兒童保護者の義務である。又義務教育を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は、その雇傭によつて兒童の就學を妨げることが出来ない。

學齡兒童保護者は、市町村長の指定に従ひ、兒童を市町村立小學校に入學せしむべきである。但し、市町村長に届け出て他の市町村立

尋常小學校に入學せしめ、又は官立府縣立學校で尋常小學校の教科を修めしめ、若くは、高等學校、中學校の豫科に入學せしめることが出来るし、又認可を受けて、私立小學校若くは家庭で教育することも出来る。そして後の場合にあつては市町村長は、その兒童の教育を監督し、不適當と認められた時には、その認可を取消すことが出来るのである。

就學の獎勵と猶豫免除 國家は、一面に於て就學義務の強制をなすと共に、別に學齡兒童就學獎勵規程を設け、就學困難な兒童のために、國庫から毎年道府縣に補助金を交付し、道府縣は更に相當の支出金を加へて、これを市町村に配分し、教科用書、學用品、被服、食料等の給與、その他適當の方法によつて就學を容易ならしめようと努めてゐる。

併し、學齡兒童が病弱又は發育不完全のため、或はその保護者が貧窮のため、就學せしむべき時期に於て就學せしめることが出来ない

就學の獎勵

就學猶豫の場合

就學免除の場合

時には、市町村長は、その就學を一個年以内に於て猶豫することが出来る。この場合に於ては、直にこれを府縣知事に報告しなければならぬ。

又學齡兒童が、瘋癲白痴或は不具廢疾のため就學することを得ないと認められた時、若くは保護者が貧窮で到底就學せしめ得ないと認められた時は、市町村長は府縣知事の許可を受けて、學齡兒童保護者の義務を免除することが出来る。その他、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた區域内の學齡兒童保護者は、その義務を免除せられたものとなる。

市町村長の事務

就學に關する事務 義務教育普及のためには、就學義務の執行に關する事務は極めて必要な事柄である。これに關係する者は、市町村長、市町村立尋常小學校長、府縣知事、學齡兒童保護者であるが、何れも眞摯にこの事務を行はねばならぬのである。市町村長の事務は、學

市町村立小學校長の事務

齡簿の編製、入學期日及び入學せしめる學校を定め、これを保護者に通告すること、入學せしむべき兒童名、入學期日を關係學校長に通告すること、不就學者、缺席者の保護者に對する督促等である。市町村立小學校長の事務は、學籍簿の編製、出席簿の調製、その他法令に定められた不就學、缺席、卒業、退學、廢學等の事項を關係市町村長に報告すること等である。府縣知事の手事は、市町村長から不就學、缺席の報告を受けた時、關係兒童の保護者に對して就學又は出席の督促をなすことである。學齡兒童保護者の事務は、市町村長の指定する以外の學校に入學せしめる場合の市町村長への申立又は届出或は認可の申請、就學不能の事由ある時に義務の猶豫又は免除を市町村長に申立てること等である。

學齡兒童保護者の事務

現在に於けるその實數及び割合

現時の實況 全國道府縣に於ける昭和九年度の人口は、六千八百十九萬四千九百人であつて、これに對して學齡兒童の數は、一千二百九

十萬五千五百三十二人である。即ち全人口の一割八分強が學齡兒童なのである。この割合は、朝鮮・臺灣等に於ても略同様であらうと推定せられる。この學齡兒童の中、尋常小學校の教科を修める者は、實に九百六十一萬五千四百九十九人であつて、學齡兒童の七割五分弱を占めてゐる。その就學の歩合は九九・五八%で、然も年々向上の傾向を示してゐる。殘餘の中、二割五分強の者は、既に尋常小學校の教科を卒へた者及び未だ就學の始期に達しない者であつて、その他は前述の理由によつて、就學義務を猶豫された者三萬二千六百二十人と、免除された者一萬四千二百八十四人とである。

← 第三節 小學校の設置

尋常小學校の設置 尋常小學校の教育が義務教育である以上、國家は自ら尋常小學校を設置すべきであるが、校舎の設備の如きは地方

尋常小學校設置の義務

義務教育費の國庫負擔

の情況に適應せしむべきものであるから、委任事務として市町村の自治團體に、その設置の義務を負はせてある。小學校令第六條に、市町村ハ其ノ区域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシとあるのが、それである。但し、これがためには國家は、道府縣をしてその經費の補助をなさしめ、自らも亦教員の俸給に要する經費の一部を負擔する。即ち、國家は大正十二年三月、法律を以て市町村義務教育費國庫負擔法を發布して、毎年度四千萬圓を下らざる金額を支出することとし、同年六月、これが施行に關する勅令及びその施行規程を發布して、一定の標準を定め、一方には教員數により、他方には就學兒童數によつて、これを全國に配當することになつた。然も年々増加する經費を償ふため、更に國家は昭和五年までに三回に互つてその規程に改正を加へて、支出額を八千五百萬圓に増したのである。かくして市町村は、必ずその区域内の學齡兒童を

尋常小學校設置に關する特別の方法

悉く收容するに足るべき尋常小學校を設置せねばならぬのである。若し、自治團體の資力が薄弱であるか、又は特殊の事情のある場合には、左の如き特別の方法によらしめる。

町村學校組合の必要

一、一町村の資力が不十分で、一學校を設置し難い場合には、他の町村と學校組合を設けさせ、共同の資力によつてこれを設置せしめる。町村學校組合はかくして出来るのである。

兒童教育事務の委託

二、一町村の兒童數が過少であるか、又は町村の地形により、適度の通學路程内に於て、就學兒童の數が一尋常小學校を構成するに足りない場合には、他の市町村と學校組合を設けるか、又は兒童の全部若くは一部の教育事務を他の市町村、町村學校組合、又はその學區に委託せしめる。これを兒童教育事務の委託といふ。そしてこの委託を受けた市町村、町村學校組合又はその學區は、これを應諾せねばならぬのである。

上級自治團體の補助

三、資力が最も薄弱で他の市町村に委託の費用をも支辨することが出来ない場合には、府縣が町村又は町村學校組合に相當の補助を與へること、

なつてゐる。

設置又は兒童教育事務委託の義務の免除

四、萬己むを得ない場合には、該町村若くは町村學校組合をして、その一部に關しては、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除せしめるのである。

義務教育費交付金の増加

併し、國家は今述べた市町村義務教育費の負擔に關して、資力その他の事情により必要ある市町村に對しては、特に交付金を増加し得る規定を設けた。即ち薄資の市は二重の、又薄資の町村は三重の、配當交付を受けることが出来るのである。現に昭和九年度に於ける交付金の内譯を見ると、市町村配當額が七千五百八十萬圓、特別市への増加配當額が七十萬圓、特別町村への増加配當額が八百五十萬圓となつてゐる。かくて自治團體の資力の薄弱のため、前項所述の方法によらねばならぬ場合も、今後は益減するであらう。これも、一に國家が教育の普及を圖り、特に義務教育の徹底を期する趣意に外な

尋常小學校の校
數位置と自治團
體の意見

らぬのである。
市町村立小學校の設置については、上述の如く種々の事由があるので、その校數並びに位置に關しては、自治團體の意見を重んじ、府縣知事に於て市町村又は町村學校組合の意見を聽いて、これを定めることになつてゐる。

高等小學校の性
質とその設置の
必要

高等小學校の設置 高等小學校の教育は義務教育でないから、その設否は自治團體の自由に任せてある。即ち市町村市町村學校組合又は町村學校組合に於て、これを設けることが出来るやうにし、その設置・廢止に關しては、府縣知事の認可を受けることになつてゐる。
抑も尋常小學校に於ては、唯基礎教育が行はれ得るだけであるから、眞に實質上效果ある教育は、寧ろこれ以後の施爲に待たねばならぬ。その上、現に尋常小學校卒業者の五割六分以上の多數が高等小學校に入學する實情を見ても、高等小學校を設けて、中等學校に入ら

私立小學校の設
置と經營の獨自
性

ざる多數兒童のために、稍精深適切な教育を施すことは、我が國民教育上、頗る緊要のことに屬する。その上、義務教育年限の延長せられる準備としても、高等小學校の設置及びその内容の改善は、現在に於て最も望ましいことである。

私立小學校の設置 小學校は市町村で設置すべきものであるけれども、私人が自費を以てこれを設けようとする場合には、國家はそれに認可を與へる。即ち、何人でも府縣知事の認可を受ければ、私立小學校を設置又は廢止することが出来る。無論、法令の規定に従つて公立小學校と同様の教育を行ふのであるが、その範圍内に於て、設立者が獨自の見識を以てこれが經營をなし、その特色を發揮することが出来るのである。

第四節 我が國小學校の特色

法令に依る統一

我が國の小學校教育は前述のやうに、法令の定めるところに依つて殆ど全國一樣に實施せられてゐるが、かくの如くに小學校教育を統整してゐるのは、世界に多くその類例を見ないところである。但し劃一的制度の下にあつても、教育の實質に於ては、地方生活の情況に應じて適切に地方化せらるべきは、勿論である。

唯一種の小學校による教育

我が國小學校教育の世界に誇るべき他の特色は、國民の貧富階級の如何を問はず、唯一種の小學校で教育せられる點である。かくして統一ある民族意識の涵養と、健實な國民文化の發揚とが期し得られるのである。これに反してヨーロッパの諸國では、一般に貧富の相違に依つて國民の入つて學ぶ小學校を異にし、ために幼時から徒らに階級意識を鋭くし、國民相互の理會を妨げ、社會情操の養成に障礙を來す虞がある。故に大戰以後この制度を破り、總ての國民が同一組織の小學校に於て學ぶやうな、所謂統一學校の運動が興り、着々

教育と宗教との分離

その趣旨を實現してゐる。我が國の小學校制度は、その創始以來既にこの統一學校の根本精神に適つたものであつて、誠に人意を強うするに足るものである。

次に擧ぐべきは、我が國の小學校教育が全然宗教の外に置かれ、課程外と雖も、宗教教育を施し又は宗教的儀式を行ふことを許さないことである。教育をば宗教との混亂紛糾から隔離する運動は、歐米近世教育史上に於ける一大運動であつて、然も實施に當つて最も困難を感じてゐるものである。フランスは夙に宗教を學校教育の外に置き、宗教科の代りに公民科を加へ、宗教教育は家庭に一任してゐ、イギリス及びドイツは宗教教授を父兄の自由選擇となし、北米合衆國は主に日曜學校に任せてゐる。そして一般に宗教教育の實際を見て、主觀的な信仰の問題に觸れることを避け、大體、宗教の歴史的發展の跡を知らせようとする態度を採つてゐる。この點に關して

も、我が國の小學校は歐米のそれに優つてゐるといつてよい。併しこれは、宗教的觀念乃至は情操の基礎的培養を必要とするのではなく、唯特定の宗派と儀式とよりは離るべきであるといふのである。

第二章 小學校の教科

教科目 小學校に於ける教科目の選定は、國民教育上至大の關係を有するものであるから、國家が必要に鑑みてこれを定めて、全國の統一を圖り、然も土地の情況に應じて幾分の斟酌を許すのである。今これに關する小學校令の法文を擧げると、左の如くである。

一、尋常小學校

必設科目 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ、女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

加設科目 土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

二、高等小學校

必設科目 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ、女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

加設科目 土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

隨意科目 前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

選擇科目 手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得、實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム、實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

即ち國家は、必設科目を明示して全國の統一を圖り、加設科目に依つて地方化に努め、更にこれを選択科目及び隨意科目として、兒童の個別化をも顧慮してゐると見らるべきである。又高等小學校では尋常小學校に比べて一層實際生活に直接有效ならしめるやう留意

し、殊に實業の科目に重きを置いてゐる。これ大正十五年四月に改正せられた小學校令の趣旨である。宜しく地方の状況を洞察して、それへの適應に努め、進んでは兒童將來の職業指導をも考慮すべきである。

尋常小學校、高等小學校共に、教科目の加除には府縣知事の認可を受けねばならぬ。又兒童身體の情況によつて到底學習することを得ない教科目は、これをその兒童に課さないで、その義務教育の修了を認定することが出来る。例へば、不具の兒童には體操を缺き、發聲器に著しい故障のある者には唱歌を課さないで卒業させることが出来る等、それである。

教科課程表 各教科目について、その教授の程度及び範圍を定めるのは、教育上重要なことである。この點に關して、國家は一方には教育學の理論上から、他方には國民教育の實際上から十分慎重な討議

教科課程表の國家的規定

を加へ、現在の時勢に於て最も適切と認める程度及び時數を定め、全國をしてそれに遵由せしめてゐる。それが即ち教科課程表である。

一、尋常小學校教科課程表（修業年限六個年）
〔小學校令施行規則第四號表〕

地 理	國 史	算 術	國 語	修 身	學 年	
					第一學年	第二學年
		五 百以下ノ數ノ 唱ヘ方、書キ 方及簡易ナル 計算	一〇 發音、日常須 知ノ文字及近 易ナル普通文 字ノ讀ミ方、 綴リ方、話シ 方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週
		五 千以下ノ數ノ 唱ヘ方、書キ 方及簡易ナル 計算	一二 假名、日常須 知ノ文字及近 易ナル普通文 字ノ讀ミ方、 綴リ方、話シ 方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週
		六 整数ノ計算	一二 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文字ノ讀 ミ方、綴リ方、 話シ方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週
		六 整数ノ計算、 小数ノ唱ヘ 方、書キ方及 簡易ナル計算	一二 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文字ノ讀 ミ方、綴リ方、 話シ方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週
二 日本地理ノ大 要	二 國史ノ大要	四 整数ノ計算 小数ノ計算 分數ノ計算	九 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文字ノ讀 ミ方、綴リ方、 話シ方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週
二 前學年ノ續キ 滿洲其ノ他外 國地理ノ大要	二 前學年ノ續キ	四 比例 歩合算	九 日常須知ノ文 字及近易ナル 普通文字ノ讀 ミ方、綴リ方、 話シ方	二 道徳ノ要旨	時數	每 週

科目	理	圖	唱	體	裁	手	計
科	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	二一
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	二二
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	二三
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	二四
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	二五
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	男女 元毛
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	男女 三六
	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象	簡單ナル形體	平易ナル單音 唱歌	體操 遊戲及競技	縫	工	男女 三〇

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

二、高等小學校教科課程 (修業年限二個年のもの)

〔小學校令施行規則第五號表〕

科目	修	國	算	國	地	理	圖	手
身	二	六	四	二	二	二	一	一
授時數	二	六	四	二	二	二	一	一
第一學年	道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方	整數、小數、分數、數ノ代數 的計算、幾何圖形	國史ノ大要	外國地理ノ大要	植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、通常ノ 物理、化學上ノ 現象、作用、 元素及化合物、 衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡易ナル製作、製圖、手藝
第二學年	道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書 キ方、綴リ方	比例、歩合算、數ノ代數的計 算、幾何圖形(日用簿記)	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理、化學上ノ現象、 元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、 作用、人身生理、衛生ノ大要	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡易ナル製作、製圖、手藝

計	裁縫	家事	實業	體操	唱
					歌
女三〇九	四	四	女男二五	三	一
					(單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌)
女三〇九	四	四	女男二五	三	一
					(單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌)

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

三、高等小學校教科課程表 (修業年限三個年のもの)

〔小學校令施行規則第六號表〕

教科目	學年	每週教授時數	第一學年	每週教授時數	第二學年	每週教授時數	第三學年
修身	二	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整數、小數、分數、數形ノ代數的計算、幾何圖形	四	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形	四	第一學年、第二學年ノ課程ノ補習 (日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	二	前學年ノ續キ	二	國史ノ補習
地理	二	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習	二	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、用、人身生理衛生ノ大要	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	理科ノ補習
圖畫	一	一	簡單ナル形體	一	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	一	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)
手工	一	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝

計	裁縫	家事	實業	體操	唱歌
男二九 女三〇	四		女男 二五	三	一
	裁縫ノ衣類ノ縫ヒ方、 通常ノ方、繕ヒ方		（農）農業ノ大要 （工）工業ノ大要 （商）商業ノ大要 衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	體操 遊戯及競技	（單音唱歌） （簡易ナル複音唱歌）
男二九 女三〇	四		女男 二五	三	一
	裁縫ノ衣類ノ縫ヒ方、 通常ノ方、繕ヒ方		（農）農業ノ大要 （工）工業ノ大要 （商）商業ノ大要 衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	體操 遊戯及競技	（單音唱歌） （簡易ナル複音唱歌）
男三一 女三〇	五		女男 二六	三	一
	裁縫ノ衣類ノ縫ヒ方、 通常ノ方、繕ヒ方		（農）農業ノ大要 （工）工業ノ大要 （商）商業ノ大要 衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	體操 遊戯及競技	（單音唱歌） （簡易ナル複音唱歌）

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ毎週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ毎週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

教授時數の増減 尋常小學校に於て手工を加へる時、又はその第一學年第二學年に圖畫を課する時は、その毎週教授時數は學校長に於て、他の教科目の毎週教授時數を減じてこれに充つべきであり、二部

教授をなす場合には、教科目の毎週教授時數は、管理者又は設立者に於てこれを定めて、府縣知事の認可を受くべきである。又高等小學校に於て、實業を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當すべきであり、實業に於て工業を學習するため手工を課さない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當することが出來、尙第三學年に於ける圖畫唱歌を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數を學校長に於て他の教科目に配當することが出來る。

尙土地の情況によつて、管理者又は設立者は府縣知事の認可を受けて、尋常小學校では十八時以上三十時以下、高等小學校では二十時以上三十二時以下に於て、毎週教授時數を増減することが出來る。二部教授をなす場合には、毎週教授時數は、各部十八時以上とし、年少

教授時數を短縮する場合

の部にあつては、これを十二時まで減ずることが出来る。又夏季冬季の休業前後各二十日以内は、児童心身發育保護の必要上、毎日の教授時數を減ずることが出来、この場合には學校長に於て、便宜各教科目の毎週教授時數を斟酌すべきである。

教科用圖書 教科用圖書は、教授上極めて重要なもので、實に教授の生命の係るところといつても過言ではない。これに關して、以前には民間發行のものについて採定した時代もあつたが、明治三十六年以來は國定の制度を採り、小學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものたるべしと規定せられてある。但し、その圖書が同一の教科目に關して數種ある時は、その中について府縣知事がこれを採定することになつてゐる。尙教科用圖書使用上の規定を示すと左の如くである。

一、必ず文部省著作のものを使用すべきもの。

國定教科用圖書

修身。國語。算術。國史。理科。家事。圖書。

二、府縣知事の採定すべきもの。

前記教科目外の圖書に限り、府縣知事は、文部省著作のもの又は文部大臣の檢定を経たもの、中から採定する。

三、兒童用書を採定することを得ないもの。

體操。裁縫。手工。尋常科第四學年以下の唱歌。

四、學校長の意見によつて、兒童に使用させずともよいもの。

國語書き方。算術。理科。家事。圖書。小學地理附圖。

教科用圖書を變更した場合には、その圖書は最下學年の兒童から使はせ、他の兒童には從來の圖書を襲用させるべきことになつてゐる。

卒業・修業の認定と證書 學校長は修業年限の終に於て、尋常小學校若くは高等小學校の教科を修了したと認められた者に、卒業證書を授與す

教科用圖書變更上の制限

卒業の認定

修業の認定

卒業修業の認定
と平素の成績

べきであり、又學年末に於て、各學年の課程を修了したと認められた者に、修業證書を與へることが出來、又複式學級で一學年間學習した者には、學習證書を與へることが出来る。そして、修了の認定には試験を用ひず、平素の成績を考査してこれを定むべきものと規定せられてゐる。

第三章 小學校の編制

第一節 學級の編制法

學級とは一人の教師が一教室内で教授する兒童の一團である

學級の意義 従前使はれた級又は年級といふ語は、唯漠然と學年の等級を表すに過ぎなかつたが、今日用ひられる學級といふ語は、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき兒童の一團を意味するのである。蓋し兒童の眞の全人格陶冶は、學級といふ共同生

活に於て自らを見出さしめるところに始めて行はれるのであつて、學級のもつ社會性こそ、兒童教育に重要な意味を有するものである。故に學級は、全學校教育の有機的分節であり、具體的に教育の行はれる場所であると言ひ得る。かくてその一團は、一個の學年から成ることともあれば、二個以上の學年から成ることもあり、最も極端な場合に至つては、實に六個學年から成立つこともあるのである。

學級編制法の種類 學級編制法を大別すると、多數編制法と單級編

多級編制法

單級編制法

單式編制法

複式編制法

二部教授編制法

制法とである。多級編制法とは、全校の兒童を二學級以上に編制するもので、單級編制法とは、全校の兒童を一學級に編制するものである。多級編制法は、更に單式編制法、複式編制法、二部教授編制法に別れる。單式編制法とは、同一學年の兒童だけで一學級を組織するもの、複式編制法とは、二個學年以上の兒童を合せて一學級を組織するもの、又二部教授編制法とは、全校の兒童又は一部の兒童を一日の中、

最も多い單式多級編制法

前後の兩部に分けて教授するものをいふ。

一、單式編制法 上述各種の中、最も多いのは單式多級編制法である。昭和七年度に於て、全國市町村立及び私立小學校の總數は、分教場を除いて、二萬六百九十二である。その中、單級單置の學校は六百五十九、單級併置の學校は四千三百五十二であつて、他は皆純粹の多級のものである。又全部の兒童に二部教授を施行してゐる學校は、僅か九であり、一部の兒童に施行する三百五十六校を合せても、三百五十六だけであつて、他は皆單式又は複式の多級であり、然もその大部分は單式編制によつてゐるものである。

複式編制法の原則

二、複式編制法 複式即ち二個學年以上を一學級に編制するには、學年の相接近したものを組み合すのが原則である。例へば、二個學年の複式では、第一・二學年を一學級とし、第三・四學年を組み合せ、第五・六學年を合併する等である。又三個學年を一學級に編制する場合に

單級編制法の利害

は、第一・二・三學年と第四・五・六學年とに別ける等である。但し、設備又は兒童數の多寡によつては、却つて低學年と高學年とを組み合すこともある。

三、單級編制法 單級編制法は、全校の兒童を一學級に編制するものであるから、經濟上、訓育上に利益の多いことが、その特質である。併し教授上からは、教師の直接指導を受ける時間が自ら減ずるから、勢その知識の分量に缺けるところあるを免れない。けれども、又自働練習の機會は多く、従つて兒童が學習を確實にするといふ利點もある。又單級編制法では、教科教材の種類により、適當の組み分けをして取扱ふのが便利である。

二部教授編制法の事情

四、二部教授の編制法 二部教授編制法を取るべき理由は數々あるが、就中その最も主な點は經濟上の事情である。即ち市町村の經濟が、一學級毎に本科正教員一名宛を置くことを許さない場合、及び校

舎が狹隘であるのに、町村の財政がこれが擴張の負擔に堪へない場合等に於て、已むを得ずこの編制法を取るのである。その他經濟には支障がなくとも、本科正教員を得難い場合、若くは校舎の新築、改築等のため差支を生じた場合等に於ても亦、一時の便宜法として用ひることがある。そしてこれを用ひる必要あるところでは、主として年少の兒童に對して行ふがよい。但し、前後の兩部その昇校の時間を固定すると偏頗になるから、適當の交代をなすべきである。

五、その他の方法 二部教授編制法にもより難い場合には、年長の者に對し二部教授を加味しない三學級二教員制を行ふことによつて、六學級の學校に五教員、五學級の學校に四教員、四學級の學校に三教員を配置する等の組織とすることも出来る。但し、その教員の資格等は小學校令施行規則の規定によるのは勿論、殊に優良な教員を配置し、給與を十分にし、且その教員を過勞せしめぬやうに注意する必

三學級二教員制

要がある。

編制上の諸問題 次に尙、編制上の主要な問題について述べよう。

一、學級數の制限 規定に従へば、多級編制の學校では、一學校の學級數は二十四學級以下とし、特別の事情ある時は、管理者設立者に於て、府縣知事の認可を受けてこの制限を超えることが出来る。分教場を設けた場合には、一分教場の學級數は六學級以下とし、前記の制限外とすることが出来る。

二、兒童數の制限 一學級の兒童數も亦尋常小學校では七十人以下、高等小學校では六十人以下に制限せられ、特別の事情ある時は、各十人までを増すことが出来る規定である。蓋し、教師の力は各兒童に普及すべきものであつて、前記制限以上に及ぶと、自ら缺漏あるを免れないからである。教育上の理想からいへば、何れも四十人以下に止めることこそ望ましいが、如何せん、經濟上の關係は、理想にのみよ

二十四學級以下の制限

尋常七十人高等六十人以下の制限

各國に於ける男女學級分離並びに共同の相違

我が國の規定

優劣の混合及び分離

ることを許さないのである。

三、男女の區別 男女を同一學級に編制すべきか、又は別々に編制すべきかに關しては、理論上並びに實際上種々の説がある。概していへば、イギリス、フランス、ドイツ諸國は分離を原則とし、北米合衆國ではこれに反して、高等教育に至るまで共學を實行してゐる。我が國では、分離を本體とし、尋常第一・二學年にあつては共學を妨げないが、第三學年以上になつては、女兒の數が一學級を編制するに足る場合には、男女を分離すべきことを規定してある。

四、優劣の區別 同一學年の兒童を二學級以上に編制するに當つては、通例、優劣を混合して學級を組織するけれども、又優劣によつて區別する方法もある。兒童の學力の差異が甚だしい場合には、これに従つてその各に適切な教育を加へるのも一策であらう。更に精神薄弱者に對する特別の取扱については後に述べる。

五、合同教授 學級を編制した以上は、各學級に於てそれぞれ適當に教育を加へるべきは勿論であるが、修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業等の諸教科目にあつては、數學級の全部又は一部の兒童を合同して教授することが出来る。但し、裁縫、手工、實業については、同時に教授を施す兒童の數が七十人を超えてはならぬ規定である。

現時の實況 昭和九年度に於ける市町村立小學校數は二萬七百八十三であつて、その學級數は二十二萬七千二百一であり、その就學兒童數は一千一百十萬三千九百二十である。これに據れば、一學校の平均學級數は一〇・八となり、一學級の平均兒童數は四九となる。更に最近數年間の情勢を見れば、學校數に於ても、又學級數・兒童數に於ても、何れも急激な増加を示してゐる。併し一教員に對する兒童數は、昭和九年度に於ては四・三・四であつて、數年前に比較して餘り増加はしてゐない。世界各國の教員一人に對する兒童數の最少は、スウ

エーデンの二五・七、最多はルーマニヤの六三・二であつて、イギリスは三四・九、ロシアは三九・六、ドイツは四三・九、イタリヤは四六・四である。これを以てすれば、我が國は相當多くの平均數を有する部位に屬することが判る。

第二節 教員の配置

教員數 規定に従へば、小學校では各學級に本科正教員一人を置かねばならぬし、高等小學校に於ては、その學級數に等しい員數の本科正教員を置く外、教科目教授時數、兒童數等に應じ、必要な員數の本科正教員又は専科正教員を置かねばならぬ。若し正教員が得難いとか、或は財政が許さぬとか、特殊の事情のある場合には、尋常小學校では二學級毎に本科正教員一人、及び准教員一人、又は三學級毎に本科正教員二人を置くことが出来る。更に經濟上の事由によつて、二部

學級數と教員數との割合

學校長と學級擔任

教授の編制を取つた場合には、前部、後部の二學級に對して、正教員一人を置くのを常例とする。蓋し准教員は、必ず正教員の指揮の下に學級教授を補助する者であつて、學級擔任者として立つべき者でないからである。

學校長も亦、前記教員數中の一であつて、當然一學級を擔任すべき者である。けれども、學校長は全校の教員を指揮し、その統一を圖り、内外の校務を處理すべき任務をもつてゐるから、學級數の増すに従つて、その事務は益々繁劇を加へ、擔任學級の教育に専らなることが出来ぬ。それ故に六學級以上の學校では、學校長擔任の學級教授を補助させるため、正教員又は准教員一人を増すことが出来る。又尋常小學校でも、前記の定數以外適宜に専科正教員を置くことが出来る。

教員の擔任法 教員の擔任を定めるのに二種の方法がある。一は學級擔任法で、他は教科目擔任法である。學級擔任法とは、一人の教

學級擔任法と教科目擔任法

兩擔任法の得失

員がその學級の全教科を擔任するもので、教科目擔任法とは、數學級に對して一教科目又は二三の彙類教科目を擔任するものである。兩法何れも得失がある。即ち前者は、訓育上の利益が多く、且各教科目の聯絡を圖るに便利であるけれども、比較的不得意な教科目の教授にも當らねばならぬのが缺點であり、後者は、教員各自がその得意の教科目を受持つのであるから、各科目教授の効果を大にし、又當該教科目各學年間の聯絡にも便利であるけれども、各教科目相互の統合を欠き、且訓育上の缺陷を來す虞がある。

學級擔任法の種別

次に、學級擔任法にも持上り法即ち或學級を擔任して年と共に持上る法と、固定法即ち毎年同一學年の學級受持を反復する法とがある。この兩法にも亦各長短がある。持上り法は、教授上訓育上共に便益が多いけれども、感化が餘りに單方に傾く嫌があり、固定法は、教師が該學年の教授訓育に精通するけれども、他の學年との聯絡を缺

最も有効な方法

き、又固定反復の結果、往々仕事に對する生氣を滅殺する虞がある。上述の得失利害に鑑みて、小學校では持上り法による學級擔任法を以て本體とし、なるべく多く教科目擔任法を加味することが最も優つてゐる。殊に若干の特別教室をも備へ、構案、實驗、實習に基づく自學を勵行する場合には、教師の教授力、指導力を集中する關係上、一層教科目擔任法を重んずる必要がある。總て教科目の擔任を定める際には、教員の長所得意の方面によるべきは勿論であり、彙類擔任の場合には、文科的、理科的、技能的、實用的の四方面に別けるのが、大體に於て妥當である。又男女によつて、或は優劣によつて學級を區別した場合に於ても、それぞれに適當な教員の配置方を圖るべきである。

第四章 小學校の職員

第一節 小學校職員の地位

小學校職員の種類 小學校の職員を大別して、校長、教員及び代用教員とする。

一、校長 校長は、本科正教員からこれを兼務すべきものであつて、全般の校務を處理し、職員を統督し、兒童教育の全責任を負ふべきものである。

二、教員 教員には、本科正教員、専科正教員、准教員の三種がある。本科正教員の中には、小學校本科正教員と尋常小學校本科正教員とがある。前者は尋常高等兩小學校を通じて全教科を教授し得る者であり、後者は尋常小學校のみの全教科を教授し得る者をいふ。次に専科正教員とは、修身、國語、算術、國史、地理、理科以外の教科目で、文部大臣の定める一科目又は數科目を限つて教授し得る者をいふ。以上

訓導

准訓導

現在の教員數と
その内譯

を職務上からは、これを訓導と稱する。又准教員にも小學校准教員と尋常小學校准教員とがある。その教授し得る範圍は、それぞれ本科正教員の場合と同様であつて、何れも正教員を補助する者である。職務上からは、これを准訓導と稱する。

三、代用教員 代用教員とは、資格を有しない者を准教員に代用するものをいふ。准教員の缺乏と經濟上の事情とによつて、これを置くのである。

小學校教員の數は昭和九年度に於て、本科正教員二十一萬一千四百六十一人、専科正教員一萬三千六百九十八人、准教員五千五百八十八人、代用教員二萬一千八百五十二人であつて、總計二十五萬二千五百九十四人を算する。この中、尋常小學校教員二十萬九千九百四十三人、高等小學校教員四萬二千六百五十一人であり、又師範學校附屬小學校に従事する者千三百五十九人、市町村立小學校に従事する者

小學校教員免許
狀

二十五萬一千六百十七人、私立小學校に従事する者八百九十一人である。

資格及び檢定 小學校の教員となるには、小學校教員免許狀が必要である。その免許狀は、左の一に該當する者に對し、府縣知事が授けるもので、全國を通じて有効である。

免許狀を受け得る資格

イ、師範學校若くは文部大臣の指定した學校を卒業した者。

ロ、小學校教員の檢定に合格した者。

檢定の機關

檢定を行ふ機關としては、各府縣に小學校教員檢定委員會がある。會長常任委員臨時委員を以て組織し、會長は學務部長たる書記官を以てこれに充て、常任委員及び臨時委員は、府縣知事がこれを命ずる。又檢定には無試験檢定と試験檢定とがある。前者は、小學校令施行規則第一百七條に該當する者に對して、無試験によつてこれを檢定するのであり、後者は、それぞれ規定に従つて、試験の上これを檢定する。

檢定の種別

のであつて、共に出願者の學力・性行及び身體について、これを行ふのである。

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者及び教員免許狀褫奪の處分を受けて三個年を経過しない者は、教員の檢定を受けることが出来ない。又教員免許狀を有する者でも、禁錮以上の刑に處せられた時或は破産の宣告を受けた時は、その免許狀は效力を失ふのである。

任用の手續

任用及び待遇 市立小學校長及び教員の任用は、市長又は市町村學校組合管理者の申請によつて府縣知事これを行ひ、町村小學校長及び教員の任用は、府縣知事がこれを行ふ。何れも任官の手續を経て任命せられるものである。

小學校教員と官吏待遇

小學校長及び正教員は、國家の官吏として待遇せられる。小學校教員は、その俸給が地方自治團體の支給を受け、且特定の服務規律が

判任待遇
奏任待遇

ある點からいへば、官吏でないやうに見える。けれども、小學校の教育は明かに國家の事務であつて、その教員は任官の手續を経て任命せられるものであるから、これを官吏と認めるのが正當である。併し純然たる官吏でなく、待遇官吏であつて、一般には判任文官として待遇せられるのである。尙、小學校長は、特別の規定によつて、奏任文官と同一の待遇を受け得る。

服務及び職務 小學校教員の服務に關し、小學校令施行規則に規定した條文に

學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

とある。蓋し、校長及び教員は、學校教育の首腦者で實に重大な責任を負ふものだからである。尙、校長、教員の服務に關し、同規則には左の如く定めてある。

小學校教員服務
規律

一、市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

二、學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

三、學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

四、學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

學校長の職務
正教員の職務
准教員の職務
代用教員の職務

學校長は、一校統理の任に當るものであり、正教員は校長の指揮を受けて兒童の教育を擔任し、且學級に關する事務を掌る外、分掌を命ぜられた學校事務を司つて、校務の進捗を圖るべきであり、准教員は、正教員の職務を助け、代用教員も亦これに準すべきものである。尙

校長・教員の事務の細項に至つては、更に第五篇第三章に於てこれを詳説する。

第二節 権限・解職及び懲罰

権限・権限とは、小學校長及び教員が、國の教育事務を執行するに當つて、國家から與へられた權利をいふ。

一、**學校長の権限** 學校長は、〔一〕兒童出席停止の權を有する。即ち、傳染病に罹り又はその虞ある者、及び性行不良で他の兒童の教育に妨ありと認められた者に出席停止を命ずる權を有してゐる。〔二〕懲戒の權、即ち操行不良な兒童には、教育上の手段として懲戒を加へる權を有する。但し體罰を行ふことを得ない規定である。〔三〕教科目を加除したの場合の教授時數を定める權、並びに夏季冬季休業前後の教授時數を減縮する權を有する。〔四〕俸給その他の諸給與及び恩給を受け

學校長の権限の要項

ることとも亦、その権限と見做すことが出来る。

教員の権限の要項

二、**教員の権限** 教員は、前記學校長の権限の中、〔一〕兒童懲戒の權と、〔二〕俸給、諸給與及び恩給を受ける權とをもつてゐる。

解職の種類

解職 市町村立小學校長及び教員の解職は、府縣知事がこれを行ふもので、それに休職・退職及び失職の三種がある。但し小學校教員は一旦任用せられた以上は、濫にこれを解職することが出来ない。規定の事由によらずして休職又は退職を命ずる必要があると認められた時は、府縣知事は文部大臣の指揮を受けねばならぬし、休職の場合に於ては、豫め期間を定めて具申しなければならぬ。

一、**休職** 左の一に該當する者は休職を命ぜられる。但し、その期限は事由によつて同一でない。

イ、傷病を受け、若くは疾病に罹つたのに因り、職務を行ふに妨ある時。

ロ、學校編制の變更、又は訴願の裁決によつて過員を生じた時。

休職を命ぜられる場合

ハ、教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學する時。

ニ、名譽職たる町村長及び助役に當選した時。

ホ、私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育するために設立した學校の教員となる時。

ヘ、刑事事件に關し起訴せられた時。

ト、陸海軍現役に服した者は、命を待たずして當然休職者となる。但し、兵役法第十條の規定に依り短期現役兵として服務する者は、この限りではない。

當然休職

休職者

短期現役服務者

休職者は、現に職務に従事しないけれども、全然教員の職から離れたものではないから、休職中は、その俸給の三分の一を給せられる。但し、市町村市町村學校組合・町村學校組合又はその學區に於て特別の事情ある場合、若くは上述のハ乃至ヘに該當する者に對しては、給しないこともある。又短期現役兵として服役する者は、その服役中は俸給の三分の二を減ぜられる。そして、この關係は府縣立師範學

校附屬小學校の訓導たる者にあつても同様である。

二、退職 退職は全然教員の職から離れるもので、左の一に該當する時は、府縣知事はこれに退職を命ずることが出来る。

イ、不具癡疾により、又は身體若くは精神の衰弱によつて、職務を執るに堪へない時。

ロ、傷痍を受け、若くは疾病に罹つて、その職に堪へないため、又は自己の便宜によつて退職を願した時。

ハ、休職者が復職したため、その代員を要しない時。

ニ、當該學校が廢せられた時、及び休職期間が満ちた時は、當然退職者となる。

三、失職 免許狀褫奪の處分を受け、又はその免許狀が效力を失つた時は、當然その職を失ふのである。

懲戒 教員たる者が職務上の義務に違背し、若くは職務を怠つた時、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する行爲ある時は、府縣知事は

退職を命ぜられる場合

當然退職

小學校教員の懲戒處分

譴責
減俸
免職
免許狀の褫奪

業務停止

處分の解除

訴願

これに對して懲戒處分を行ふ。懲戒處分には譴責、減俸、免職の種別がある。譴責は公然文書を以て戒飭するもの、減俸は一個月以上一箇年以下の間、月俸三分の一以下を減給するもの、免職は教員の職を免ずるものである。そして、瀆職の情狀の重い者は、免許狀を褫奪せられる。又免職者は、二箇年を経過しなければ、再び教職に就くことが出来ない。次に、私立小學校長教員に向つての懲戒は、一個月以上二箇年以下の業務停止の處分である。
免職業務停止の處分を受けた者でも、その改悛の實顯著な者には、文部大臣の認可を受けて、これを解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若くは業務停止又は免許狀褫奪の處分に不服ある者は、文部大臣に訴願することが出来る。

第三節 俸給諸給與及び恩給

小學校教員の本俸

その増給

月俸の標準

俸給市町村立小學校教員の俸給は、月俸で支給せられる。その等級・金額は、左表に準據して府縣知事がこれを定め、そして市町村がそれを支辨するのである。但し、一級俸を受け特に功勞ある者には、本科正教員にあつては二百十五圓まで、専科正教員にあつては百四十五圓まで、漸次増給することが出来る。又教員の俸給は、その意に反してこれを減ずることを得ない。但し當分の内、等級相當の額を減じてこれを支給することが出来る。

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
本科正教員	一六五 ^円	一四一 ^円	一二五 ^円	一一二 ^円	一〇一 ^円	九一 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	四〇 ^円
専科正教員	一一五 ^円	一〇五 ^円	九五 ^円	八五 ^円	七五 ^円	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円			
准教員	六五 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円	三〇 ^円							

今全國を通じての實際の月俸平均額を挙げると、昭和九年度の情況は次表の如くである。

實際平均額

尋常小學校ノ教授ニ従事スル者				高等小學校ノ教授ニ従事スル者			
本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員
男六八・六八 女四八・四九	五〇・六四 四二・四五	五一・〇六 四〇・七二	三八・二六 三三・七九	六八・五〇 五二・五五	五七・七六 四五・一二	四一・二八 三五・五〇	四三・六五 三七・二八
平均六二・五四	四七・三一	四四・四三	三六・七三	六七・二四	五二・六一	四〇・八二	四一・四三

市町村立小學校
教員加俸資金

加俸 國家は、教員優遇の趣意に基づき、本俸の外尙國費を以て加俸を支給する。これがために市町村立小學校教育費國庫補助法並びに市町村立小學校教員加俸令を發布し、國庫より配賦する金額を以て、道府縣に市町村立小學校教員加俸資金を設置せしめ、道府縣も亦同額の金額をこれに支出する。該資金は昭和九年度にあつては、合計七百四十八萬五千二百七十四圓に上り、その中二百萬圓は、この年度の豫算により、國庫から支出せられた額である。加俸はこれを年功加俸特別加俸の二つに別ける。

年功加俸の規定

一、年功加俸 これは、小學校教員で五年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤続し、地方長官に於て成績佳良と認められた者に、左の如く支給せられるものである。

- イ、本科正教員には、年額二十四圓乃至六十圓
- ロ、専科正教員及び准教員には、年額十二圓乃至二十四圓
- ハ、年功加俸を受けた後、勤続五年を加へる毎に、本科正教員にあつては、年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員にあつては、年額十二圓乃至十八圓を加給する。

二、特別加俸 これは、尋常小學校教員で左記の者に、年功加俸の外尙支給せられるものである。

- イ、單級學校に勤務する本科正教員には、年額六十圓以下
- ロ、多級學校の一學年より四學年五學年又は六學年に至る兒童を以て、編制した學級を擔任する本科正教員には、年額四十八圓以下
- ハ、僻陬地の學校に勤務する本科正教員には、年額三十六圓以下、専科正教員

特別加俸の規定

及び准教員には、年額十八圓以下。

二、同一府縣内で僻陬地の市町村立小學校に五年以上勤續する者には、前三項による特別加俸の外、本科正教員にあつては、年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員にあつては、年額十八圓以下を加給する。

諸給與 教員は左の諸給與を受ける。

イ、一週三十二時以上の教授を擔當する者には、別に手當を給する。

ロ、宿直者には、賄料を給する。

ハ、職務のために傷痍を受けたり疾病に罹つたりした者には、療治料を給する。

ニ、特に勤勞ある者には、慰勞金を給する。

ホ、土地の情況によつては、住宅料を給する。

ヘ、公務を以て旅行する時は、旅費を給する。その額は、正教員にあつては判任文官の例に準じ、准教員にあつては、地方の情況を量つてこれを定める。

恩給 小學校教員は、教育職員として、特定の服務規律の下に、一意專

諸給與の規定

普通恩給の規定

心職務に従事する者であるから、左記の種別に隨ひ、恩給法の定めるところによつて、恩給を受ける権利を有する。

一、普通恩給 在職十七年以上で退職した時は、普通恩給を給せられる。普通恩給は年金であつて、その年額は、在職年十七年以上十八年未滿に對し、退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額とし、十七年以上一年を増す毎に、その一年に對し、退職前の俸給年額の百五十分の二に相當する金額を加へた金額である。

二、増加恩給 公務のため傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具廢疾となり、失格原因が無くして退職した時には、普通恩給の上に尙増加恩給を給せられる。増加恩給も年金であつて、その年額は、二百四十圓以上、退職當時の階等、傷痍の原因、不具廢疾の性質によつて異なる。

三、一時恩給 在職三年以上十七年未滿で退職した者には、一時恩給を給せられる。一時恩給は一時金であつて、その額は、退職當時の俸

増加恩給の規定

一時恩給の規定

扶助料の規定

給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じた金額である。

四、扶助料 在職中に死亡し、その死亡を退職と看做せば普通恩給を給せらるべき場合、或は普通恩給を給せられてゐる者が死亡した場合には、その遺族に扶助料を給せられる。扶助料は年金であつて、その年額は、普通公務による傷痍、疾病のため死亡したのであれば、普通恩給年額の十分の八に相當する金額であり、その他の場合であれば、普通恩給年額の十分の五に相當する金額である。

一時扶助料の規定

五、一時扶助料 在職三年以上十七年未満で、在職中に死亡した者には、一時扶助料を給せられる。一時扶助料は一時金で、その額は、死亡當時の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた金額である。

小學校教育成績
規程による選
奨

成績の表彰 小學校の教育に従事し、多年勤續して成績顯著な者は、小學校教育成績規程によつて選奨せられて、文部大臣から表彰せられる。これ亦教員優遇の一方法である。今までこの規定で選奨

せられた者の中には、市町村吏員や學校醫等もあるが、その大部分は小學校教員である。

第五章 小學校の設備

第一節 設備及び取締

設備の要義 公共教育の場所たる小學校は、適當の設備を要する。

小學校の設備については、從來相反する極端の意見があつた。一は、設備を以て教育の能事とし、それを重んずる餘り、往々裝飾の弊に陥るものであり、他は、教育の要は人に存するとして、甚だしく設備を輕視し、そのために不適切、不徹底の教育に流れるものである。二者何れも誤である。小學校に於ては、教育上必要な設備は必ず施すべきであつて、決してこれを等閑に附してはならぬ。併し、その設備は飽

設備に関する二
個の極端意見

質實と利用

くまでも實用的であるべく、斷じて虚飾に流れてはならぬ。大正十一年十二月、文部省が訓令を發して、小學校の設備は質實と利用とを旨とすべきことを示したのも、これがためである。尙、昭和九年十二月、學校建築物營繕並ニ保存ニ關スル訓令が發せられ、昭和十一年九月には内務省令の特殊建築物規則が定められてゐるから、學校の建築には、これ等に據つて特に注意が加へられねばならぬ。

設備準則 法文の示すところに遵ふと、〔一〕小學校は、校地、校舎、校具、體操場を備へるべきであり、そして、それ等は學校の規模と地方資力の程度とに適應せしめる必要がある。〔二〕校地は、道徳上並びに衛生上に害がなく、且兒童の通學に便利な場所を選ばねばならぬ。〔三〕校舎は教授上、管理上並びに衛生上適當であつて、質朴堅牢でなければならぬ。〔四〕土地の情況によつては、教員住宅をも附設すべきである。

設備の取締 小學校は、その教育に支障なく又小學校の目的に背反

せず、且その設備を毀損する虞のない限りは、これを一般公衆の會合等特別の使用に充てることが許されてゐる。即ち、校舎、校地、校具、及び體操場は、非常變災を除くの外は、小學校の目的以外にこれを使用することを得ないのであつて、唯教育、兵事、産業、衛生、慈善等の目的のため特別に必要な時は別である。

第二節 校地、校舎、校具、體操場

一、校地の位置 小學校は市町村教化の源泉である。その位置は、教育上の要件に従つて、最も公平に且慎重に、これを選定せねばならぬ。新開の市街地などでは、先づ學校と役場との所在地位を豫め設定して、然る後その周圍に街區を經營した所も歐米にはあり、ドイツのマンハイム市の如きはその一例である。然らば、教育上の要件はどうかといふと、それは次に述べる如く、道徳上、教授上、衛生上、通學上の諸

位置選定の要件

徳性涵養上の影響

方面に亘らねばならぬ。

イ、**道徳上の要件** 卑猥賤劣等兒童に悪感化を及ぼす虞ある場所は、必ずこれを避け教化上に由緒があるとか、歴史上の遺蹟をもつとか、徳性涵養の上に好影響を與へるやうな土地を選ぶがよい。

雜鬧喧噪の避忌

ロ、**教授上の要件** 閑靜で教授に便利な場所たることを要する。工場停車場雜鬧の街區附近等、喧噪で兒童の注意を亂すやうな場所は宜しくない。ハ、**衛生上の要件** 高燥な土地で風致に富み、空氣の流通、日光排水等の佳良な所たるべく、特に用水即ち飲料水及び雜用水の質と量とについては、最も細心の注意を要する。

飲料水と土質

通學の最遠距離

ニ、**通學上の要件** 大體中央部に位して全體の兒童の通學に最も便利な位置でなければならぬ。通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては約三十分、高等小學校に於ては約四十分の道程たるべきである。

校地の面積及び設備の要項

二、**校地の面積及び設備** 校地の面積は、將來の擴張を豫料して定めるべきである。人口の増加及び文化の進歩に伴つて、生徒數は必ず殖

地積の平均標準

えるわけであるから、その學校膨脹の程度を豫想して、計畫を立てる必要がある。地積は兒童一人平均四坪乃至二坪を標準とする。そして、南面は出来るだけ廣濶にし、西北の兩面には濶葉常綠樹を植ゑて、西北の強風を防ぎ、又適當な地點にそれぞれ落葉樹を植ゑて、夏季の日除とするがよい。

校舎の位置方向の要項

三、**校舎の位置方向** 校舎は學校兒童の家である。その位置は、校地の西北隅に定め、東南部は運動場として、兒童に日當りのよい場所です分に運動させることが必要である。校舎の方向は、光線の關係上なるべく南向又は東南向たらせ、地形によつては西南向にしても妨げないが、その他の方向は宜しくない。

校舎の形状及び構造の要項

四、**校舎の形状構造** 校舎の形状には、一字形・二字形・三字形・工字形・凸字形等色々あるが、校地の形状によつて決定すべきである。二棟以上を並立させる場合には、相互の間に、少なくともその建物の高さだ

校舎に於ける各部分の必要程度

けの距離を置いて、光線の射入を十分にすべきであり、校舎の構造は、和洋折衷風の平家建が最もよい。都會地に於ては、二階建・三階建も已むを得ないが、かかる場合には特に、建築の堅牢と昇降口を十分に設けることゝに甚大の注意を要する。

五、校舎の部分 言ふまでもなく、最も重要なのは教室である。教室を別けて普通教室・特別教室とする。これに次ぐものは、屋内運動場・職員室・器械標本室・圖書室である。その他、應接室・宿直室・小使室・昇降口・携帶品置場・便所・物置等も必要である。尙、講堂を設け、又教員住宅を附設するのは、望ましいことである。

六、御影勅語・謄本・奉安所 御影勅語・謄本を奉安するために、特別の設備をするのは、最も望ましいことである。それが出来ぬ學校では、講堂若くは職員室の一部に高く位置を取り、尊嚴に奉置せねばならぬ。校舎の主要部分 以下校舎の主な部分について更に説述を加へよ

う。

牀窓天井の高さ面積の標準

教室の廣さ及びその他の要件

一、牀窓及び天井 教室・職員室・標本室・圖書室等、校舎内の主な室は、通風・採光を十分ならせるため、牀窓及び天井の高さを適度にせねばならぬ。今その標準たるべき事項を示すと、〔一〕地盤から牀までは、二尺以上あるやうにし、牀下の四方には風抜を設ける。〔二〕牀から窓の下縁までは、凡そ二尺五寸の腰板とする。〔三〕窓は引戸と欄間とに分け、引戸の高きは約四尺とし、欄間は約一尺五寸、廻轉構造として通風に便利にする。〔四〕欄間の上部には約一尺の壁面を設ける。かうして牀から天井までの高さが九尺以上あるやうにし、そして、採光窓の總面積は牀面積の六分の一以上とし、又天井には風抜を造るべきである。

二、普通教室 普通教室の面積は、一坪四人詰の割合より下らないことを標準とし、學習室としての設備をするのに不便の無いやうにす

特別教室の必要

べきである。光線は必ず左方から採るやうにし、然も直接光線は眼を害する虞があるから、窓掛でそれを防いで、彌散光線で照らさせるやうにする。窓掛及び壁の色は灰色、淡黄色がよい。出入口は必ず二個以上を設け、又煖室の設備を要する。

三特別教室 特別教室として必要なものは、唱歌室、裁縫室、家事室、作法室、手工室、理科室、圖書室であるが、出来れば郷土室、映寫室等も大切である。これ等の教室は普通教室とは異なり、各特別な任務をもつのであるから、その構造設備には十分の研究が要る。

四プラトウん案 教室を経済的に使用するのは、學校經營上の重要なことである。この見地からして、教室を普通教室と特別教室とに別け、總ての學級を二大集團に別けて、絶えず兩方に配當することによつて、教室の使用を最高度にまで高めるのがプラトウん案である。その儘採用は出来ぬが、教室の節約利用上には参考の價值がある。

*プラトウんとは半集團の義である

講堂及び屋内運動場設備上の要件

五講堂及び屋内運動場 講堂は、諸儀式、訓話、合同教授、諸會合等、多數兒童を集めるのに必要な設備である。そして多數集合のためには、なるべくこれを階下に設け、且他室の設備に比して幾分その趣を異にするがよい。屋内運動場は、なるべくその面積を廣くし、且最も質朴堅牢であることを要する。講堂を設けることが出来ない學校では、屋内運動場を講堂に兼用すべきである。

六、その他の諸室 職員室は、玄關に近く校舎の中央部に設けるのがよく、應接室、小使室、圖書室、器械標本室は、職員室に近いのがよい。圖書室、器械標本室を特設することの出来ぬ學校では、職員室を廣くして、その四壁に圖書器械標本等を置くことと便利である。

七、便所 便所は、校舎からも、井戸からも、必ず四間以上離してこれを設けるべきである。そしてその周圍には、潤葉常綠樹を植ゑて防臭し、穢汚壺溝、注尿壁等は、石セメントの類で造り、天井には臭氣拔を設

便所の位置數及び構造

け、男兒小便所は一人分毎に必ず仕切を拵へるべきである。そしてその數は、男兒百人につき大便所二個以上、小便所四個以上、女兒百人につき五個以上の割合にすべきである。

八、屋外運動場の價值及び設備 屋外運動場は、兒童の體育上、訓育上極めて重要な關係をもつた一大教室であるから、これが設備には十分の力を加へねばならぬ。その要項を次に擧げる。

屋外運動場設備上の要項

- イ、成るべく廣潤な地積を充て、兒童一人宛の面積、尋常小學校では一坪以上、高等小學校では一坪半以上たるべきである。
 - ロ、泥濘を防ぎ、塵埃を少なくするために、小砂利を敷くがよい。
 - ハ、適當な勾配を保たせて排水を便利にし、雨後でも直ぐ使用の出来るやうにする。
 - ニ、適宜の地點に樹木を植ゑて、防風日除の便に供する。
 - ホ、體操遊戯競技の機械器具をも備へて、運動用に供する。
- 校具 一家には家具が必要である如く、校舎には校具が必要である。

校具を分けて教室用具、教授用具、雜用器具の三種とする。

一、教室用具 教室用具として缺くべからざるものは、兒童用机、腰掛、黑板及び附屬品、教卓、教壇である。その他、成績品貼板、掛圖、掛學級用戸棚、辨當棚、掃除用具等をも備へるべく、何れも堅牢で便利なるものを選ぶがよい。

普通教室に於ける兒童用机、腰掛は、教授上、管理上及び衛生上に至大の關係があるから、十分に注意して作製する必要がある。大正十年八月新に定められた標準がある。

机腰掛の構造に至つては、實に千種萬態であつて、ドイツでは二百種以上の様式があり、我が國で考案せられたものだけでも四五十種には下るまい。けれども、要するところ、その構造がなるべく簡單で堅牢で、然も便利なものでなければならぬ。精巧なものは便利ではあるが、多くは破損し易くて永久の使用に堪へ難い。これは學習上、

机腰掛の寸法

机腰掛の構造

衛生上・經濟上等各種の方面から考慮した條件を兼ね備へることが必要である。

黑板の種類

黑板の作り方

黑板には、大黑板・小黑板・グラフ黑板・五線黑板等があり、又廻轉板を使用するものもある。用材は何れも檜朴の類がよく、その塗色は黒又は濃綠色がよい。作り方に關しては、^一最も完全なのは、本式の漆塗艶消法、即ち、木地に布貼を施し、黒漆を塗り、これを研いて艶消としたものである。^二安價で最も廣く行はれるのは、五倍子の煮汁に綠礬を混じた溶液を塗つた後、生澁をかけたものである。^三近年新案の黑板塗料の發賣されてゐるものも亦少なくない。

教卓の大小構造

教卓は、その大きさが餘り大きくなく、その高さも餘り高くないのがよい。高大に失すると、黑板面の書寫物を兒童の眼から遮る虞がある。その構造は、上部に抽出があつて、下部に棚を設けてあるのがよい。そして、特に多數の實物標本・模型等直觀方便物を觀察させる場

合に、教卓机面の廣いことが必要であるから、更に机面に廣い板を完全に裝置し得るやうに構造するのが便利である。
前掲以外、諸多の器具も、それぞれに便利なものを工夫して使用するべきである。

教授用具設備上の注意

教授用具の種類

二、教授用具 教授用具として不要なものを設備するのは、寧ろ戒しむべきであるが、教授上必要なものに至つては、必ず設備しなければならぬ。教授用具の中、教師の工夫考案によつて作製し得るものは、手製すべきであり、又努力配意によつて集め得るものは、集めるがよい。教授用具を分けると、^一圖書類、^二機械器具類、^三標本・模型類、^四圖表類となるが、何れも學校の事情に應じて設備することが肝要である。

教授用具整理保存上の注意

又教授用具は、特に適切な整頓法を取つて使用上の便利に供し、且保存上に注意を加へるべきで、そのためには適當な戸棚が要る。又

整理の方法は概して言へば、先づ物があつて然る後方法がこれに従ふべきであるが、併し掛圖類などは、却つて豫め整理の方法を講じて置いて、その方法に適合したものを作製し、或は購入し、それに従つて整理して行く方が便利なものもある。例へば、豫め紙の大きさとこれが整頓の枠とを定めて置いて、然る後その紙に繪畫、圖表等を描き、一様の表装を加へて漸次整頓する等である。

三、一般器具 一般器具とは、前記教室用具、教授用具を除き、學校生活に必要な一切の諸器具を含む。その主なものとしては、門札、國旗、諸儀式用具、時計、鐘、提灯、宿直用具、消防用具、日課表、教師用机及び腰掛、煖室具、救急用具、小使室諸道具等である。總じて備品消耗品とも、その節約利用には十分の注意を拂ひ、又それを購入するにも、數校聯合して共同購入の方法を採る等、常に努めて冗費を省くことが大切である。

第三節 學校園及び農業實習地

その價值と經營法 學校園は、生きた教材を供給し、十分な視察、實驗をさせる場所としては勿論、兒童をして、常に自然に親み、草花を愛し、勤勞を好む氣風と習慣とを養ふ機會をこゝに見出させる上にも甚だ重要なものである。更に農業科を置く小學校では、これが實習地は、その實地指導機關として必須のものであり、耕作生産利用販賣等農業經營の才幹の養成の上に、又一般に農業生活の趣味向上に、缺くべからざるものである。故に外國には法令を以て、これに關する事項を規定してある所もあるが、我が國では、まだこれについての特別の規定はない。併し到る所、學校園及び農業實習地の教育的價值を認め、その適當な設備に力を用ひてゐるのは、誠に喜ばしいことである。但し動もすると、一種の裝飾用となり、教師の玩弄物となり易い

經營上の注意

弊が無いでもないから、これは注意すべきである。その實施に當つて顧慮すべき點を挙げると、次の如くである。

イ、用地を求めるに當つて、村立の小學校で廣い校地を有する所では、さして困難を感じないが都市の學校で校地の狭く限られた所では、空地の利用に工夫を凝らして經營しなければならぬ。

ロ、學校園實習地に栽培飼育する動植物は、一般に土地の情況に適應したものを選ぶべきであるが、他面、試験的に研究調査して、地方指導の中心となるものもあつてよい。

ハ、普通用地は花園・蔬菜園・果樹園・樹林園・教材園・水田等に種類別に區劃するけれども、樹木等は校地全般に散在的に植付けて、實用と鑑賞とを兼ねさせる場合もある。

ニ、動物飼育園では、鶏・兎・蜜蜂・食用蛙・小鳥・鯉・金魚等兒童の手によつて飼ひ得るものを選ぶがよい。

ホ、教員中に専任擔當者を定めて經營に當らせ、教授細目・學校園及び農園曆

の立案・修正によつて、教材の育成・手入、兒童の指導・教授への利用、校内の裝飾、收穫物の試食・分配・販賣等、一切責任を以て事務を處理させるがよい。

ヘ、學校園の手入・整理は學級に分擔させ、農業實習地は兒童一人又は數人の分團に、場所を定めて經營させるがよい。休業中の手入・飼育には豫め分擔を定め、順次交代して手落の無いやうに行はせるがよい。

第六章 小學校の經費

經費の負擔者 小學校の設置に伴ひ、設備費及び維持費、經常費、職員の俸給、諸給與等の經費を要する。これ等の經費は、教員俸給の一部を國庫が負擔する外、市町村に於て負擔するのが本體であるけれども、義務教育は國家の自存發達に必要なものであるから、國庫及び府縣から、幾分の補助を與へるべきことをも規定してある。即ち國庫からは、市町村義務教育費國庫負擔法に依り、毎年八千五百萬圓を、又

國庫負擔並びに補助

府縣の補助

短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法に依り、毎年一定の金額を支出して、市町村立小學校教員の俸給の一部を支辨し、市町村立小學校教育費國庫補助法に依り、毎年二百萬圓を道府縣に配賦して、市町村小學校教員の年功加俸及び特別加俸に充てることにしてゐる。尙國庫保管の教育基金の利子を各府縣に配當して、小學校の設備費、教育の獎勵費等に當てしめてゐる。府縣も亦、前述市町村立小學校教育費國庫補助法による補助金と同額を支出して、教員の加俸に當て、又教育基金の利子配當を以て教育資金となしてゐることは、直前に述べた通りである。この他、府縣は小學校の設置維持に關しては、非常に資金の薄弱な町村又は町村學校組合に對して、相當の補助をなすべきことになつてゐる。

收支豫算案

經費の收入と支出 經費の收支は、市町村會の議決を経てこれを決定する。そのため、市町村長は毎年、翌年度の收支豫算の原案を作つ

豫算案と學校長

て、市町村會の議に附せねばならぬ。そして市町村立小學校長は、學校の事情に適合した原案を作つて、市町村長の參考に供するのが便利である。

經費の收入

市町村會を通過して決定した収入は、これをその住民から徵收すべきである。然るに、市制町村制の示すところに従ふと、自治團體の費用は、先づその團體共有の基本財産の利子その他の收入を以て支辨すべきであり、足らざる場合に於て、始めてこれを住民に賦課し、徵收すべきものとしてある。ところが實際に於ては、自己財産の收入のみに依つて、その經費を支辨し得る自治團體は、甚だ稀である。さなきだに困窮に陥りつゝあるものゝ多い地方町村財政にあつては、天災地變、時勢の變動等によつて、教育費に對し或は不慮の打撃が加へられぬとも限らない。かくては、國家の基礎的重要事業たる教育に、甚だしき惡影響を蒙らせることになる。よつてこれに備へるた

學校基本財産及び積立金

め、特に學校基本財産又は積立金等を作るのは、誠に必要なことである。市町村理事者に於て、所謂百年の大計として、或は寄附金、或は授業料、その他歳出剩餘金等を年々に積立て、適當に増殖する方法を講ずるならば、學校基本財産の成立を得て、地方教育費の支辨を非常に容易ならしめることが出来るのである。

經費の支出

經費の支出も亦、市町村長の管掌に屬するものであるが、便宜上これを學校長に委任することが多い。それ故に學校長は、よく緩急を考へて有効にこれを處置すべきである。

經費の支出と學校長

尋常小學校の授業料

授業料 義務教育は、その普及が必要であるから、尋常小學校では授業料を徴收することが出来ぬ、その經費は市町村の負擔すべきものと規定してある。即ち、所謂無月謝主義であつて、近世文明諸國では皆さうである。但し、市町村の資力が不十分であるか、又は就學の普及を妨げぬ場合には、府縣知事の認可を受けて市にあつては月額二

無月謝主義

授業料徴收の特別事情

その徴收する場合の法定額

高等小學校の授業料

その徴收する場合の法定額

十錢以下、町村又は町村學校組合にあつては月額十錢以下に於て、これを徴收することが出来る。

高等小學校に於て徴收する授業料は、市又は市町村學校組合では月額六十錢以下、町村又は町村學校組合では月額三十錢以下に於てその金額を定め、府縣知事の認可を受くべきである。又就學の普及を妨げないやうにとの趣意から、貧困者には、その全部若くは一部を免除し、一家二名以上同時に就學してゐる場合には、特に輕減することも出来るやうになつてゐる。そして授業料は當然市町村の收入に屬し、收入役がこれを管掌すべきものである。

經費の實額

全國市町村小學校に於ける昭和九年度經費の總額は二億六千九百八十九萬七千一百一圓を算し、就中、俸給費は一億七千四百八十九萬七千九百四十二圓を占めてゐる。そして、これを學校數、學級數及び兒童數に配當すると、一學校當一萬三千八百七十七圓、

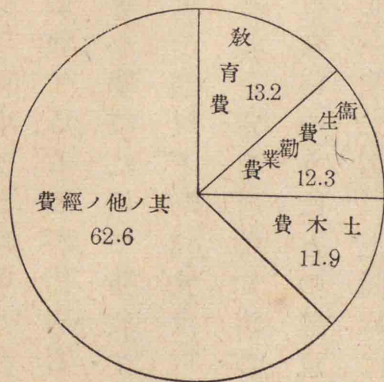
一學校一學級及び一兒童の教育公費額

一學級當千二百六十五圓、兒童一人當二十五圓十九錢となるのである。

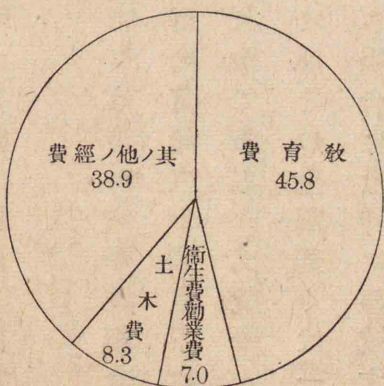
教育費と他の經費との割合 市町村に於ける教育費と、諸他の經費との割合に至つては、市と町村とによつて著しくその關係を異にしてゐる。今大正十四年から昭和四年に至る五個年間に於ける平均を取つて、諸經費の割合を擧げると、次の圖の如くである。

自治團體に於ける主要經費割合圖

市に於ける主要經費割合圖

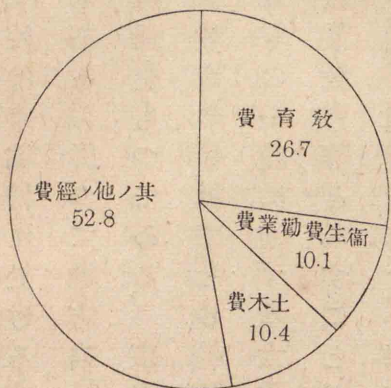


町村に於ける主要經費割合圖



教育費は地方財政の重要な部分をなしてゐる

全部を通じての主要經費



即ち教育費は、市にあつては、その經費總額の約一割三分を占め、町村にあつては、その經費總額の約四割六分の多きに達してゐる。尙昭和九年度について見ても大體同様で、即ち市にあつては約一割三分五厘であり、町村にあつては約四割四分五厘である。

更に市町村全部を通じて見ると、上圖の如くである。即ち教育費は、市町村經費總額の約三割を占め、實に地方財政の極めて重要な部分をなしてゐるのである。

尙、昭和九年度について見ても大體同様で、約二割四分四厘の割合になつてゐる。この點から考へても、教育の効果を確實にし、その能率を増進するためには最も適切な經營劃策を講ずるのは、甚だ大切なこ

とである。

第七章 小學校と地方教化

小學校は、市町村に於ける文化の中心であり、又その教化事業の母胎でもある。従つて地方自治團體の教化的諸施設も、多くは小學校との關係をもつてゐる。市町村の一般の教化を企圖する施設經營は社會教育の領域で、その範圍も廣く、その事業も多岐に互つてゐるが、それ等の一般に通ずる大體の任務を擧げると、補習教育、公民教育及び職業教育等となすことが出来る。

補習教育の任務

補習教育は、小學校教育の効果を確實にし、又職業の基礎を與へるもので、實に國民教育の仕上げをなすものと言つてよい。小學校卒業生の中には、更に進んで中等以上の教育を受ける者もあるけれども、多數はやがて實際社會に出る者である。そして、今日の

補習教育の必要

社會は、昔とは違つて、諸般の關係が頗る複雑となつた結果、一方には、公民として世に立つ上に心得て置かねばならぬ事項も多くなり、他方には、思想上、生活上、兒童青年の心を唆る誘惑も亦決して少なくない。然るに、小學校教育を終へたばかりの者を、その儘に放任して置くのは、彼等の品性の上にも、知能の上にも、將た又身體の上にも、甚だ心許ないことと言はねばならぬ。それ故に、少なくとも尙若干の期間これに適切な補習教育を加へて、實際社會に出るべき直接の準備をさせることは、家庭、社會、職業、生活等何れの方面から見ても、缺くべからざることである。これ、この教育が學校系統上頗る重要な地位を占める所以であつて、輓近、歐米の諸國がその施設經營に多大の努力を加へるに至つたのも、亦これがためである。就中、この教育に於て世界に先鞭を着けたドイツの如き、又それに次いでこの教育を盛にしたイギリスの如きは、何れも既にこれを義務教育としてゐる。

その學校系統上に於ける地位

尋常小學校の補習科

小學校の中に於ても、補習的に學習をさせる施設がなされ得るやうになつてゐる。この小學校の補習科に、尋常小學校の補習科と高等小學校の補習科とがある。前者は、尋常小學校の卒業生及びこれと同等の學力ある者を收容して、尋常小學校の教科目を補習させるのであり、後者は、高等小學校の卒業生及びこれと同等の學力を有する者に、高等小學校の教科目を補習させるのである。

高等小學校の補習科

補習教育に於ては、以上の如く小學校に於ける既修の事項を補充して、^{〔一〕}一層國家社會の一員として必要な徳性・思想を修養させる道徳教育をなすことを任務とし、^{〔二〕}低級な娛樂を避けて高尚な趣味を養ふことによつて人生を潤はせ、兼ねて社交を圓滿ならせる趣味教育をなすことを任務とし、^{〔三〕}更に總ての人々に身體練磨の適當な場所と機會とを提供して體育・保健を増進させる任務をも含ましめるべきである。

補習教育の任務

公民教育的任務

公民教育及び職業教育 小學校を中心として地方教化を増進させるには、右に述べた補習教育より一步進んで、特に公民教育及び職業教育に留意することが必要である。吾等は、國民であると同時に、府縣民であり、市町村民である。吾等は國體・家族制度・國民性等に鑑みて、生活處世に必要な實踐道徳を修養せねばならぬが、同時に、團體生活に於て公民として必要な知識・情意を養ふことにも努めねばならぬ。これによつて、地方教化の上に、特に國家・自治團體・地方行政その他の法制・經濟に關する事項を廣く理會して、公正にして明朗な共同の生活が實現するやうに努めねばならぬ。

公民として活動することは、他面に於て、人々がそれぞれの職業を有して、その生存を全うして行くことである。それ故、これに應ずる必須の知識・技能を授け、益、各個人の理想を實現させると共に、國民民福を増進させる必要がある。かゝる職業教育は公民教育と共に、小

職業教育的任務

職業指導

學校を中心として見た地方教化に於て、特に重視せられねばならぬものである。殊に、傳來の慣習をのみ墨守して、日新の科學、技藝を應用することを怠る者は、眞の進歩改善を知らないものと言つてよい。産業の發達が益々急であつて、業務の分化が愈々滋くなつてゐる今日であるから、職業に關して適切な指導を與へ、延いては、職業の選擇、上級學校への進學の指導、乃至は就職後の補導等をも與へることは、教育上一般に必要なのである。そしてこの事は、補習教育に於ては特に然りであるから、實生活に結合して十分に職業指導の任務を果すべきであるが、國民教育の仕上げを完うし、社會教化の成績を收めるためにも亦、これ等の指導こそ極めて重要なものでなければならぬ。即ち教育者は常に、かゝる補習的、公民的、職業的方面に留意して、自己の修養練磨を怠らぬやうにし、努めて社會教化に力を盡し、教育報國の誠を致さねばならぬ。

青年團の目的

小學校と社會教育施設 小學校に併置し得る社會教育施設として主要なものは、青年學校、男女青年團、圖書館等である。その中、青年學校については第四篇に至つて詳述する。

一、男女青年團 これは、小學校卒業後滿二十五歳に至るまでの男子青年、同未婚の女子青年を團員とする修養機關であつて、健全な國民、善良な公民たる資格を得しめるのを本旨とし、忠孝の本義を體し、品性の向上を圖り、體力を増進し、實際生活に適切な知能を研き、剛健勤勉、克く國家の進運を扶翼するの精神と性能とを養成することに努めてゐる。

蓋し、この種の修養機關は、一般に小學校卒業後直に實務に就く者に對して必要なものであつて、國家の獎勵と團員自らの精勵とにより、近時次第に自治組織の運用に熟練し來つて、これが進歩の實績は逐年頗る目醒ましい。

現在に於ける實
數

昭和九年度に於て、全國男子青年團一萬五千四百六十九、女子青年團一萬三千五百三十七、合計二萬九千九百六十六を算し、男子青年團員二百四十五萬六千五百五人、女子青年團員百五十萬七千七百七十八人、合計三百九十六萬四千二百八十三人の多きを示してゐる。

二、圖書館 圖書館は、圖書記録の類を蒐集保存して、公衆の閲覽に供し、その修養及び學術研究に資するのが目的である。道府縣市町村及び私人に於て、これを設置することが出來、又公私の學校に附設することも出来るもので、昭和九年度、全國に於て四千七百九十四館あり、二千四百六十六萬六千人の延閲覽者、平均一館一日閲覽人員二十を示してゐる。國民文化の進展がこの種の社會施設を要求するに至るのは、必然の結果であつて、殊に地方町村に於て小學校にこれを附設し、青年子女の修養に供することは、時代の進運に適合するものと言つてよい。

圖書館の目的と
現狀

第三篇 學校衛生

小學校は、心身のまだ軟弱な多數の兒童を收容して、これに教育を加へる場所であるから、彼等の健康を害し、疾病を誘致する機會の多いこと、家庭に比して一層甚だしいのが普通である。殊に教科の學習は、兒童に多大の刺激を與へ、動もすると、そのために身體の發育を阻害する虞も少なくない。然も國民體力の如何は、實に國運の發展に至大の關係を有するものであるから、學校にあつては、兒童が直接間接に受ける身體發育上の障害を遺憾なく豫防すべきは勿論、更に體育と相俟つて、兒童の健康を積極的に増進せしめる途を十分に講ずるのは、眞に至重至要のことである。學校衛生は、これ等の諸問題を研究するものであるから、その大切なのは固より明かである。

第一章 學校衛生の實際

學校衛生は消極的と積極的との兩方面に互らねばならぬ。消極的方面とは、身體の發育に障害を與へる原因を除去して、その危険を豫防することをいひ、積極的方面とは、身體を鍛鍊して、その發育を助長し、健康を増進させることをいふ。そして、その一般當面の實際問題としては、先づ設備上の衛生、教授上の衛生、及び運動上の衛生を擧げることが出来る。

設備上の衛生 空氣は人生第一の必要物である以上、通風は教室衛生の第一條件でなければならぬ。窓は新しい空氣の入口であると同時に、古い空氣の出口であるから、頻繁にこれを開くがよい。教室は入る前にも新鮮な空氣を流通させ、授業の間にも換氣には注意を加へ、又嚴寒の候でも毎時課業の終には、必ず窓を開いて空氣を交換

通風上の要項

させるべきである。衛生學の示すところによると、兒童一人が一時間に要する空氣の容積は十五立方メートルであつて、又空氣百の中に僅か一の炭酸瓦斯を含んでも既に衛生上には害があるといはれる。他方近時盛に行はれて來た戶外學校や開窓教室の成績は、身體上にも學習上にも、極めて良好なのである。これ等を併せ考へても、通風には最も注意を加へねばならぬ。

採光上の要項

兒童身體の發育上に日光の重要なものは、寧ろ想像以上である。殊に日光は殺菌の力が強いものであるから、室内には十分な光線の射入を必要とする。併し直射光線は眼を害する虞があるから、學習の際には、窓懸によつてこれを遮蔽すべきは、前に述べた通りである。

煖室上の要項

室内の溫度は、華氏六十度を最も適當とするから、冬季にあつては、相當の煖室法を取るべきである。煖室の設備には、通常、火鉢を用ひる。この場合には、生炭を盛るのは宜しくない。なるべく烈火とな

つたものを入れて、炭酸瓦斯の發生を少なくすべきである。又煖爐を用ひる場合には、絶えず少量の燃料を加へて、滅火させない程度にして置くがよい。そして、煖爐の上には必ず水槽を置き、水蒸氣を發散させて空氣の乾燥を防ぎ、呼吸器の保護を圖るべきである。その上、熱線の直射を防ぐため、金網又は亞鉛板製の衝立を置いて遮蔽するがよい。

清潔上の要項

學校に於ける清潔法を分つて、日常清潔法、定期清潔法、臨時清潔法の三種とする。日常清潔法は、毎日校舎内の掃除を行ふものであり、定期清潔法は、年一回以上定期に於て校舎の内外の清潔を行ふものであり、又臨時清潔法は、浸水その他の災害を被つた場合にこれを行ふものである。共に塵埃汚物の清掃、校具書籍の整頓等を目的とするのは明かである。その方法上の詳細な點に關しては、大正十五年十二月文部省訓令第二十六號に據るべきである。

兒童に掃除を課すべきや否やを問題にするものもあるが、普通兒童には、便所その他特殊の場所を除き、且衛生上適當な方法で行はせるならば、掃除は衛生上必要であるばかりでなく、訓育上自治勤勞及び清潔の良習慣を養はせるにも、よい作業である。

教授上の衛生 十分な睡眠は身體の發育に必要なから、學校の始業時刻は、兒童の起床時刻を顧みてこれを定めるべきである。通例、夏季は午前八時、冬季は同九時を適當とする。そして、學習時間と休憩時間との分量は疲勞及びその恢復に密接の關係を有し、又午前は心身の氣力が盛で、然も疲勞が少なく、午後は氣力が稍衰へて、且疲勞し易いのが、一般の情態である。それ故に、教授時限を重ねるに従つて休憩時間を増す法を取り、年齢の高下に應じてそれを斟酌するがよい。現今廣く行はれてゐる如く、通じて學習時間を四十五分間とし、休憩時間を十五分間とするのは、尙研究を要する問題である。

始業時刻
學習時間と休憩
時間との分量

疲勞

注意持續の時間

疲勞は、活動の結果として免れ難いものであるが、過勞に至つては、心身の發育を害することが極めて大きいから、必ずこれを避けねばならぬ。實驗の示すところに従ふと、注意の持續し得る時間は、年齢によつて差がある。即ち、六歳では約十五分間、七歳乃至九歳では約二十分間、十歳乃至十二歳では約二十五分間、十三歳乃至十六歳では約三十分間が限度である。従つて、小學校に於て、年齢の如何を問はず劃一的に、一時限(四十五分間)中絶えず、注意の緊張を兒童に要求するのは、寧ろ要求する方が無理である。それ故特に低學年にあつては、一時限内に於ても、適當に勞逸を轉換させねばならぬ。又課業中、適宜の時期に於て輕體操を行はせたり、呼吸運動をさせたりして、循環呼吸の諸作用を催進させ、或は一二分間冥目端座させて、疲勞の恢復を圖るべきである。

姿勢

一時限内に於ける疲勞恢復の企圖

姿勢を正しくするのは、衛生上並びに發育上、極めて大切なことで

正しい姿勢は健康保全の最捷徑である

姿勢の要領

あつて、自ら己が身體を害することを避けるには、常に姿勢を正しくするのが、その最も簡單で然も最も有效な方法である。といふのは、姿勢が正しくないと、或は終に脊柱彎曲症に罹つたり、或は兩肩の水平均齊を失つたりする結果、胸部や腹部が壓迫せられて、呼吸循環の作用を妨げ、延いて内臓諸器官の機能をも害するからである。元來姿勢の正しいのが自然の姿であつて、兒童が學校に入らぬ前は、大抵頭を眞直に兩肩の上に乗せてゐる。然るに學校に入ると、机に靠れ易く、これが多くの場合、自然の姿勢から離れる發端になる。それ故小學校では、學習時の姿勢には、殊に甚大の注意を拂はねばならぬのである。

姿勢の要領の中で、最も重要なのは、立つてゐる時と腰を掛けた時とを問はず、頭の位置を正しくし、兩肩を水平に保ち、胸部を擴張し、下腹部に少し力を入れさせることである。

直立の姿勢

談話の姿勢

讀書の姿勢

着座の姿勢

聽聞書見と離尺

書寫製作と離尺

目と手との距離

そして、立つてゐる時には、身體を眞直にさせ、口を閉ぢさせ、兩脚を自然に揃へて、足尖を適當に開かせ、眼は前方を正視させる。その談話の際には、兩手を自然に垂れさせ、その讀書の際には全身の姿勢を崩さない程度に於て、適宜に手を舉げて書物を支持させる。

又腰を掛けた時には、上體は自然の直立を保たせ、その重心點が兩坐骨結節の中間に落ちる位置を取らせ、兩脚は自然に開かせ、兩下腿を垂直にして、兩足は平に牀面を踏ませ、兩手は股の上に置いて、眼は前方を正視させる。そして、聽聞書見等の際には、机腰掛の離尺を加距離として、なるべく深く腰を掛けさせ、書寫描寫製作等手を働かす際には、離尺を減距離として、なるべく浅く腰を掛けさせる。又書見書寫製作等の場合には、目と手との間に、必ず約一尺の距離を保たせるべきである。尤も、姿勢を正しくする責任は、飽くまでも人にあるのであつて、机や腰掛や書物にあるのではないことを忘れてはならぬ。

正しい歩き方

座席に關する注意要項

文字の大きに關する注意要項

姿勢については、直立と着座との外、正しい歩き方に注意を拂ふことも亦必要である。蓋し、正しく歩くことは、正しく立つこと及び正しく坐ることと共に、身體の均齊な發達には、缺くべからざる條件であつて、品位、自覺の上から見ても亦、望ましいことだからである。

教室内に於ける兒童の座席は、身長之最も高いものを左右に配し、順次中央に至るに従つて、身長の低いものを置くのが、理論上からも實施上からも最も良い。そして、耳及び目に故障ある者、その他特別の事情ある者等には、適宜斟酌を加へるやうにし、又一年に數回左右前後の交代を行ふのがよい。

教科用書の文字の大きさは、文部省に於てその標準を定められ、現行教科用書は皆これに準據してゐる。謄寫物、印刷物を用ひる場合にも、その文字の大きさに注意を加へるべきであり、兒童の筆記文字も

兒童前期の運動衛生

亦、決して小さ過ぎてはならぬ。次に、教師が黑板上に書く文字も、なるべく大きく書くやうにし、少なくとも方七糶を下つてはならぬ。

運動上の一般衛生 運動は、心身發育の程度に適合せねばならぬから、大體に於て年齢に適應すべきである。七歳乃至九歳の兒童は、筋骨がまだ軟弱で、強烈な運動を練習させる程度には達してゐない。その上、學校生活の影響を受けて、呼吸及び血行を害し、神経を疲勞させる虞も大きい。それ故に、遊戯としては、變化に富み興味も多いものや、唱歌につれて調律的・團體的に行はれるものを課し、體操としては、筋の努力を廣く諸筋に分配する徒手運動、速歩運動、平均運動、姿勢體操としての軀幹運動等が適當である。簡単な競技はこれを課してよいが、過勞及び外傷には特に注意を拂はねばならぬ。又都會地の兒童に對しては、約一週に一回、林間又は田園に連れて行つて、清淨な空氣と日光とに浴させるがよい。

兒童後期の運動衛生

十歳乃至十四歳の兒童は、筋骨の發育も次第に顯著となつて、その抵抗力も増大し、心臟及び肺臟も稍強大となり、神経の調節作用もよほど進んで來るから、稍強い運動に適應するやうになる。従つて、姿勢養成に有效な軀幹運動、呼吸、血行を促進する速歩運動を一層活潑に課し、漸次に器械を使ふ一定の巧緻運動に進み、次に懸垂に移り、又競走、跳躍もその度を高めてよいが、永續駆足は五分間乃至十分間を以て限度とする。遊戯も、この頃の兒童は愉悅と怡樂とだけでは満足せず、更に技巧と機敏とを要求するから、筋肉的のものを加へることが出来るし、神経の調節作用も大分進んで來てゐるから、フットボール・ベースボール等の球技も適當となる。又過勞に亘らぬ程度に於て遠足を課し、水泳、スキー、スケート等を始め、武術の如きもその基本練習を課してよい。

運動上性別の斟酌

運動上性別の斟酌は重要なことである。從來、女子の體育運動は、

正常體質と異常體質

男子のために作られた方法に餘り盲從し過ぎてゐた。けれども、女子の筋骨は男子に較べて柔軟で、殊に上肢筋が薄弱であるといふ解剖上の事實は、運動種目の選定上、兩性の間に十分の斟酌を加へるべき必要を吾等に物語り、又女子が男子と同様に心身の緊張を續けることが出來ず、屢々休息を要するといふ生理上の現象は、團體運動の上に少なからざる酌量を如實に要求してゐる。即ち、女子の體育運動は、保健本位に行ひ、心身の永續的緊張を強ひず、又重い精神的負擔を感ずるやうな個人競技を避けるがよい。従つて、野球、蹴球、幅跳、長距離競走等は、女兒には寧ろ不適當である。強健といふことが運動の企圖であるが、就中、男兒は強を冀ひ、女兒は健を主とすべきである。人の體質は嚴密にいへば、その顔の違ふが如くに違ふものである。が、大體に於て、これを正常體質と異常體質とに別けることが出来る。そして運動の方法は、概ね正常體質を標準として定められてあるの

兒童の服裝

だから、異常體質の者については、それに應じて更にその實施の程度を十分に酌量しなければならぬ。

運動の衛生に緊密な關係をもつものは、服裝と食事とである。先づ兒童の服裝は、容儀上から考へるべき點もあるが、主として體育上の要求に應ずるものでなければならぬ。即ち、被服は緩やかに輕便にして、運動が自由に出來ると同時に、日光空氣の接觸を多からせるべきである。従つて、袖はなるべく短い筒袖とし、袴を着ける場合には、その裾は下脚部の中央部に止め、又襟元は出來るだけ緩やかにし、帯は必ず肋骨下に位させねばならぬ。そして薄着には、幼年の頃から漸を追つて慣れしめるやう獎勵すべきである。

食事の直ぐ前後に強い運動を行ふのは、消化を害し延いて種々の害を來す虞があるから、食前三十分、食後二時間は餘り劇しい運動を行はない方がよい。運動後食慾の衰へるのは、運動が過度であつた

薄着の習慣

食前後の運動

運動後の食事

徒歩主義

證據であるから、かうした場合には、消化し易い食物を取らせて食慾の恢復を待つべきであり、運動後食慾の旺盛となるのは、必ずしもそれに比例して消化力が増大したことを示すものでないから、食慾に任せて多食させてはならぬのである。

都會の地では電車、汽車、自動車等交通機關の利用すべきものが多いが、児童には出来るだけ徒歩を奨励するがよい。遠距離の通學児童でも、復路はなるべく全部を徒歩させるか、又は一定の地點以上は必ず徒歩させるやうにするがよい。その他戶外の運動散歩は常に奨励すべきである。蓋し新鮮な空氣と日光とは、全身に對して最良の強壯劑だからである。

輕體操の永續的
勵行

短時間を以てする簡単な體操を、永續的に行はせることは、體育上大に有效である。それ故に、朝會の際それに伴はせて、舉踵臂の上下屈伸、頭及び上體後屈、上體左右屈、呼吸運動等を約五分間宛全校兒

自由運動の效果

童に行はせるがよい。學校向ラヂオ體操に参加するのもよい。且この種の合同體操は、體育以外、規律を尙び、心機を新にし、協同の心を養ふ等、訓育上に及ぼす效果も決して鮮少ではない。

課業としての體操は、概して受動的であるのに比べて、放課後に於ける児童の自由運動は、發動的であつて、體力増進上の效果も亦著しいものである。蓋し、毎休憩時間の自由遊戯は、既述の如く、専ら疲勞の恢復を目的とし、又晝食後の運動は、餘りに激烈に涉ることを避けしめるべきであるが、放課後の運動に至つては、過勞に陥らぬ限り、運動そのものを目的として、十分愉快に活潑に行はせることが出来る。但し、この場合に於ても、教師は監督指導を加へつゝ、共に運動するがよい。今普通に行はせる運動の主な種類を挙げると、器械を使つて行ふ各種の運動、徒競走、綱引、棒押、繩跳、羽根突、相撲、フットボール、バレエ、ボール、ベースボールの類である。

放課後の運動の
監督及び種類

校技の價値

遊戯・競技の種類は極めて多い。就中最も興味に富み、且體力増進の效が多く、然も訓育上の價値の大きなものを選んで校技とし、永續的にこれを行はせるのがよい。例へば、擬戰・打球その他なるべくその地方に特有のものを取るがよい。そして校技は、平素の體操時間及び放課後に於て各學級別々に練習させるのもよいが、又運動會に於て特定演技として全體の兒童に同時にこれを行はせたり、或は毎學期約一回特に野外適當の場所でこれを行はせて、意氣の振張と體力の増進とを圖るのは、有效有趣のことである。

運動會の價値

運動會の目的は、體力の増進と訓育の效果を收めるとにあるけれども、又父兄にそれを參觀させて、兒童の運動・氣風等を觀察させ、體力・氣力の練磨の必要を感じさせる機會ともすべきである。但し、その行事のお祭騒ぎに近いやうな弊は、斷じてこれを防止し、どこまでも質素堅實でなければならぬ。そして、小運動會は、各學級に於て、小規

運動會の方法

小運動會

大運動會

模の下に隨時に行ふがよいし、全校の大運動會は、春秋の二回に催すのが適當である。何れも兒童をして、平素意氣を緊張して運動に努めしめる所以となるからである。併し、體育の效果は決して運動會の一日で收め得べきものでなく、平素の運動勵行によつて始めてこれを達し得ることを忘れてはならぬ。

聯合運動會

又、運動會は一校だけで行ふ外、附近の數校が聯合して行ひ、或は一地方の小學校が高學年合同の聯合運動會を開く等のこともある。總て聯合運動會は、一層意氣の緊張を來たし、身體・氣力の練磨に及ぼす效も大きいから、なるべく回数多くこれを開催するがよい。

遠足の價値及び方法

心情を快活にし、身體を鍛鍊し、耐忍持久の精神を養ふために、遠足を行ふことも亦極めて有效である。遠足には、普通遠足と強行遠足とがある。普通遠足は、春秋の好季節に名所舊蹟・有益の場所に赴くのがそれで、これは心情の快活と見聞の開弘とを目的とするもので

普通遠足

強行遠足

遠足の距離

ある。強行遠足は、専ら身體の鍛鍊、氣力の練磨を目的とし、兒童の堪へ得る範圍に於て遠足を強行するものである。従つて、服装は努めて輕便にして、よく足元を整へ、質素な食物を携へさせ、歩行休憩の場所、時間、食事の時刻等を豫定し、計畫的に施行すべきである。遠足の距離は無論、兒童の性別、健否等によつて酌量を加へるべきである。

登山の價值

登山の方法及び注意

登山は、心情の快活、氣宇の擴大を感じしめると共に、その身體上に及ぼす影響も亦甚だ大きい。それ故、學校の附近に適當な山のある土地では、隨時兒童を引率して登山をさせるがよい。又夏季休業中、計畫的に登山會を設けて、一ヶ月又は三週間、全兒童をして毎朝早起して登山させるなども、それが心身に及ぼす影響は極めて顯著であらう。又これに一般父兄を參加させるのもよい。但しその距離、時間方法は、必ず兒童の發達程度に副はねばならぬ。中等程度の學校生徒に行はれるやうな高山峻嶺の登攀跋涉の如きは、小學校兒童に

水泳スケート及びスキーの價值

その方法及び注意

家庭體操の獎勵

冷水摩擦の勵行

あつては元より尙早である。

夏季の水泳は、低學年を除けば勵行すべきであるし、體操時間に水泳の基本練習を陸上でさせることも、推奨すべきである。又冬季凍水積雪の地方にあつては、スケート、スキー等を行はせるのもよい。但し、これ等は往々危険を伴ふことがあるから、萬々遺漏なき計畫を立て、注意を加へて、嚴重な規律監督の下に行はせるべきである。

學校で授ける體操の中、家庭でも簡單に行ひ得るものは、適宜の指導を與へて、起床後及び就褥前等に於て、永續的にこれを行ふことを獎勵すべきである。又ラヂオ體操の如きは、この目的のためには最も適してゐる。

冷水摩擦を永續して行はせることは、皮膚を健全にし、内臓諸器官の機能を催進するに有效である。相當の年齢からその習慣を養成するのは、至極望ましいことである。但しそれは、夏季から始めて段

段と冬季に入らせるやうにするがよい。

第二章 特別保護の施設

身體虛弱者精神
薄弱者に對する
特別取扱の必要

身體虛弱者や精神薄弱者に對して、何等特別の注意を拂ふことなく、普通の者と全然同一に教育する時は、その負擔が著しく重いため、益、健康を害して發達を妨げ、或は結核その他各種の疾病に冒され、或は遂に社會の落伍者となり、本人のため實に氣の毒なのはいふまでもなく、家族のためにも、國家のためにも、不幸の上もないことである。それ故に、これ等の兒童に對し早くから特別の注意を加へるとは、教育上極めて大切である。

身體虛弱者、缺食兒童、身體虛弱な兒童に對する特別保護の施設が近時盛に講ぜられて來たのは、眞に悦ばしいことであつて、實に教育衛生上の新福音といつてよい。今その施設の主なものを次に挙げよ

う。

林間學校の方法

林間學校 これは、林間の風物清新な境地に簡易な屋舎を建て、主に春夏の候、身體虛弱な兒童をこゝに收容して、教育を施しつゝ、健康の恢復増進を圖るものである。林間の生活が自由で愉快で衛生的である上に、その教授には特に注意を加へ、運動と食飼とを適當にし、自然に親み、日光空氣の接觸を十分にすること等によつて、新陳代謝の機能を進め、これがために身體の抵抗力が加はり、體重が増大する等、その結果は極めて良好である。

戶外學校の方法

戶外學校 これは、普通の學校に於てその校舎を一部改造して、南側の障壁を打抜き、新鮮な空氣と日光とを十分に受け入れ得るやうに、開け放つた教室を造り、身體虛弱な兒童をこゝに收容して授業を受けしめるのである。

開窓教室の方法

開窓教室 これは、普通の教室で特にその窓を大きくし、室内の溫度

休暇聚落の方法

の冷え切らない限り、絶えずそれを開け放して、新鮮な空氣と十分な日光の射入を圖り、そこで學習をさせるものである。

休暇聚落 これは、虚弱で疾病に罹り易い兒童を集團とし、主に夏季休暇中、森林、溪谷、高原、海岸等の健康地に移住させて、その身體健康の増進を圖るものである。これに全聚落、半聚落、遍歴聚落の三種がある。全聚落は、一定距離の地に全然滞在させるもの、半聚落は、晝間だけ適當の地に集團生活をさせるもの、遍歴聚落は、衛生的見地から仕組まれた旅程によつて、徒歩で山紫水明の地を旅行させるものである。何れにも、その特長はあるが、就中、前兩者にあつては、適當な場所の選定が大切であり、最後の者に於ては、その方法が全然衛生的慰安的でなければならぬ。又休暇聚落は、その人數の多少によつて大聚落、中聚落、及び小聚落に區別せられる。

臨海保養の方法

臨海保養 これは、身體虚弱な兒童を海濱に滞留させ、保養慰安によ

學校給食と兒童愛護の精神

つてその健康を恢復させるものである。海水浴が健康兒に適するのに比べて、これは海濱の自由な逍遙嬉遊によつて虚弱兒の健康を進める。始は夏季に於てのみ行はれたが、今は四季を通じて行はれる。

學校給食 近時、經濟界の不況による保護者の生活難に禍されて、兒童中には、缺食のため遂に身體の衰弱、學業の低下を來しつゝある者が相當多數に上る事實がある。これ等缺食兒童に對して、公費を以て學校給食をなすことは、保健上、人道に緊急の問題である。これに對し、文部省は學校給食臨時施設方法を定め、臨時費を支出して救濟の道を講じてゐる。道府縣及び市町村に於ても同規定に依り、費用を支出してこれが實施に努め、そして兒童愛護の精神を發揮しなければならぬ。

精神薄弱者の取扱 精神薄弱な兒童に對する特別取扱の必要も亦、

低能兒教育法

今更にいふまでもない。低能兒教育法の勃興は實にそのためであつて、今日では何れの文明國でも、實施せられてゐる。これを補助學校及び補助學級といふ。

補助學校 これは精神薄弱の兒童をば特別に收容する小學校である。但し、その兒童が普通兒童でないのだから、特にその點を顧慮した教育方法の要るのは勿論である。今その要點を挙げると、教科目は普通の小學校に準ずるけれども、多少その教材を減じ、且その程度を下げることに、一教員の擔當すべき兒童數を少なくして、教授訓育の徹底を計ること、特に周到に兒童を観察して、その性能をよく知り別けること、及び衛生上治療上の考を須臾も忘れてはならぬこと等これである。

補助學級 補助學校の設置せられるまでは、普通の小學校に於て特別學級を造り、精神薄弱の兒童を集めて、特によく指導を加へること

補助學校に於ける教育方法の要領

補助學級に於ける教育方法の要領

にしなければならぬ。それが補助學級である。補助學級に於ては、一學級の兒童數をなるべく十五名以内とし、多くとも二十名を超えぬやうにし、教材は緊要適切な事項のみを選んで配當し、然も決してその進程を急ぐことなく、寧ろ石垣を築くやうに根柢から確乎と固めて、一步一步に築き上げねばならぬ。即ち、身體精神の實感に訴へて、彼等の學習を指導し、十分に反覆練習を積ませるがよい。又精神の薄弱は、身體の不器用と密關してゐる場合が多いから、體操、手工、農業等の實習によつて、心身の練磨を計る必要は、普通兒の教育に於けるよりも一層大きいのみならず、これ等の學習は、彼等に對して、恰好な職業指導の基礎ともなる。

第三章 學校衛生施設及びその要領

學校醫及び學校齒科醫 學校衛生の目的を達し、體育の實績を擧げる

學校醫及び學校
齒科醫の任務

には、必ず醫師の協力に待たねばならぬ。それ故に、明治三十一年に勅令を以て公立學校に學校醫を置くべき規定を發し、その後改正して昭和四年、更に勅令を以て學校醫幼稚園醫及青年訓練所醫令を、又昭和七年、文部省令を以て學校醫職務規程を制定したのである。これと共に昭和六年には、學校齒科醫及び幼稚園齒科醫令を、同七年には、學校齒科醫職務規程をも公布してゐる。尙、昭和十年、青年學校令の制定に際して、青年訓練所醫令は廢せられた。

學校醫は、毎年、四月中に兒童身體検査を行ふは勿論、少なくとも毎月二回、教授時間内に於て、その擔當學校に到り、規定せられた諸般の學校衛生事務を處理すべきである。又、兒童職員の健康情態、學校傳染病豫防等、衛生上必要と認めたる事項を管理者又は學校長に申告し、學校長の請求に應じ、兒童又はその保護者等に對して、衛生に關する講話をなすべきである。學校長及び教員は、學校醫と力を協せて事

學校看護婦の必
要

に従ひ、よくその実績の擧がるやうに努めねばならぬ。學校齒科醫に關しても、これと略同様である。

學校看護婦 學校では、兒童が不時に發病したり、不慮の災害を受けたりすることが屢あるが、學校醫は常に學校に詰めてゐるものではない。かうした場合に學校に看護婦が置いてあれば、直ぐ適當な手當を加へることが出来る。その他、小學校は多數の兒童を收容する所であるから、衛生上絶えず注意すべき事柄が頗る多い。學校醫及び學校長の指揮の下に、常にかうした衛生上の専門的勤務に當るものは、即ち學校看護婦である。これについては、昭和四年十月、文部省は、學校看護婦ニ關スル件を訓令して、その資格及び事務の大要を示してゐる。

學校看護婦は、法定上看護婦の資格ある者たるべきは勿論、性質溫良で親切の情に富み、且、兒童に對する理會と愛情とを有する者でな

學校看護婦の資
格

その校内事務

ければならぬ。その上、看護の實際に相當經驗のある者を選ぶことが、最も望ましいところである。

學校看護婦の事務は、大體に於て二方面に分れる。その一は學校内の事務であつて、即ち、校舎、教室の巡視、換氣、採光の注意、兒童に對する不斷の衛生的監視、急病又は不慮の災害に對する救急處置、學校醫の指揮の下に於ける輕微な治療手當、定期及び臨時に於ける身體検査の補助、身體被服、携帶品等の清潔検査から、各種の衛生的訓練、例へば毛髮の手入、齒揚子の使ひ方、鼻汁のかみ方等の指導に至るまで、皆これに屬するのである。その二は學校外の事務であつて、即ち、主として家庭を訪問して兒童缺席の因由を確め、その疾病に對して注意を與へ、その加療について協力し、乃至は修學旅行、遠足、水泳、その他林間學校、休暇聚落等に於ける醫務の補助に當るのである。

その校外事務

身體検査 兒童身體發達の情況、疾病の有無、その他身體に關する諸

般の事情を明かにして、これが改善の途を講ずるのは、教育上極めて重要なことである。それ故に、小學校では毎年一回以上身體検査を行つて教育上の參考とし、又それを兒童に知らせて自覺を與へ、父兄にも示して兒童教養上の參考に供すべきである。

兒童身體發達の情況を明かにすることは、唯その教育期間に於て必要であるだけでない。國民體力の如何は、實に國運の盛衰に至大の關係を有する問題である。それで文部省では、ずつと以前から學生生徒兒童身體検査規程を定め、全國劃一の方法で行はせてゐたのであるが、昭和十二年四月一日以後は、從來の規程を廢し、新に制定せられた學校身體検査規程によつて検査を行ふことになつたのである。そして新規程の第一條には、學校に於て身體検査を施行するのは、學生、生徒、兒童の身體の養護、鍛鍊を適切にして、體位の向上と健康の増進とを圖ることを目的とする旨が明示せられてゐる。検査の

學校身體検査規程

身體検査の目的

結果は身體検査票に記入させ、又これを統計し、毎年文部省年報に登載して、その状況を公に示すのである。

この規程によれば、兒童身體検査は毎年四月に於て學校醫がこれを行ひ、學校職員をしてその一部を助けしめることを得るのである。身長、體重、胸圍、坐高、榮養、脊柱、胸廓、眼、耳、鼻、及咽喉、皮膚、齒牙、其ノ他ノ疾病及異常の諸項目につき施行し、その結果は身體検査票に記入して、本人同一種類の學校に在學中は、連年この票を繼續すべきである。又學校長は別に身體検査統計表を調製し、その年八月限り地方長官に報告すべきである。

身體検査の項目

身體検査上の注意

身體検査成績利用上の注意

身體検査は、兒童身體發達の状況を明かにする根本單位であるから、これが検査は、寸毫も誤謬なく最も嚴密に施行せらるべきは勿論その成績を十分によく利用して、兒童身體發達の益進向上に役立つことが最も大切である。即ち、身體検査を施行した時は、その成績

を速に家庭に通知し、身體薄弱な者、疾病又は身體上の缺陷を有する者に對しては、特に學校醫の意見を附し、治療、矯正又は保護の方針を指示し、或は検査の結果について、父兄等に對して學校醫から講話をさせ、教員は父兄と共に日常その兒童の状況を監察すべきである。その他學校では、連年式の異常者名簿を作つて、異常者に座席の選定その他適宜の方法を講じ、個人別、學級別及び男女別等の身體發育表を製し、圖畫又は色別を用ひて具體的の圖表とし、比較考察を加へて體育並びに衛生の向上に資し、卒業後の職業選擇に供する等、校長、教員は學校醫及び學校看護婦と協力して、身體検査の成績を利用し、常に兒童體力の増進を圖らねばならぬ。

學校兒童の疾病異常 兒童期に現れる疾病及び異常は數々である。その上、學校は多數の兒童を集めて課業につかせる場所であるから、その生活の境遇上起り易い疾病も亦頗る多い。今その主なものを

兒童に起り易き主な疾病

擧げると、榮養障害、視力障害、トラホーム、耳鼻咽喉病、吐血、齒牙の疾患、背柱彎曲症、神經衰弱、頭痛、呼吸器病、寄生虫から起る疾病、消化不良等である。これ等の疾病については、それぞれその原因を明かにして、これに對する注意を怠らず、常に十分な豫防を講ずることに努力すべきである。

學校と傳染病 學校は多人數を收容する場所であるから、傳染病の發生はその最も恐るべきことである。それ故に、文部省は曩に學校傳染病豫防規程を定め、大正十三年九月にそれを改正した。學校は必ずこれを勵行しなければならぬ。學校に於て特に豫防すべき傳染病の種類は、次の如くである。

學校傳染病豫防規程の概要

第一類 コレラ、赤痢、疫痢を含む、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅

熱、デフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペスト。

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘。

第三類 肺喉頭その他の機關の開放結核癩

第四類 トラホームその他の傳染性眼炎、疥癬その他の傳染性皮膚病。

これ等の傳染病に罹つた職員、児童は、全治又は主要症狀消退後、相當の期間を経過し、學校醫に於て傳染の豫防上支障なしと認められた場合の外、昇校することが出来ぬ。又、第一類又は第二類の傳染病患者のある家に住居する者も、昇校に際しては學校醫の指揮を受けねばならぬ。

學校長は、上述四類の傳染病に關し、必要と認められた時には、當該學校醫をして診斷せしめ、或は意見を徵して、その都度適當の處置をとるべきであり、又學校内、學校所在地及びその附近に於て、第一類又は第二類の傳染病發生し、その狀況に依り必要と認める時は、別段の規定ある場合を除く外、學校長に於て學校醫の意見を徵して、學校の全部若くはその一部の閉鎖又は休業をなすべきである。又児童の通學

傳染病の豫防事項

区域内若くは職員等の居住地に於て、前二類の傳染病が発生した時は、狀況に依り學校醫の意見を徴して、その地域からの通學通勤する兒童、職員等の昇校を停止することが出来る。

學校長は學校の設備に關し、第三類及び第四類の傳染病豫防のため、左の事項を遵守すべきである。

- 一、手洗水は流出装置となすこと。
- 二、共同手拭を備へないこと。
- 三、兒童の數に應じ、液體を入れた適當個數の唾壺を配置し、唾壺内の唾痰は消毒した後、これを便池に投棄すること。
- 四、宿直その他のために使用する共同の寢具は、これを各自専用の白布又は使用者を改める毎に洗濯した白布を以て被包すること。

又、學校長は兒童が入學した場合には、その法定の種痘を完了したかどうかを調査し、未了者にはこれを受けさせ、又保護者をしてその

義務を履行せしむべきである。第二期種痘定期にある在學中の兒童に關しても同様である。又、卒業證書には當該兒童が法定の種痘を完了したかどうかを記入すべきである。上述諸事項は總て幼稚園にも同様に適用されるのである。

救急處置の要領 學校看護婦ばかりでなく、兒童を教育する教職員全部が、救急處置を一通り知つてゐることは必要であるから、左にこれを掲げる。

救急處置

一、**創傷** 軽い傷は、ヨードチンキを塗るか、消毒ガーゼを貼つて繃帶し、傷口が汚れてゐれば、五十倍乃至三十倍の硼酸水に浸した消毒ガーゼで拭つて、上述の手當をする。併し重い傷で鮮血が線狀をなして迸り出るやうな場合には、直ぐ厚く疊んだ消毒ガーゼを確乎と當て、局部の兩側を緊縛し、急いで醫師を迎へねばならぬ。

二、**骨折脱臼** 骨折脱臼の見分けは素人にはつき難いもので、下手な取扱をしては却つて治療が困難となる。唯さうした疑のある時には、局所に何

か副木を當て、繃帶し、そして直ぐ醫師の所に連れて行くがよい。

三、卒倒 卒倒には腦貧血で起る場合と腦充血で起る場合とがある。前者は顔面が蒼白となつて口唇も貧血するし、後者は顔面が潮紅して、結膜に充血してゐる。前者に對しては、頭部を稍低下して靜に横臥させ、空氣の流通をよくし、且シャツ襟卷帶等を弛めて呼吸を容易ならせ、又後者に對しては、頭部を稍高くして横臥させ、被服を緩めて頭部を冷すべきである。

四、嘔血 嘔血には、頸部の被服を緩め、頭部を高くして安靜にさせ、そして消毒ガーゼ、脱脂綿或は軟い紙で鼻孔を塞ぎ、且鼻部を冷却するがよい。

五、溺水 先づ水中から引上げ、直ぐ口中鼻孔内の異物を除き、腹部に枕のやうな物を當て、頭部胸部を低くして水を吐かせた後、上體を少し高くして仰臥させ、呼吸を促すためには人工呼吸法を行ひ、呼吸を始めたならば身體を温め、又全身を摩擦して體温の復舊を計るべきである。

六、火傷 局部に亞麻仁油又はオリーブ油を塗つて、直ぐ布片でこれを覆ふがよい。

七、中毒 食物に中毒した場合には、指を口中に入れて嘔吐を促し、その吐瀉

物は器物に受けて、必ず消毒すべきである。

八、蟄刺 アンモニア水を塗り、トゲがあれば毛拔でそれを抜取るがよいし、狂犬等に噛まれた場合には、創部を洗つて直ぐ醫師の手當を受けねばならぬ。

九、日射病熱射病 強い日光の直射によるのが日射病で、行軍、遠足その他劇しい運動によつて高まつた體温が發散を妨げられたために起るのが熱射病である。共にその症状は、頭痛、眩暈、呼吸困難等を感じて脈搏は細小となる。これに對しては、直ぐ日影の涼しい場所に仰臥させ、被服を解き、少量の食鹽と冷飲料とを與へ、頭部、顔面、胸部等に冷水を注ぎ、又人事不省に陥つた場合には、人工呼吸法を施す。

一〇、異物 眼に異物の入つた時、眼を擦つてはいけない。靜に眼瞼を翻へし、脱脂綿消毒ガーゼ等の濕したもので、これを除くがよい。若し異物が判らなければ、眼を閉ぢて涙を流し、或は眼瞼を翻したまゝ、硼酸水で洗ふがよい。耳に異物の入つた時にも、指やピンセットを差入れるのは、却つてこれを押込む虞がある。寧ろ淺いところにある場合には、耳を下に傾

けて頭を振らせるか、或は軽く叩けば、取れることがあるし、又深いところにある場合には、針金を曲げ異物に觸れないやうにして後方に送り、引掛
けて取出すことが出来る。

衛生訓話とその
事項

衛生訓話 學校では、時々又は必要に應じて兒童に對し、耳・鼻・咽喉・齒
牙・皮膚・飲食物等に關する攝生、結核病、流行病に對する豫防法、及び未
成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法の趣意等の衛生事項につい
て、懇篤な訓話を與へることが極めて有效である。

教師の衛生の必
要

教師とその衛生 教師の健否は、その職務の執行に直接の關係があ
るだけでなく、又その疾病の種類によつては、兒童の衛生上にも少な
からざる影響を及ぼすものであるから、教師は常に自己の衛生に注
意しなければならぬ。又女教員にあつては、大正十一年九月に文部
省から達せられた訓令の趣旨によつて、産前二週間、産後六週間は賜
暇を請うて、十分に休養をなすべきである。

第四篇 幼稚園及び青年學校

小學校が市町村に於ける文化の中心であり、又その教化事業の母
胎であるといふ見地から、既に地方教化の目標について明にし、更に
小學校に併置し得る二三の社會教育施設を述べたから、本篇に於て
は、これ等に聯關せしめつゝ、幼稚園と青年學校との要領について説
明しよう。

第一章 幼稚園

目的 幼稚園も、従來は小學校に準ずるものとして、小學校令及び同
施行規則の中に規定せられてゐたが、大正十五年四月、幼稚園令及び
幼稚園令施行規則が新に發布せられて、幼稚園は特別の法規に支配

幼稚園保育の目的

せられる教育施設となつたのである。その目的に關しては、幼稚園令第一條に

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
と示され、尙幼稚園令施行規則には

幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムコトヲ務ムヘシ
と規定せられてゐる。即ち、幼兒の心身を健全に發達させること、善良な性情を涵養すること、及び家庭教育を補ふことの三點が、幼稚園

公立幼稚園

私立幼稚園

設置の手續

廢止の手續

保育の目的であることは、既に教育學で明かにした通りである。

設置及び廢止 市町村市町村學校組合及び町村學校組合は、幼稚園を設置することが出來、その費用の負擔のために學區を設けることが出來る。かくて生じたものが公立幼稚園である。これと同時に、私人も亦幼稚園を設けることが出來るので、それが私立幼稚園である。何れも、その設置廢止共に地方長官の認可を受けねばならぬのである。即ちその設置の場合には、公立幼稚園にあつては、管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、その名稱、位置、敷地の面積、地質及び附近の情況、建物の配置を記載した圖面及び飲料水の定量分析表を添付する必要がある。園則、設備經費及び維持の方法、開園の期日を具し、私立幼稚園では、これに設立者の履歷書をも添へて、地方長官に申請すべきであるし、園則及び開園期日の變更は、地方長官に申請すべきである。又その廢止の場合には、公立幼稚園にあつては

入園幼児の資格

管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、廢止の理由及び期日並びに廢止後の幼児の處分方法を具して、地方長官に申請すべきである。

幼児とその編制及び保育項目 幼稚園に入園し得る者は、三歳から尋常小學校就學の始期に達するまでの幼児を本體とし、三歳未滿の幼児を入園させようとする時は、それに要する相當の設備をなし、且その施設の概要を具して、地方長官の認可を受けねばならぬ。

幼児數

幼稚園の幼児數は、百二十人以下と規定せられ、但し特別の事情ある時は、約二百人までに増すことが出来る。そして年齢別によつて組の編制をなすを常例とし、保姆一人の保育する幼児數は、約四十人以下と定められてゐる。

保育項目

又幼稚園の保育項目は、遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等であつて、その内容は、既に教育學に明かにした如くである。

園長とその資格

保姆とその資格

職員 幼稚園の職員は、園長と保姆とである。園長は、園務を掌理して所屬職員を監督し、その資格は、公立幼稚園にあつては、小學校の本科正教員、又は保姆免許狀を有する者、若くは教員免許令による教員免許狀を有する者でなければならぬ。又、保姆は幼児の保育を掌るもので、その資格は保姆免許狀を有する女子でなければならぬ。但し、その有資格者を得難い場合には、有資格者の半數以下に於て、無資格者を代用することが出来る。そして幼稚園に於ては、保育項目・保育時數及び組數等に應じて、必要な員數の保姆を置かねばならぬ。

幼稚園の職員の進退・戒飭・服務・懲戒處分・業務停止及び免許狀褫奪に關しては、小學校職員の例に準じ、又公立幼稚園の職員の俸給旅費その他諸給與に關する規定は、小學校令施行規則中小學校職員の例に準じて、地方長官がこれを定める。そして何れの場合に於ても、園長は學校長に、保姆は正教員に、代用保姆は代用教員に準ずる。但し

保母檢定の機關
及び檢定の種別

月俸額については、園長は本科正教員に、保母は専科正教員に準ずる。
保母免許狀及び保母檢定 保母免許狀は、地方長官に於て、保母檢定に合格した者にこれを授與し、全國に通じて有効である。

保母檢定は、小學校教員檢定委員會に於てこれを行ひ、小學校教員檢定と同じく無試験檢定、試験檢定の二つとし、それぞれの資格に應じて無試験又は試験により、出願者の學力、性行及び身體についてこれを行ふものである。

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者及び免許狀褫奪の處分を受けて三箇年を経過せぬ者は、保母の檢定を受けることが出來ないし、又保母免許狀を有する者が禁錮以上の刑に處せられた時、若くは破産の宣告を受けた時は、免許狀がその效力を失ふことは、教員檢定教員免許狀に於けると同様である。

保育料入園料 幼稚園で保育料入園料等を徴收しようとする時は、

幼稚園の設備の
規定

公立幼稚園にあつては管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、地方長官の認可を経てその額を定めるべきであり、これを變更しようとする時も亦同様である。

設備 幼稚園の設備は左の各項の規定によらねばならぬ。

- 一、敷地は道徳上及び衛生上害の無い所たること。
- 二、建物は、なるべく平家造とし、組數に應ずる保育室、遊戯室その他必要な諸室を備へること。
- 三、保育室の大きさは幼児五人につき一坪より小ならざること。
- 四、遊園は幼児一人につきなるべく一坪以上の割合を以て設けること。
- 五、保育用具、玩具、繪畫樂器、黑板、机、腰掛、砂場等を備へ、その他衛生上の設備をなすこと。
- 六、これ等の外、三歳未満の幼児を入園させる場合には、尚それに必要な相當の設備を加へること。

幼稚園の現況

現時の實況 昭和九年度の現在に於て、全國幼稚園の總數は千八百

幼稚園の將來

六十二であつて、保姆の數は五千八百七十二人、幼兒の數は十四萬三千四百六十九人である。即ち、一園につき保姆の比例は三・二人、幼兒の比例は七・七一人で、一保姆につき幼兒の比例は二・四四人である。世界に於て幼稚園教育の盛なフランス・イタリーの諸國に於て、幼兒の數の多きは五六十萬人、少なきも二三十萬人を算へてゐるのに比べると、我が國の幼稚園は、今後尙盛となるべき運命を擔つてゐる。

第二章 青年學校

實業補習學校と
青年訓練所

青年學校の沿革及び目的 從來我が國の教育制度に於ては、小學校を卒業してから正規の中等學校に入學しない者に對する大衆的な教育機關として、實業補習學校と男子青年に對する青年訓練所とがあつて、これ等兩者がそれぞれ効果を擧げ來つたのである。併し、青年の教育制度を單一化し、その施設經營の努力を集中して、小學校卒業

青年學校制度

後直に社會の實務につく男女青年の教育の進展を圖らねばならぬとの要望が次第に高くなつて來たので、昭和十年四月一日を以て、これ等兩者を廢止すると同時に、その特質を採り入れて新しく青年學校制度が確立せられたのである。従つて、青年學校そのものとしては未だ實施後日が浅いけれども、始めて實業補習學校規程の發布せられた明治二十六年頃からの歴史を顧みると、既に相當古い沿革をもつてゐると言はねばならぬ。

青年學校の目的

青年學校の目的に關しては、青年學校令第一條に
青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト
共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ
資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

と示されてゐる。青年學校の生徒は、現に一定の實務に従事し又は従事せんとする男女の大衆青年であり、又その教育は、概ね生徒の業

務の餘暇に於て施すものであつて、これによつて、教育上の機會均等を多からしめると共に、青年大衆の教養を高め、一般國民の文化的水準の向上を期せんとするものである。こゝに、一般的陶冶と職業的陶冶とを併せ行つた實業補習學校の教育の趣旨が採り入れられてあり、又男子青年を收容して、その心身を鍛鍊し、國民たるの資質を向上せしめんとした青年訓練所の精神も、生かされてゐるのである。

公立青年學校
私立青年學校

設置及び廢止 青年學校は北海道府縣市町村市町村學校組合町村學校組合等の公共團體、及び私人がこれを設置することが出来る。道府縣市町村等の公共團體の設置にかゝるものは公立青年學校であり、私人の設置にかゝるものは私立青年學校である。

青年學校の設置及び廢止については、道府縣立の學校にあつては文部大臣、その他の學校にあつては總て地方長官の認可を経なければならぬ。

青年學校の物的
設備

青年學校は本來、比較的簡易な組織内容を有するものであるから、その物的設備については、校地、校舎、校具、體操場を除くの外、必要な設備も、その教育の實績を擧げ得るに相當なるべきことをのみ標準としてゐる。即ち、必ずしも一般の中等學校等の如く整備するを要しない。従つて青年學校の物的設備は、これを獨立のものとするを原則とはしてゐるが、學校の設置を容易ならしめるため、學校、試驗場、講習所に併設することも出来るのである。

青年學校の職員 青年學校の職員は、公立青年學校と私立青年學校とによつて、その性質を異にする。前者にあつては、國家的事業たる青年學校の生徒の教育を擔任する教諭、助教諭、指導員等の教員の外、學校長、書記等がこれである。後者にあつては、その設置者によつて採用せられたその使用人である。何れにしても、青年學校の教員たる者については、一定の資格を必要とするとは言ふまでもない。

専任教員と兼任
教員

但し青年學校には、その學校の生徒の教育を擔任することを本務とする専任教員と、他の業務を本務として兼務する兼任教員とがあるが、主として専任教員の活動に、青年學校の教育成績の振興が懸つてゐるのであるから、成るべく専任教員を多くして教員組織の充實を圖ることが必要である。

普通科
本科
研究科
専修科

課程及び教授及訓練 青年學校の課程は、普通科・本科・研究科及び専修科に別たれてゐる。普通科は、尋常小學校を卒業して高等小學校及び中等學校に入學しない者のために設けられてある。本科は、普通科修了者又は高等小學校卒業者のために設けられ、研究科は、本科卒業者のために設けられる。又専修科は、上述三科の課程の外にあつて、特別の事項を修得せしめるために設けられる。その教授及訓練期間即ち修業年限に當るものは、普通科は二年、本科は原則として男子は五年、女子は三年であり、研究科は一年以上である。

教授及訓練

教授及訓練科目

青年學校では、通常の小學校に於ける教授に相當する場合に、教授及訓練といふ用語を使ひ、これを不可分の一語として、教授と訓練とが相俟つて効果を全うするといふ、青年學校の教育活動の本旨を明かにしようとしてゐる。その青年學校の教授及訓練科目は、普通科にあつては、男子は修身及公民科、普通學科、職業科、體操科、女子は、修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、體操科である。本科にあつては、男子は修身及公民科、普通學科、職業科、教練科、女子は修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、體操科である。研究科にあつては、修身及公民科の外に尙、本科の教授及訓練科目について適宜にこれを定めることになつてゐる。但し以上の中、普通學科と稱するのは、國語・國史・地理・數學・理科・音樂等の事項を指してゐる。尙右の教授及訓練の時數については、普通科及び本科の各教授及訓練科目について、各年に於て實施せねばならぬ最低限度の時數をば、青年學校規程

普通學科
教授及訓練時數

に示してゐるに止まつて、別に詳細な規準は規定せられてゐない。従つて、その限度以上に於て、土地の情況に依つて適宜これを定めることが出来るのであつて、研究科にあつては、別に標準さへも示されてゐないのである。

入學
入學卒業 青年學校に於ては、その生徒の境遇が多様であるため、必要に應じ、特別の事情のある者には、中途編入を許すのである。即ち、その年齢及び素養に従つて、これを普通科第二學年又は本科若くは研究科の第二學年以上に入學させることも出来る。そして青年學校に於ては、一般の學校の如くに、學年制度を採用した課程を順次修了せしめる制度ではなく、課程の修了は各科の全課程を通じて認定するのであつて、特にその教授及訓練期間中の出席時數をば主要な標準としてゐる。

授業料不徴收

青年學校では、監督官廳の認可を受けた場合の外は、授業料を徴收

することが出来ない。大衆の青少年教育によつて、國民たるの資質を向上せしめんとする目的の達成上、不徴收主義を採つてゐるのである。

青年學校に於て一定の課程を修了したる者には、學校長は、普通科・研究科・専修科にあつては、それぞれ修了證を授け、本科にあつては卒業證を授與しなければならぬ。

現時の實況 昭和十一年十月一日現在に於て、青年學校の數は一萬六千六百七十九であり、その生徒數は二百四萬三百三十九を算してゐる。

第五篇 小學校經營の實際

第一章 教授に關する行事

學年の始終期

秋季始業の學年

二重學年の制

學年度學期の區分 小學校の學年は、四月一日に始まつて、翌年三月三十一日に終るのが通例である。但し土地の情況によつては、九月一日に始まつて、翌年八月三十一日に終るものを置くことが出來、それを秋季始業の學年と名づける。即ち二重學年の制である。

學期の區分は、府縣知事の委任された職權であつて、府縣知事は土地の情況を酌量して、これを定めるべきものとされてゐるが、我が國多年の慣習では、多くこれを三學期に分けてゐる。

休業日 小學校の休業日は、左の如くに規定せられてある。

休業日數の制限

一年の授業日數

一年の授業週數

〔一〕一月一日及び昭和二年勅令第二十五號に依り休日たる祭日・祝日、〔二〕日曜日、〔三〕夏季休業日、〔四〕冬季休業日、〔五〕學年末休業日、〔六〕その他府縣知事の定める休業日。

右の内、夏季休業日以下は府縣知事が定めるものであつて、學年によつてこれを異にすることが出来る。そして一學年間の休業日數は、日曜日を別にして、^{九月五日}總計九十日を超えてはならぬ規定である。それ故に、一年間に於ける實際の授業日數は二百四十五日であつて、週にすれば約四十週と見てよい。

教授細目の編成 教授細目編成の原理及びこれが注意は、既に教育學で述べたところである。そして、その編成は、小學校令施行規則にも、學校長ハ其人小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシと示されてある通り、學校長に委任せられた大事な仕事である。各教科目について、それぞれ適切な形式によつて作製すべきで

ある。そして、一度編成した細目は、毎年その実施の跡に鑑み、更に一段と實際に適するやう、絶えず加除訂正をなすべきである。

教授案指導案 教授に於ては、教授細目に定められた教材について、毎時間實地に取扱ふべき順序方法等の豫定を立てねばならぬ。これを教授案或は略して教案といふ。教授案を立てることは、教師たるもの、要務である。そして、その立案に際しては、教材を精査すること、これを有効に取扱ふ方法を工夫すること、が共に極めて必要である。即ち精査と工夫、これが實に教授案立案の要訣であつて、常に千篇一律の方法を墨守するが如きは、決して教授の効果を増す所以でない。

教授に際しては、いかなる場合にあつても、その教材をどう取扱ふべきかの腹案は、十分精細に考慮せられねばならぬが、その記載方に至つては、精密に記述するものと、單にその綱要を擧示するに止まる

教授案

その立案の要領

精査と工夫

密案と略案

ものがある。前者を密案と名づけ、後者を略案と呼ぶ。密案は特に必要な場合にこれを作るべきであるが、日常の教授にあつては、略案で足りる。

教授細目も、教授案も、共に教授上の豫定であつて、実施は必ずしも常に豫定の如くに進行するものではない。それ故に教授者は、その実施の跡に鑑みて、教材の難易分量の多寡、方法の適否、その他注意すべき點等、當該教授に於て、感得した事項を記録して、そして教授細目の訂正並びに教授法改善の参考に供するがよい。これを教授録といひ、教授録は、週毎にする週録が普通である。

高學年に至つては、教師は教授細目によつて毎月毎週又は毎課の學習豫定表を作り、題目要項参考書及び自己整理の要點等を記入して、これを掲示し、又は謄寫して配布し、兒童がそれによつて自らその學習を進める準據とさせることがある。これを指導案といふ。指

指導案

導案を用ひる場合にも、問題の検討及び一齊教授の必要なことは言ふまでもない。

教授に關する研究

教材に關して豊富確實な知識を有すること、教授の方法に巧妙で圓熟した技能をもつこと、は、教授者の具有すべき重要な資格である。それ故に、教師は常にこの兩方面の研究を怠つてはならぬ。そして校長は、實にその研究の中心者、指導者となり、職員全部が協同してこれに従事すべきである。今これに關する要領を述べよう。

校長の指導と職員との協同

理論的研究の要領と方法

一、理論的研究 小學校では、大體に於て學級擔任法によるのが本格であるから、職員は、何れの教科目についても研究を怠つてはならぬけれども、然も各教科目別に研究部を設け、各に主任者を定め、これに若干の部員を配置して、常に理論的研究を進め、一定の時期に於て、或は必要に應じて、順次にこれを報告させ、質問批評を行つて共同研究

實際的研究の要領と方法

をすることは、全校職員の各教科目教授に關する進歩と統一とを圖る上に、最も經濟的で且適切な方法である。

二、實際的研究

實際的研究は、前述の理論的研究と相待つべきもので、實地の教授によつて教授法の研究をするものである。これには、その目的の如何によつて方法上の區別を生ずる。左にその主なものを述べる。

批評教授の目的及び方法

イ、批評教授 批評教授は、各教授者の技倆を上達させることを目的とするもので、豫め當事者を定めて實地に教授させ、職員全部がこれを參觀し、後、批評會を開いてその教授法の適否巧拙等を批評討究して、各自の向上に資するものである。

研究教授の目的及び方法

ロ、研究教授 研究教授は、教授上最も適切有效な方法の發見を目的とするもので、取扱の困難な或種の教材について、全職員參觀の下にこれを取扱ひ、協同して研究を加へるか、又は取扱方に關して兩立した二種の方法のある場合に、別々に實地の取扱をして、その結果を比較研究する等である。

實地經驗報告の
目的及び方法

何れにしても、研究教授が單に研究のための研究ではなくして、實際の能率を進めるための研究であることを忘れてはならぬ。

ハ、實地經驗の報告 各學期末に際し、報告會を開いて、その學期中に各自が實地に經驗し、又は特に實驗した教授上の重要問題に關して、それを報告し、互に質問批評、討議して、各自の修養に資すると同時に、教授法の改善を圖らうとするもので、これも亦極めて有效なことである。

學用品の研究と取扱 兒童に適切な學用品を使用させることは、教授の効果を確實にする上に頗る重要なことである。就中、教科用書は常に一定のものを持たせるべきは勿論、その他の學用品でも、教授上、學習上の便否と、質素節約の趣旨とに基づいて、十分な研究を加へて必要なものを定め、その大小品質形式、定價等に於て最も適當なものを選んで、それを使用させるがよい。共同購入によつて、大いにその費用を節約し得るものもあるが、土地の情況によつては、或種の學用品は全くこれを家庭の自由に任すべきものもある。

學校で一定した學用品は、各學年別にその品目、定價、使用期限等を定め、これを家庭に通知して、その参考に供すべきであり、又學校ではこれが見本を整理し、適宜の場所に掲げて置いて、兒童父兄の觀覽に供するがよい。

又、筆記帳は、時々その記載の精粗、確否、巧拙等を檢閲し、その他の學用品にあつても、時々これが整否、使用の情況等を檢閲するがよい。これは、教授の効果を確實にするのみならず、又訓育上にも必要である。自學自習を行はせる場合には、學習帳の檢閲は殊に大切な教師の任務である。

個別的指導 兒童天賦の能力には差異がある。その上家庭の事情、境遇の如何が、一層その差を著しからせることも亦少なくない。そして、方今教育の組織は學級教授を本體とはするが、個別指導も亦大

筆記帳の檢閲

優等の所由を詳察する必要

切な方面であり、且教育の効果は畢竟、兒童の各個に徹底させねばならぬのだから、教授者は、よく這般の消息を解して、適切な個別的取扱を加へることに努めるがよい。今左にその要點を述べよう。

一、優等兒の取扱　優等兒については、それが眞に能力の卓越した者であるか、又は早熟性の者であるかを慎重に觀察し、眞に能力の卓越した者には、若干特別の取扱をなすべきである。又能力の卓越した者の中には、全教科を通じて優秀な者と、或教科目に限つて拔群なものがある。又、必ずしも同一でないが、その天賦の能力を適當に助長すべきに至つては、即ち一である。そして、その助長の方法としては、同一程度の練習事項を多く課して能力を練磨するものと、教授事項に聯絡ある他の材料を與へて一層深く學習させるものがある。兩者併せ用ふべきで、そのためには、特別に教材を用意して置くがよい。

優等兒に對する特別注意の要點

特別教材の用意

劣等の素因を精査する必要

二、劣等兒の取扱　劣等兒にも亦、全教科に亘つて能力の低い者と、或教科目に限つて劣等な者とがあり、又その程度に於ても、甚だしく劣等な者と、さ程でもない者とがある。更にその素質に關しては普通の方法を盡して相當の進歩を見得べき者と、特別の手段を講じなければ救済し難い精神薄弱者とがある。後者に關しては前にも述べた通り、補助學校、補助學級が必要であり、前者に關しては、普通の學級教授に於て、出来る限りの手段を盡して、十分にこれを救ふ途を講ぜねばならぬ。

三、個別的取扱の要諦　元來、優劣の分類は教科教授上の便宜のものであるから、これがために、各兒の人格的發展の中心力とも見るべき自重自尊の念を損傷するやうなことが決してあつてはならぬ。萬一さういふことがあれば、全く教育の失敗を來すであらう。社會は、優劣強弱相頼り相助けて勤しむところに、理想的發展への途が開けて

復習の價值と必要

みるのだから、徒らに一教科目の教授のみを考へて、全人教育を忽せにするが如き弊に陥つてはならぬ。

復習宿題課外作業 復習は、教授の効果を確實にさせるには必要な補助的方法で、教授上頗る重用すべき手段である。そして、學校に於ける教授の半は、復習をその要素とするといつても敢て誣言ではない。故に家庭でさせる復習に關しても、その方法について教科目別にそれぞれ適切な指導を與へ、又學年に應じてその時間にも斟酌を加へるべきである。

家庭での復習に對する注意

宿題の可否

小學校で宿題を課することの可否に關しては、議論が無いではない。勿論、過度にこれを課して心身の發育に妨を及ぼすが如きは、慎まねばならぬが、必要に臨み、適當な分量でこれを課するのは、教授の結果を十分にさせるに有効な方法である。殊に兒童に自發的の學習態度を養成しようとするには、この問題に對して十分の研究が要

宿題提出の要領

る。これに關しては、その内容分量方法に亘つて熟慮すべきであつて、課題としての宿題は、質に於て十分の價值を有し、量に於て該學年に相應したものであらねばならぬ。かくて宿題は學年の進むに隨つて、兒童が自ら自己の問題に向つて攻究を加へるやうに指導せらるべきである。但し、土地の情況が放課後一般に家事を手傳はせるやうな處では、學校で特に適當な復習時間を設けて、教師の指導の下に、有効にこれを行はせるがよい。

休暇期間に於ける宿題

又、休日及び夏季・冬季に於ける長期の休暇にあつては、主として心意を休養させ、身體の發育を圖ることが必要であるから、かゝる際に過重の宿題を課するは宜しくない。寧ろ、運動を奨励し、自然界と接觸する機會を多からせるがよい。

課外作業の價值

地圖・圖畫の描寫、手工・工業の製作、理科の實驗、學校園農業實習地の手入等、比較的多くの時間を要する作業は、その全部を教授時間中に

結了させることは困難である。その上、これ等の諸作業は、課外に児童をして自由に従事せしめる方が適當であり、殊に、技能を練り、工夫・創作の才を養ふ上にも効果が大きい。故に、相當の取締法を設け、又他の課外行事、例へば時間外の運動、學級文庫、兒童圖書館に於ける課外讀書等との權衡を圖りつゝ、適當な程度でそれを課するがよい。

校外教授 事物の教授は、教室内で實物・標本・模型・繪畫等によつて、直觀的にこれを取扱ふけれども、又時々、兒童を校外に引率して、自然界に接觸させ、實地を踏査させ、商店・工場・農園等を見學させることは、彼等に活きた知識を與へて、その學習を一層實際的ならしめ、且郷土並びに職業に對する理會を得しめる等の點で、極めて大切である。

校外教授には、適切な計畫を立てねばならぬ。左に必要な準備事項を掲げる。

校外教授の準備事項

一、郷土の研究

郷土に於ける地理・歴史・理科・産業・軍事等に關し、豫め精確な

校外教授の價值

調査を遂げて、校外教授を行ふ場所と事項とを明かにして置くこと。

二、校外教授に訴へるべき事項 讀み方・地理・國史・理科・實業等の教材中、校外教授に訴へる必要のある事項は、特に選定して置くこと。

三、校外教授の回数 兒童を校外に引率することは、多くの時間を要する。然も教授時數には一定の制限があるから、この中、校外教授のために幾何の時間を割き得べきかを精査して、その回数を定めて置くこと。通例、各學年、每學期間約二回乃至三回が適當である。

四、校外教授豫定表 校外教授に訴へるべき事項・場所及び回数が定まつたなら、これによつて校外教授豫定表を作ること。そして該表には所定の目的地の外、その往復の途中、他教科目の事項を觀察させるに便利なものをも調査して置くこと、一層便利である。

五、取扱上の準備 目的地に引率するに先だち、教師は、豫め觀察させる事項とその方法とに關し、これが取扱上の準備をして置くこと。又出發に先だち教師は、一度その地を檢分して置くこと、及び、兒童に觀察すべき要點を豫め指示して置くこと。

校外教授の實施
要領

目的の個所に於ける實際の取扱方は、これを二方面に大別するこ
とが出来ゝる。一は教師の説明で、他は兒童の自由觀察である。兩方
共必要であるが、何れを先にすべきかは、場所と事項とによつて違ふ。
何れにせよ、觀察せしむべき要點は、必ず明瞭に捉まねばならぬ。
そのためには、觀察點を指示し、適當に問答を行ひ、質問をさせて説明
を與へ、要領を記帳させ、略圖を描かせる等の諸方法を取るがよい。
けれども、その個所では學習を完結させることは、多くの場合困難で
あるから、更に教室で確實にこれを取扱ふべきである。

課外讀物の價値
とその注意

課外讀物とその施設學校で授ける教科用書以外に課外讀物を讀ま
せることは、兒童の能力を活用させ、讀書の趣味と熟練とを進め、常識
を養ふ效があるが、更に自學自習の見地からは、一層その必要の切な
るものがある。それ故、相當な學年例へば尋常科第四學年以上にあ
つては、次第にこれを推奨すべきである。但し、讀ませる書冊には、そ

學級文庫の内容
とその方法

の程度、品質及び價格等について、最も慎重な考慮を要する。さうで
ないと、徒らに父兄の負擔を増大ならせるだけでなく、却つて兒童の
思想を混亂させ、又は不良の思念を醸し、動もすると弊害を生ずる虞
さへある。即ち、推奨すべき書冊は、豫めこれを精査して、家庭に通知
し、それに準據させるやうにするがよい。

殊に學級に於て、その學級の兒童に適當する良好な課外讀物を取
揃へ、簡単な書棚を教室内に備へ付けて、學級擔任教師がこれを保管
し、順序を定めて兒童に回覽させる方法を取ると、一層有效である。
これを學級文庫といふ。そして、その回覽の順序等に關しては、兒童
自らに定めさせるがよい。

又、學校に於て兒童圖書館を設け、適切な書冊を購入して、學年別に
陳列し、適切な貸出規程を設けてこれを貸し付け、家庭で自由に讀ま
せるか、或は館内で一定の時間それを讀ませるのも有益である。

兒童圖書館に關
する注意要項

映畫の活用

映畫の有する教育的價值については、今更論ずるまでもない。現在に於ては、如何なる映畫を如何様に取入れるかが、教育上研究せらるべき問題である。適當な材料が適當な設備と方法とによつて活用せられるならば、教授上に裨益するところが大きい。

成績品展覽會學藝會成績品展覽會及び學藝會は、兒童には創造的活動の機會を與へて、學習の獎勵となり、父兄には學校を理會させて、己が子弟の學業の程度を知らせる效が頗る大きい。そして、この兩會は、別々に開くこともあり、同時に開くこともある。便宜適當な時期を選んでこれを行ふがよい。今その方法を述べよう。

成績品展覽會は、凡そ年一回これを開くがよい。それに陳列する成績品は、綴り方、圖畫、手工、裁縫、家事、實業等を主とし、その他、地圖、年代表、解剖圖等、兒童が單獨に若くは共同して、全力を込めて作製したものがよい。殊にそれ等は、全然兒童の力で作つたものでなければならぬ。

展覽會學藝會の價値

成績品展覽會の方法

學藝會の方法

らず、教師がそれに手を加へて、徒に善美を裝ふやうなことをしてはならぬ。そして、これ等成績品の排列は、いろは順又は五十音順等によることとし、なるべく差等を附けない方がよい。さうでないと、往往弊害を醸す虞がある。

學藝會は、平素學習した知識技能を公衆の面前で演出させるものであるから、發表の意力を養ひ、熟練を増し、且又兒童相互の交際をも一層親密にさせる等、その效は頗る多い。その演技は主として讀本朗讀、綴り方朗讀、談話、唱歌等で、これに加へるに、書き方、圖畫、手工等をしてし、又體育ダンス、舞踊等を演じさせるのもよい。

出演させる兒童は、常に優等生に限るやうなことは避けねばならぬ。宜しく各學級毎に出演者名簿を作つて置いて、順次全體に及ぼすやうにすべきである。又一技についてなるべく多數の兒童を組み合せて出演させるがよい。そして、その間に教師の談話を交へた

り、或は批評を挿んだり、有益な變化を與へるべきである。従つて、その實施に際しては、豫め協議によつて詳細な計畫、豫定を立て、周到な準備の下にこれを行ふべきである。

學業成績考查 嚴格な試験を行ふことは、弊害が少なくないから、初等教育では、法令で止められてゐることは、既に述べたところである。けれども、適當な方法で、學業成績の如何を調査することは、學業進歩の程度、教材、教法の適否等を確めるのに必要な手段である。これを成績考查と名づける。

成績を考查する方法に三種の別がある。一は平素の教授中で行ふもの、二は平素の成績品によつて行ふもの、三は特別に行ふものである。そして特別に行ふものにあつても亦、口答によるのと筆答によるのとの別がある。各學期末に家庭に通知する兒童學業成績は、以上各種の結果を參按して考定すべきである。

成績考查法の三種別

問題の選定方と二種の眼目

成績考查を行ふに當り、問題の選定方に関しては二種の眼目がある。一は授けた事項の理會と記憶とを確めることであり、二はこれが應用の能力を省察することである。前者にあつては、なるべく既授の主な問題を網羅するか、又は重要な問題を選んでこれを行ふべきであり、後者にあつては、日常生活に必須な事項、或は將來の學習に關係の深い問題で、兒童の能力を働かすのに好適し、且深く印象させる價值あるものを選んで、問題とすることが必要である。

成績考查は試験と違ふから、一定の時期を定めてこれを行ふなどは、その趣意でない。故に、教授の進行に伴つて、適當な時期、例へば一題目又は聯關した數題目を授け終つた後等に於て、直にこれを行ひ、詳にその効果を省察すべきである。

筆答によつて特別に行つた成績考查は、詳密に調査し、各兒童並びに全體に亘る誤謬の種類、性質、及び數量等を明かにして個別指導の

成績の表記方法

考查の時期と回数

資に供し、又教授改善の参考に資すべきである。

成績の程度を表すには、これに點數を附けるものと、評語例へば甲・乙・丙又は上・中・下等を附けるものがある。評語による方が優つてゐる。又成績品は、必ずその誤謬・脱漏を指摘又は訂正して、これを返附し、兒童に十分に反省させると同時に、父兄にもよくそれを知らせるがよい。又成績品の一部は、再びこれを集め、學級の成績品として一定の期間學校に保管して置いて、次期の始或は卒業の際に、纏めて兒童に返附し、記念物として保存させるのもよい。

總じて學業成績の考査は慎重に行ひ、且必ず公平でなければならぬ。又決して兒童學業の短所・弱點ばかりを見ようとはせず、その長所得意の方面にも十分の注意を加へることが極めて肝要である。

第二章 訓育に關する行事

〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕
〔改訂後〕

校訓の性質

校訓校歌訓育要目

校訓は、簡單で記憶し易く、卑近で實行し易い主

要徳目を選んで、日常行爲の指鍼たらしめるものである。それ故、慎重な考慮の上にこれを定め、一旦定めた上は、漫に改廢することなく、教師も兒童も、飽くまでこれが實踐躬行に努力しなければならぬ。

校訓制定の實例

今、校訓制定に關して一二の實例を示すと、盡忠報國を掲げて校訓の

眼目とするのや、まことを掲げて歸着點とするのや、乃至は自己に對する徳目としては勤勉、他人に對する徳目としては親切を取つて二綱領とする等である。他方、校訓の制定には、土地の情況、校下の習俗を顧慮することも必要である。例へば、公德のまだ進んでゐない地方では、これを重んずることを特に加へるが如きである。

校歌の性質

校歌は校訓の綱領又は我が學校の由來、郷土の山河・歴史等を詠じたもので、その歌詞・樂譜共に、日々諷唱して志操を鼓舞し、意氣を作興するに足るものたることを要する。

訓育要目の性質

校訓は、訓育の中心思想を示したもので、これを展開すると、更に幾多の訓育要目となる。例へば、姿勢を正しくすべきこと、清潔整頓を尙ぶべきこと、質素儉約なるべきこと、敢爲實行の意力あるべきこと、他人に迷惑をかけぬこと、幼弱者をいたはること、規律秩序を重んずること、禮儀を尙ぶこと、公共物を大切にすること等である。そしてこれ等の徳目が、更に學校生活家庭生活及び社會生活の實際と結合して、日常實踐の徳行となり、それが反復され反復されて、遂に良習慣が形成せられるのである。故に訓育要目は、須らく日常の生活に極めて適切なものを選んで、これを各學年に配當し、絶えず實行に訴へて習慣の確立を圖り、漸を追うて完成するやうに仕組むべきである。

訓育要目の選定及び配當方

講堂訓話の目的

講堂訓話 講堂訓話の目的は、全校兒童の訓育上切實な事項を訓話して、校訓の趣旨を發揮し、全校的意識を發達させるにあつて、共同訓

講堂訓話の種類

育上缺くべからざるものである。講堂訓話は、その場合が三種に別れる。

一、國民記念日訓話 これは、國民として記念すべき日に於て有益な事項を訓話し、兒童の心情を陶冶して國民精神を鼓舞するために行ふものである。例へば、紀元節、天長節、明治節及び一月一日を始とし、地久節、陸海軍記念日、靖國神社祭日、詔勅下賜記念日等に行ふものがそれである。

二、普通訓話 これは、校訓の徹底を圖るために定時に行ふものである。各學年毎にそれぞれ訓育要目が配當されてあつても、尙時々全校兒童を講堂に集め、實踐事項に關して、卑近切實な事例によつて適切な訓諭を與へることは、彼此相待つて効果が多いのである。

三、臨時訓話 これは、重要な偶發事項が生じた際臨時に行ふもので、同じく亦極めて有效なものである。

臨時に行ふものは別として、國民記念日訓話及び普通訓話は、約毎月一回宛とし、國民記念日訓話は校長自らその任に當り、普通訓話は、

講堂訓話の方法

全校職員が交互にこれを擔當するがよい。

總て訓話は、尋常科最低學年から高等科最高學年に至るまで、合同してこれを行ふのは、説話の徹底を缺く虞があるから、便宜二回に分けて行ふこともあるべく、然も何れの場合に於ても、講堂訓話の後は各學級に於て學級擔任者が、當該學年相應にその要點を敷衍し整理するがよい。

主な儀式 小學校で行ふ諸儀式の中、最も重大なものは、紀元節・天長節・明治節及び一月一日である。その他、入學式・卒業式・始業式・終業式・職員新任告別式・學校記念式等がある。又國家的重大事件の生起した時は、その都度必ずこれを行ふべきである。

紀元節・天長節・明治節及び一月一日の奉祝に關しては、小學校令施行規則に、その次第を次の如く規定してある。

一 職員及兒童君カ代ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

上述奉祝に於ては、法文の規程に遵由しなければならぬ。その他の諸儀式でも、皆それぞれに適切な式の次第を定めるべきである。總じて儀式は莊重嚴肅を尙び、校長の誨告は、よくその儀式の趣旨に適ひ、熱誠で徹底することを要する。蓋し式場で與へる誨告は、兒童の感奮を惹起することが極めて大きいからである。それ故に、校長は、豫め十分な腹案を立て、これに臨むべきである。そして紀元節・天長節・明治節・一月一日及び學校記念式等、慶賀の式後には校歌を合

朝會の方法

唱するもよい。又運動會・學藝會その他娛樂的の行事を試みる場合には、教師・兒童及び關係者一同で、十分の歡を共にすべきである。

終會の方法

朝會終會及び學校揭示 毎日始業前、兒童職員全部一所に集合して朝禮を交へ、挨拶をなし、それに結合して、或は簡単な體操を行ひ、或は校歌を合唱する等のことをなすのを朝會といふ。これは學校生活の意識を新にし、引締まつた氣分で課業に入る上にも有効である。又時としては退散前一同を集めて、その日の別れを告げ、殊に遠距離の部落から通學する兒童に對して、途上の心得を諭し、年長者に監督上の注意を促す等のことをなす場合もある。これを終會といふ。

學校揭示の方法

全兒童の見易い場所に小黑板を掲げ、皇室に關する出來事を始め奉り、國家的・社會的に重要な出來事、その他兒童に對する有益な報道等を簡明に揭示するのは、頗る意味深いことであつて、これを學校揭示といふ。

その諸規律

口長禮法

兒童管理の意義 小學校は、多數兒童を集合してこれを教育する場所であるから、直接には學校生活を圓滿にするために、又間接には社會生活に入る準備を與へるために、最も適當な規律・心得を定め、十分にその趣意を知らせて、確實にそれを遵守實行させ、以て訓練の實を擧げなければならぬ。左に、その主な場合に區分してこれが要點を述べよう。

敬禮

- 一、敬禮に最敬禮と普通敬禮とがあり、普通敬禮に立禮と坐禮とがある。宜しく各種敬禮の方法を明かに知らせるべきである。
- 二、敬禮を行ふべき場合とその方法とは、明瞭に心得させなければならぬ。但し、實際必要の場合に於て取扱ふのが有効である。

校内の通行

- 一、廊下は靜かに左側を進行させるべきである。
- 二、校舎内の通行は、隊伍を組んだ場合でも歩調を取らせるには及ばない。

教室内の整理

一、教室内備附の諸器具の置場は、それぞれ一定するがよい。
二、教室の窓戸及び窓掛の開閉にも規定を設けるがよい。

始業前の規律

一、始業前約十分に昇校させるべきである。但し當番勤務の者は約二十分前に昇校させるがよい。

二、雨具・履物は所定の場所に正しく置かせる。

始業時の規律

一、集合の合圖によつて所定の場所に整列させる。

二、朝會を行ふ場合には、別に定めた規定に従はせる。

三、教室内着席の規律は、用具の整頓及び敬禮の方法等を一定して、これを守らせる。

四、遅刻者は教師の指揮を受けさせる。

課業中の規律

一、教師の位置は教卓の中央にあるのを本體とする。

二、課業中は他の學習を妨げないやうに氣を付けさせる。

三、兒童には舉手して發言を求めさせるのを本體とする。

四、然り否等の簡単な返事の外は机側に立つて、發言させるのを本體とする。

五、敬禮すべき人が教室に臨んだ時は、教授を中止し、教壇を下つて教師先づ敬禮し、然る後兒童にその人の官職・身分・氏名を紹介し、一同起立敬禮させた後、直ぐ課業を續ける。

六、課業が終つて教室を出る時も亦、一定の規律によつて行動させる。

休憩時の規律

一、休憩中は自由に遊戯をさせてよいけれども、略その運動區域を限定して置くがよい。

二、運動器械の使用には相當の規約を設け、又遊戯用具の始末を監督すべきである。

三、危険に亘ること及び他生の妨害となる運動遊戯はこれを禁止し、且それを確守させねばならぬ。

晝食時の規律

- 一、晝食の際は、なるべく一同に手を洗はせる習慣をつけるがよい。
- 二、食事についても適宜の規約を定めるがよい。
- 三、食後直に激動させるのはよくないから、これについては適宜の規約を立てるがよい。

終業退散時の規律

- 一、終業退散の際には、簡単に全児童の容儀を檢閲する。
- 二、退散の際には、終業時と同じく嚴肅に敬禮を行はせる。
- 三、兄弟又は近隣児童の退散を待ち合はす者に對しては、適當な規約を立ててそれを守らせる。

終禮

學校管理と職員當番の勤務 児童の看護、校規の勵行、校舎、校地の取締をするために、毎日若干の當番を置いて職員交互にその任を盡すことは、管理上缺くべからざることである。

當番は、始業前約三十分に出勤し、校舎の内外を見廻つて、當日の行事に差支がないかどうかを察すべきである。各休憩時間中には、兒

職員當番勤務の要領

童控所又は運動場に出て、児童を看護し、これが監督取締の任に當り、事故の生じた場合には、直に適當の處置を取らなければならぬ。そして、放課後約三十分間は、必ず居残つて、再び校舎の内外を巡視し、諸般の取締を了し、當日の出來事はこれを當番日誌に記録した後、退散すべきである。

自治訓育と児童の作業 自治協同の精神及び勤勞の習慣を養ふために、児童心身の發達に適應した諸般の作業を課することは、訓育上極めて有効な措置である。その主なものについて、これが實施の方法並びに注意を左に列擧する。

尋常科第三學年以上にあつては、各級に級長及び副級長各一名を置いて、教室の出入、敬禮の合圖、教師の命令傳達、學級児童の希望取次、出席の記入、學級日誌の記入等、その學級の事務を助けしめ、且學級の模範生とするがよい。そして、その任命には、學校から直に命ずる

級長勤務の要領

世話掛勤務の要領

ものと若干の候補者を選挙させ、その中について學校から命ずるものがある。級長副級長には一定の徽章を付けさせることもある。その任期は一學期又は一學年とするのが適當である。

兒童の看護監督を助けしめ、且自治心の養成に資するため、級長副級長の外に、尋常科第三學年以上にあつては、尙若干名の世話掛を置くのが便利である。その任務の主なるものは、級長副級長を助けて、適正な運動遊戯の誘導、校規の維持、發病者・負傷者の報告、幼年兒童の世話、遺失品の届出、始業時整列の取締等に當らしめるのである。徽章を與へることや任命の方法期間等は、前者に同じい。

兒童當番勤務の要領

尋常科第三學年以上にあつては、毎日若干名の當番を定めて、教室内の整頓、成績品その他諸物品の集配、教授用具の運搬及び片付、書き方用の配水、食事の際の配湯、放課後教室及び運動場の掃除等の勤務に當らせる。そして、その割當は、曜日を基として、これに人名を配當

大掃除

するのが便利である。

毎學期約一回、校舎内の大掃除をさせるのがよい。この場合には、低學年は除き、相當の學年以上全校の兒童で行はせ、その方法には、衛生上毫も遺憾のない注意を拂はねばならぬ。

運動場の手入

運動場は、隨時手入の必要がある。小石・硝子片・釘等の拾ひ方、掃除水撒き、地均し、繩張り等、教師が先に立つて各學年の體力相應に、それぞれ適宜の勞役を課して、これが手入をさせて、體操・遊戯・競技等の便を圖るべきである。

會合時の手助

式日・講堂訓話・父兄懇話會・學藝會・運動會等各種の會合の時に、高學年の兒童をして會場の準備・裝飾・案内・接待・茶菓の配附・器具の出入、跡片附等に、適當の手助をさせることは、訓育上の價值が頗る多い。

學級會・學級は、學校生活團體の單位であつて、然も級風の良否は、直に學校全體の校風に關係するものである。それ故、學級擔任者は、そ

の學級の心理を善導して兒童の協同一致を圖るは勿論善良な級風を發揮させるため適宜の時期に於て學級會を開くのがよい。今、學級會に於ける行事の主な事項を擧げると、次の如くである。

學級會の行事

- 一、學級擔任者の訓示的談話。
- 二、學級の良風と惡習とを反省させること。
- 三、級訓を發揮するために努力すべき事項の協定。
- 四、小學藝會、兒童の談話、朗讀等及び小運動會、卒業生の同學年時代の成績品及び他學級兒童の成績品の展覽。
- 五、簡単な茶菓の配與

校外保導

校外保導と休暇中の注意 兒童の訓育は學校生活だけで全うせられるものでなく、出来る限り彼等の家庭生活、社會生活をも指導しなければならぬ。殊に都會地に於ては、映畫その他の興業物にも、遺憾ながら今日では深甚の注意を要するものが多く、不良者その他の誘惑

休暇中の注意

に至つては、最も警戒を加へねばならぬところである。田園村落にあつても亦、風紀上その他注意を拂ふべき問題は決して少なくない。それ故に、校外保導には絶えず、十分の考慮を加へねばならぬのみならず、進んでは地方教化のために大いに盡すべきである。又開校中正しく行はれた教授、訓育、養護が、夏季及び冬季の長期休暇中に往々破壊せられることがある。そこで休暇に際しては、豫め各教科目復習の程度、方法、飲食、運動、睡眠等體育上の要件、及び訓育上必要な事項に關して、兒童に注意を與へ、又これを家庭に告知して、その留意をも促すべきである。又夏季の休業のやうな最も長期に亘る休暇に於ては、國民心身鍛鍊運動の如き有益な事柄には、必ず参加すべきことを奨めねばならぬ。又休暇中二三回、全兒童を學校に召集して、その情況を察知し、必要に應じて新に注意を與へ、且學級會を開いて、一日の享樂を共にさせるのも、教育上適當な方法で、これを兒

國民心身鍛鍊運動に参加の獎勵

兒童召集

童召集といふ。し 五月二日

職員協議會 教授法研究のために開く職員會の外、毎週約一回、日を定めて訓育管理その他諸般の校務に關し、校長主宰の下に、職員全體の協議會を開くことが必要である。そして、その決議の結果は、明瞭にこれを記録し、その中の主な事項は、職員室内適當の個所に揭示して參覽に便し、協同一致の實行を督勵するがよい。

又各學期末に際し、各學級に於て當該學期中に實行した訓育管理の新研究、新經驗に關し、順次に報告をして、批評、討議を加へ、そして相互の參考に供することが有益である。但し、これは前述教授に關する研究の報告と同時に併せ行ふのが便利である。

聯絡方法の諸要領

家庭と學校との聯絡 兒童の教育は、學校と家庭と親密に相聯絡し、協同してそれに當るのでなければ、到底圓滿な効果を收めることが出來ぬ。そこでその聯絡方法の主なものを擧げると、^一兒童情況取

兒童情況の取調方

調書を徴すること、^二保護者心得を交附すること、^三父兄の參觀を獎勵すること、^四父兄懇話會の開催、^五通信簿の往復、^六通信雜誌の發刊、^七家庭訪問等である。以下これが内容の要點を述べる。

兒童情況取調書は入學の際に一回これを徴し、爾後隔年に約一回徴するがよい。それには、訓育上參考とすべき諸項目を列擧した印刷物を作つて配布し、その下に一々記入して提出せしめるか、又は便宜父兄から聽取して記入し、そして訓育上の參考とすべきである。

保護者心得の記載方

又保護者として心得べき必要な諸項を平易簡明に纏め、印刷して父兄に交附し、學校、家庭相互の聯絡協調を圓滑ならせるがよい。

父兄に對する儀式への招待並びに課業參觀の勸誘

學藝會、運動會、卒業式等には、關係父兄を招待してこれに參列させるのは勿論、都合のつく父兄には、獎めて、平素の課業をも參觀させて學校の事情及び兒童の有様を知らせるがよい。

教師と父兄と互に懇談して教育上の氣脈を通ずることは、極めて

父兄懇話總會
各學級父兄會

必要でもあり且又最も有効でもある。それ故に、春秋二季に於ては、全校の父兄懇話總會を開くべきであり、その他適宜の時期に、各學級の父兄會をも開いて、相互の意志を疏通すべきである。何れの場合にも、その行事は教授又は學藝會の參觀、成績品の展覽、兒童教養上の懇談、打合等である。

通信簿の記載方

學業の成績操行・出缺席・早退・遅刻その他臨時に通信の必要ある事項は、通信簿に記載して互に通知することが必要である。

通信雜誌の内容

一定の期日を定めて通信雜誌を發刊し、學校の行事、兒童學習の情況、その他教育上父兄の参考となるべき記事を載せて、周ねく父兄に知らせるのも亦、有益な一方法である。

家庭訪問に関する注意

家庭の情況を察知して教育上の参考に資し、又兒童の教養について父兄と懇談を遂げるために、教師は家庭を訪問することも亦有効である。併し、家庭訪問は動もすると弊害を醸し易いから、これには

特に十分細心の注意を要する。

その記載要項

訓育要録 各學級で、兒童情況取調書、家庭訪問、父兄懇話會その他の方法によつて、察知した訓育上の參考資料及びその推移の情況は、一定の形式を定めて各兒童別にそれを記入した訓育要録を作り、これを活用して、共同訓育と共に個別訓育の徹底を圖らねばならぬ。訓育要録に記載すべき事項の主なものは一、兒童の住所、族籍、氏名、生年月日、二、兒童の特性及び行狀、三、家族の數及び家庭の情況、四、召仕、傭人の員數及び性格、五、家長の職業、財産、六、生活の程度、七、崇祖の念及び宗教、八、教育に對する熱心の程度、九、兒童入學前の情況、一〇、家庭に於ける兒童の取扱、一一、金錢に關する注意、一二、將來の希望等である。そして、この訓育要録は、家庭の内情等に關する事項をも含んでゐるから、濫に他見を許すべきものではない。

賞罰と操行査定 賞罰に關する理論は、既に教育學で述べたから、こ

褒賞を行ふべき
もの及びその手
續

こにはこれが實施の方法だけを擧げる。

褒賞を行ふべきものは、〔一〕操行善良な者、〔二〕學業優等な者、〔三〕課務に
勵精する者、〔四〕努力によつて進歩の特に著しい者等である。そして、
褒賞の中主なものは賞詞、賞品、賞狀等であるが、その手續を擧げると、
〔一〕賞詞は、學級擔任者は、その學級兒童に對して與へ、校長は學校兒童
全體に對して與へるのが本格である。〔二〕賞品及び賞狀は、職員會の
議決を経て校長がこれを與へるものである。

懲罰を行ふべき
もの及びその手
續

懲罰を行ふべきものは、〔一〕操行不良な者、〔二〕學業に極めて不熱心な
者、〔三〕勤務に不忠實な者等である。その種類には、叱責、娛樂の褫奪、座
席の隔離、直立、休憩時間の禁足、放課後の留置、出席停止等がある。〔一〕
叱責は、軽い非行に對し、〔二〕娛樂の褫奪、座席の隔離は、學業に不注意な
者及び他生に妨害を與へる者等に對し、〔三〕直立、休憩時間の禁足は、甚
だしく不注意な者、又は他生の遊戲を妨害する者等に對し、〔四〕放課後

操行査定の要領

の留置は、徐ろに反省を促すべき必要ある者、又は歸途他生に妨害を
與へる者等に對し、何れも學級擔任がこれを行ふ。そして、放課後の
留置を行つた場合には、その旨を必ず校長及び家庭に通告すべきで
ある。〔五〕又出席停止は、重大な犯則者に對して課するもので、これは、
職員會の議決を経て校長が行ふものである。

操行査定は、學級擔任が、兒童平素の所爲、行狀に對し、その動機及び
結果を詳かに省察してこれを行ふべきである。そして、校訓及びそ
の實行の情況には十分注意して、これを觀察すべきである。又各兒
に特に著しい事項については、訓育要録中の相當欄にその摘要を記
入して置き、これに基づいて判定を下し、評語を定めるがよい。評語
の區別は、略左の標準によるのが通例である。

査定の標準

- 甲 勉めて善をするもの。
- 乙 通常のもの。

丙 故意に悪をするもの。

卒業生の誘掖 卒業生は、學校教育の効果を社會に齎らして國家の進運に應分の貢獻をなすべき者であるから、兒童の卒業後に於ても、校長及び教員は出來る限り、彼等の誘掖指導に力を用ひねばならぬ。それ故に、一般卒業生に對しては、及ぶ限り各自に適當な職業修養等に關する指導を與へて、自立自營の途を立てしめることを圖り、進んで上級の學校に入學しようとする者に對しても、學校の選擇等に指導を與へ、各、その志すところに邁進せしむべきである。又卒業生全部の團體たる同窓會を善導して、相互の交情を溫めさせ、兼ねて校風發揮、市町村改善の實を擧げしめるやう、萬事につけて懇篤親切な指導を與へるがよい。殊に、青年學校との間に十分の聯絡を取るべきは言ふまでもなく、地方の男女青年團等に對しても、學校は事情の許す限りその健全な發達を援助し、市町村の有力者と協力して、卒業生

同窓會の善導

青年學校との聯絡

に對する誘掖指導の目的を貫徹すべきである。これこそ小學校が地方教化に盡瘁する重要な部分である。

第三章 小學校の事務

小學校事務の處理 小學校の事務は、極めて複雑であつて、動もすると滯滞を來し、缺陷を生じ易いものである。それ故に、なるべく迅速にこれを處理し、整頓して、よく教育實際の進歩を圖らねばならぬ。この點に關して、校長たるものは、相當に事務上の手腕、才幹と熟練とをもつてゐなければならぬ。けれども、規模の稍大きい學校では、到底校長一人の手で、校務の全部を執行することは困難であるから、部下職員をして、適宜にこれを分擔せしむべきであり、部下職員も亦、必ず忠實にこれを遂行し、互に力を協せて校務の進歩を圖り、一校の統一に努ねばならぬ。

事務管理と學校長

職員の協力と校務の進歩

規則の協定と有
効な運用

併し、事務の管理は、一方には人の和によると同時に、他方にはその方法如何によるところが甚だ大きいものである。即ち事務を簡捷にして、然もその能率を増進することに努めることも、極めて重要な問題である。殊に學校にあつては、事務も學校行事の重要な一部であるけれども、教員は、教授、訓育、養護の實際に十分の手腕を揮ふべき勢力と時間の餘裕とをもつてゐねばならぬものである。それ故に、校長は職員と共に、常に事務管理の方法を研究し、その處理に必要な校則、規程及び細則を協定し、何れも有効にこれを運用して、その能率の増進を圖るべきである。

一般事務 一般事務は、教務、庶務及び會計の三つに別けるのが最も便宜である。そして、その各に主任を置いて、これに若干の係員を配する。今、各係の取扱ふべき主な事務及び保管すべき諸帳簿表類を示さう。

教務係

- 一、児童の入退學、學級編制、出缺席、修業學習卒業證書の交附、及び児童の統計に關する事務。
- 二、教授細目、日課表、教授案、指導案、教授録、成績表簿等の整理に關する事務。
- 三、教授、訓育管理に關する研究會報告會及び児童の學藝會に關する事務。
- 四、教務係の保管すべき帳簿は、學籍簿、児童身體檢查票、諸證書原簿、教授細目、訓育要目、成績表簿、研究分擔原簿、研究會記事録、教務に關する文書綴等である。

庶務係

- 一、學校規則書、諸令達及び通牒書類の取扱、文書の往復、出勤簿に關する事務。
- 二、諸儀式、諸會合に關する事務。
- 三、協議會の記録、學校一覽及び學年曆の調製、沿革の記入、日誌の記入に關する事務。
- 四、學校衛生、學校醫、學校齒科醫、看護婦、身體檢查に關する事務。

四、庶務係の保管すべき帳簿は、規則書綴、諸令達通牒書類綴、往復文書綴、文書發送簿、諸願届書綴、出勤簿、協議會誌、學校一覽表、學年曆、沿革誌、學校日誌、身體檢査統計表等であつて、尙學校印は庶務係が保管すべきものである。

會計係

- 一、校地、校舍、校具、運動場等の保管、修理に關する事務。
- 二、備品、消耗品の供給、保管、修理等に關する事務。
- 三、授業料に關する事務。
- 四、會計係の保管すべき帳簿は、備品原簿、備品貸出簿、豫算一覽表、消耗品受拂簿等である。猶金錢の出納に關する記帳は簿記によるがよい。

小學校事務の進捗統一を圖るために定むべき諸規程の主なものを擧げると、左の通りである。

- 一、小學校總則。
- 二、職員服務規程。
- 三、入退學取扱規程。
- 四、事務整理規程。
- 五、諸帳簿整理規程。
- 六、職員會合規程。
- 七、出缺席調查規程。
- 八、兒童管理

諸規程

細則。九、教室整理規程。一〇、教授細目規程。一一、教授案指導案規程。一二、學用品に關する規程。一三、校外教授規程。一四、學校園實習場規程。一五、諸儀式に關する規程。一六、當番規程。一七、成績調查規程。一八、身體檢査規程。一九、學校看護婦規程。二〇、賞罰規程。二一、備品整理規程。二二、諸寄附取扱規程。二三、遺失品取扱規程。二四、弔慰規程。二五、家庭心得。二六、校外保導規程。二七、補習科及び地方教化に關する規程。二八、參觀人心得。二九、非常變災心得。三〇、小使心得。

分掌してゐる事務の整理が簡にして要を得べきことは、前に述べた通りであるが、他の係と交渉を要するものは互に協議を遂げ、重大な事項は必ず校長の決裁を受けて執行する等、圓滑に着々と進捗させることが、事務管理の要諦である。特に複雑な事項或は至急を要するものは、別に臨時委員を設けて處理することもある。

各係の保管する帳簿は表紙の裏面にその取扱方、取扱上の注意及び保管期限等を摘記して置くと、便利である。

研究事務 教授訓育養護管理の教育實務は、これを適當の部に分けて研究するのが便宜である。今これが分類の一例を挙げると、〔一〕修身訓育部、〔二〕國語部、〔三〕理數部、〔四〕地歴部、〔五〕圖畫手工部、〔六〕實業部、〔七〕家事裁縫部、〔八〕唱歌部、〔九〕體育衛生部、〔一〇〕管理部とするなどである。そして、これ等各部には主任を置き、若干の部員を配して、常に研究に努めしめ、實行を督勵するのである。

各部の要目

各部に於ける研究事務の要目を挙げると、次の如くである。

- 一、該教科目に關する教授細目の立案及び修正に關すること。
- 二、該教科目に關する指導法、學習法の研究に關すること。
- 三、該教科目教授に要する圖書器械標本等の設備整頓改善に關すること。
- 四、該教科目の兒童用參考書見學事項の調査及び學用品に關すること。
- 五、體育衛生上改善を要する事項の研究、實行に關すること。
- 六、管理上、訓育上適切有效な諸問題の研究、實行に關すること。

學級事務 各學級に於ける事務は、一般の校務と殆どその範圍を等しくするものであつて、學級擔任者は、細心の注意を以て遺漏なき處理を加へ、そして學級の成績を向上させねばならぬ。今その主なものを挙げると、左の如くである。

- 一、學籍に關するもの 在級兒童學籍簿の調製整理保管、日々の出席調査及び出席督勵。
- 二、教室に關するもの 學習室としての教室内諸器具の整理、學級文庫室内裝飾、兒童座席の安排、清潔法の施行、修繕に關する請求。
- 三、教授に關するもの その學級教授細目の立案、改善、教授案、指導案の作成、教授の實行、教授録の整理、學校園實習場の監督、學用品の調達、學業成績の調査、成績表、通知簿の調製、成績物の處理、修業、卒業の認定、兒童用參考書及び課外讀物の指導、作業の取締、學藝會の世話。
- 四、訓育に關するもの 訓育要目の作成、兒童情況の取調、訓育要録の調

製、訓育的各種作業の實施とその監督、父兄懇話會の開催、家庭訪問、賞罰の實施、操行調査、學級會の開催、服裝、作業、整頓等に對する檢閲、卒業時に於ける訓戒及び指導。

五、養護に關するもの衛生上諸般の注意、體力増進に關する施設及び實行上の指導、身體検査の統計及び調査。

六、その他 學級日誌の記入及び學級經營上諸般の事務。

以上各種の學級事務に關して必要な諸帳簿、表類は、常に遲滞なく整理し保管すべきである。

學籍簿

學籍簿出席簿

兒童の學籍簿は、小學校教育の根本臺帳ともいふべく、又仕上げ臺帳ともいふべきもので、かの市町村長の編製保管する學齡簿と共に、義務教育の遂行上最も大切な書類である。そして、市町村立尋常小學校長は、學年の始に於てこれを編製し、且異動を生じた時は直にそれを加除訂正すべきことは、小學校令施行規則第八十

出席簿

九條の規定である。高等小學校にあつても亦、これに準じてその兒童の學籍簿を編製すべきである。

在學兒童の出席簿を作り、その出缺を明かにすることも亦、小學校令施行規則第九十條に明示せられてある通り、市町村立尋常小學校長の重要な事務であるから、正確にそれを整理しなければならぬ。高等小學校に於てもこれに準ずべきである。

一覽表の作成 學校事務の進捗に便利にするため、施行期日の一定した年中行事は、その時日、場所、事項等の一覽表を作つて、一學年分或は一學期分づつを、全職員の見易い場所に掲げて置くことは、學校行事の實施上に頗る便利である。

學校情況の概覽に役立てるため、各要項を網羅して、簡明に記載した學校一覽表を作ることが極めて便利である。今この一覽中に收むべき項目の主なものを示すと、左の通りである。

年中行事一覽表

學校一覽表

第一、施設に関するもの

- 一、學校設置に関する事項(種類・名稱・位置・沿革の概要等)。
- 二、設置に関する事項(校地・校舍・校具・運動場等)。
- 三、經費に関する事項(支出・収入の概要)。
- 四、職員に関する事項(員數・出身資格待遇・任命年月日・在職年數等)。

第二、教育作用に関するもの

- 一、教科に関する事項(修業年限・教科目・教科用圖書・學年・學期・休業日・教授日數・每週教授時數・教授終始の時刻等)。
- 二、編制に関する事項(學級數・編制法・擔任教員等)。
- 三、就學に関する事項(兒童數・出席情況等)。
- 四、教授に関する事項(教授細目・教授案・指導案・教授錄・校外教授・學用品・教具・成績考査・學校園實習場・兒童文庫・兒童圖書館・學藝會・映畫會・課外作業課外讀物等の要項)。
- 五、訓育に関する事項(校訓・校歌・訓育要目・訓育要錄・講堂訓話・朝會・終會・學校揭示・管理上の諸規律・看護當番・賞罰・兒童の作業・學級會・校外保導・休暇中

の取扱・家庭との聯絡・操行査定・卒業生誘接・地方教化等の要項。

- 六、養護に関する事項(設備上・教授上・運動上の衛生・身體虛弱者・精神薄弱者に對する特別施設・學校醫・學校齒科醫・學校看護婦・身體檢査等の要項)。

第三、事務に関するもの

- 一、一般事務に関する事項(庶務・教務・會計係の分掌規程等)。
- 二、研究事務に関する事項(研究部その活動等)。
- 三、學級事務に関する事項(學級事務の項目)。

參觀視察 他の學級又は學校の實際を參觀視察して參考に供するのは、教育上極めて必要なことである。そして、それは豫め着眼點を定めて、計畫的にこれを行ひ、然も鋭敏な觀察と詳細な注意とを拂はねばならぬ。さうでないといふと、恐らく漠然として、その結果を捕捉するところなきに終るであらう。今この點に關して、一般の要領を擧げると、先づその着眼點を二方面に分けることが有效である。その一は、全般に亘つての概見であるし、その二は、個々の課業についての觀

察である。そして、前者にあつては、兒童の活動の情態、その成績の良否、その勤惰の情況、教師の運営の態度、及び、その教授訓育、養護がどの程度まで成功してゐるか等に着眼すべきであり、又後者にあつては、教材、教法、及び教室管理の三方面からして、これを觀察すべきであり、殊に、當該時間の教授の要處がどこにあるか、又その要處がいかによく徹底したかの點に注意を拂ふべきである。但し、特定の目的を以て行ふ參觀視察にあつては、特にその目的とする點を主となすべきは勿論であり、又同一の教授を繼續的に參觀することもあつてよい。總て參觀視察の結果は、批判的にこれを纏めて報告し、十分に自他實際上の参考に供すべきである。

その結果の報告及び利用

學校調査 更に、廣く學校管理の全般に亘り、正確な統計に基づいて教育上諸般の關係を討査し、實に教育實際の効果のみならず、これに用ひられた勞力並びに費用が最も適當有效に使はれてゐるかどう

學校調査と事務の整理

教育統計の必要

かを確實に吟味するのは、色々の點から見て頗る重要なことである。これを稱して學校調査といふ。前に述べた教務、庶務、會計等各般の學校事務の記録や學校一覽の調製が、多くの學校を通じて略同一の形式によつて整備せられる時には、それが直に學校調査の主要な資料となつて、それから各般の教育統計を取ることが出来る。教育統計が學校管理法上に大切なことは言ふまでもない。

第四章 結論

法と人 法の運用は人に存する。整備した學校管理の法も、適當な教育者その人を得なければ、到底有終の美を收めることが出来ない。それ故に、教育者はよく學校管理の法を活用して、教育實際の効果を全うすることを心掛けねばならぬ。今これに關して、主要な諸點を纏めて擧げる。

一、服務に關する點 服務は自己の生命である。飽くまでも熱誠忠直を旨とし、恪勤勵精すべきである。總じて一校の職員は、愛校心を中心としてよく一致協力し、學校の成績を擧げることが圖らねばならぬ。特に校長たる者は、公平懇切を以て部下を統督することが最も肝要である。

二、研究に關する點 研究は改善進歩の基礎であつて、活躍生動の源泉である。それ故に、教員は、常に進歩的態度を以てこれに十分の力を加へ、絶えず教育實際の上進を圖らねばならぬ。且研究に於ては、自己の本領長所を遺憾なく發揮することに努めるべきである。又校長たる者は、常に部下教員の研究を提撕誘導して、人心を倦ましめないやうにすることが必要である。

三、兒童に對する點 人物學識の優秀は威信の根柢である。教師は、一方には義の鞭を持すると同時に、他方には愛の涙を注ぐことを忘

れてはならぬ。又居常心氣を爽快にして、兒童と共に學び共に遊び、常に明朗快活であるべく、決して虚飾偽善であつてはならぬ。

四、同僚に對する點 己れを責めることは切に、人を責めることは寛に、同僚に對して親愛の交を盡し、相共に切磋琢磨の途に進むべきである。又親切公平で他の人格を尊重し、男女の別を正しくして、他の嫌疑を受けるやうなことの無いだけの用意が必要である。

五、上司に對する點 謙遜であつて然も諂諛に陥ることなく、理義のあるところは堂々と所見を披瀝して然も不遜に涉らず、よく己が精神及び事業の實狀を告白して、十分にその指導を受くべきである。

六、兒童の父兄、郷黨の人士に對する點 兒童の父兄に對しては勿論、總じて郷黨の人士に對しては、懇切篤實を旨とし、相協力して兒童の教育を全うすることに努めるべきであり、進んでは、一村一郷を徳化するの心掛を以て地方教化の重任を全うすべきである。

七、學事關係者に對する點　市町村長・吏員・市町村會議員・學務委員等、學事の關係者に對しては、誠意を披瀝して教育の方針・方法を説明し、よく學校の實狀を知らせ、又自己の所信意見を明かにして置くことが頗る必要である。

八、卒業生に對する點　卒業生に對しては、どこまでも親切熱心であるべく、決して尊大冷淡であつてはならぬ。事情の許す限り、これに第二の國民として必要な指導誘掖を加へて、彼等をして岐路に迷はせないやうにしてやることを圖るべきである。

九、政治宗教に對する點　政治に對しては、經國の志を以て公正の操を持し、一黨一派に偏して他の嫌疑を受けるやうな言動があつてはならぬ。宗教に對しても亦その通りであつて、自己の信仰如何に拘らず、何人ともよく相協調して、一般教化の進展に貢獻することを圖るべきである。

一〇、一般社會に對する點　品格ある人士として社會に立ち、よく社會と交つて、圓滿に教育上の經營を實行すべきである。又言論界に従事する者等に對しては、自己の所信意見を知らせて置くがよいのであつて、決して誤解を招くが如きことの無きやうに注意を加へねばならぬ。

小學校教員心得　明治十四年文部省達第十九號を以て示された小學校教員心得は、これ等の諸點に關し、吾等の箴言として服膺すべきものである。その諭達された時は古いのであるけれども、その内容に至つては誠に肯綮に當つてゐて、讀み去り讀み來つて、その意味の日に益、新なるを覺えるから、左にその全文を掲げて以て本書の結尾とする。

小學校教員心得

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ

隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學教員タル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

- 一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ
- 皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ

德性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

- 一 智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ
- 一 身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ
- 一 鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實效ヲ奏スルハ固ヨリ

鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一 學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

一 教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ條チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

一 教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實效ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テコレアラサルナリ

一 師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一樣子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ

一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令孜孜汲々トシテ教育ニ従事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ルルコト能ハサルナリ

- 一 學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス
- 一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ徳誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス
- 一 熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ獨リ教授ノ實效ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ
- 一 學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸徳ニ由

- ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス
- 一 生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシム要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス
- 一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ

中心タル至虚至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラルルコト極メ
 テ鋭敏ナレハナリ

一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦
 其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クス
 ルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ
 積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

〔本文終り〕

附 錄

地方學事通則

大正三年三月二十八日
法律第十三號

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
- 市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百二十五條乃至第二百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財產ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
- 前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス
- 第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ
- 學區ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事業ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス
市町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得
基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

小學校令

明治三十三年八月十八日
勅令第三百四十四號

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科ト一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス
市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ

設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス

第五條 小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

- 一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
- 二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ
第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ

市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメムトスルトキハ組合規定ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數個所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村、町村學校組合及區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス

小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目)トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

第二十五條 (削除)

第二十六條 (削除)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス
特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得コト場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス
本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文

部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

一 設備及其ノ維持ノ費用

二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他諸給與

三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 府縣知事ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及町村學校組合ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔ト爲スコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス

第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六十四條 (削除)

第六十五條 市町村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ハ府縣知事之ヲ監督ス

附則第六十七條以下はこれを略する。

小學校令施行規則

明治三十三年八月二十一日
文部省令第十四號

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性、其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル義務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニアリテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ
第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要
旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホ
シ又言語ヲ練習セシムヘシ
高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシム
ヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ
要ス
讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、
理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ
文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ
行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス
書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ
國語ヲ授ケル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授ケル際ニ於テモ常ニ言語ヲ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス
第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整數ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、
分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授ケヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ又
土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フヘシ

算術ヲ授ケルニハ實驗實測ヲ用ヒ計算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメ
ンコトヲ務メ又圖表復利表等ノ取扱ニ慣レシメンコトヲ要ス

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係
等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ
國史ヲ授ケルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡
セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ
資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理
ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ
高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及
本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授ケヘシ

地理ヲ授ケルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科
ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス
第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ
觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、

鑛物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ
 高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛
 生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、鑛物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ
 理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ付キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製ス
 ル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ
 理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコト
 ヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又ハ時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ
 高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授
 クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好
 ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ
 高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅

ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
 尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒
 ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳、スキー、スケートヲ授
 クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ
 製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ
 水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメン
 コトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法竝工
 具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト
 密接ナル關係アラシムコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選
ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要
旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ
又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ

外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教
授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定
メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長
ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ

實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ
得

第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ
於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依
ル時數ヲ増減スルコトヲ得

一 尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超ユ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス

一 高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超ユ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二
時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ
兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考
査シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘ
シ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニ
ハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

附錄 小學校令施行規則

一七

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設ケルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十二條 (削除)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得
 第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得
 第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス
 第四十條 (削除)

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日、教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メ

タルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ

著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年

以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書

及小學校地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシムサルコトヲ得

第五十三條ノ二、唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ハ文部省ノ擇定ニ依ルモノ、前條ニ依リ府縣知事ノ採定シタル小學校教科用圖書

中ニ在ルモノ及其ノ採用小學校ニ特ニ關係アルモノニシテ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノノ外採用スルコト

ヲ得ス

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ本令第五十三條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ

開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ノ效力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ

襲用セシムヘシ

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓

以內ノ罰金ニ處ス

- 一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
 - 二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並是等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者
 - 三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者
 - 四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者
 - 五 探定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者
- 第五十八條 (削除)
 - 第五十九條 (同上)
 - 第六十條 (同上)
 - 第六十一條 (同上)
 - 第六十二條 (同上)
 - 第六十三條 (同上)
 - 第六十三條ノ二 (同上)
 - 第六十三條ノ三 (同上)

第二章 設備準則

第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス
 校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舎ハ教育上、管理上竝ニ衛生上、適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

- 第六十五條 (削除)
- 第六十六條 (同上)
- 第六十七條 (同上)
- 第六十八條 (同上)
- 第六十九條 (同上)
- 第七十條 (同上)
- 第七十一條 (同上)
- 第七十二條 (同上)
- 第七十三條 (同上)
- 第七十四條 (同上)
- 第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ
- 第七十六條 校舎ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七十七條 (削除)
- 第七十八條 (同上)
- 第七十九條 (同上)

第三章 就學

第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞無ク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ學齡簿ニ記載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ

一 兒童死亡シタルトキ

二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ

第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編製スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滞ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニヨリ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメザルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第九十四條 府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (削除)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 會長

一 常任委員

一 臨時委員

第九十九條 會長ハ學務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 (削除)

三 破産者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第一百六條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ臨時之ヲ行フ

第一百七條 無試験檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者

又ハ高等女學校ヲ卒業シ高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ

卒業シタル者ニ限ル

第一百八條 小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課ス

ル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第九條 小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初歩

歴史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大要

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數

科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フコトヲ得

試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶センメ之ヲ行フ

小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第十一條 尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積

歴史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

第一百二十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ

程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初歩

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練、遊戲及競技

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第百八條乃至第百二十二條ノ

規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 小學校教員免許狀ヲ有スル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者

五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者

六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ

合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

第一百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成

績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第一百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

第一百十六條 (削除)

第一百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ

第一百十八條 (削除)

第一百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第一百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スル

コトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ

第一百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

第一百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

- 三 教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ
- 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ
- 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
- 六 刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
- 第七百二十二條第六號ニ依ル休職者其ノ事件ニ關スル裁判確定シ其ノ際失職ト爲ラサル場合ニ在リテハ前項ノ期間滿了後尙三月ハ休職ノ期間トス
- 第七百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シタル者ハ當然休職者トス但シ兵役法第十條ノ規定ニ依リ短期現役兵トシテ服役スル者ハ此ノ限ニアラス
- 第七百二十四條 休職ノ期間ハ第七百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第七百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月トス但シ第七百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第七百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス
- 第七百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
 - 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
 - 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ
 - 三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ
- 第七百二十七條 第七百二十二條又ハ第七百二十六條ノ理由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス
- 第七百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス
 - 一 當該學校ノ廢セラレタルトキ
 - 二 休職期間滿チタルトキ
- 第七百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

失フ

第七百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第七百三十一條 (削除)

第七百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第七百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第七百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第七百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第七百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ケ

第七百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ壇ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第七百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第七百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第七百四十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第七百四十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百二十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百二十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百四十四條 第三百三十九條乃至第四百一十一條ノ規定ハ業務停止、免許狀奪褫ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第四百四十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百四十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀奪褫ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百四十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第四百四十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

第四節 俸給、旅費及諸給與準則

第四百四十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ
〔この表は本文中に掲げてあるからこれを略する。〕

第四百四十九條 一級俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第四百五十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第四百五十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第四百五十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第四百五十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第四百五十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス

第四百五十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第四百五十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受ケタル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第四百五十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ
一 懲戒ニ依リ免職セラレタルトキ
二 免許狀奪褫又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第四百五十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ
前項ノ遺族其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第四百五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一待遇ヲ受ケル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第四百五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第四百六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第四百六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第四百六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第四百六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第四百六十四條 第四百五十九條及第四百六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第四百六十一條乃至第四百六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第四百六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第四百六十六條 第四百四十八條ニ掲ケル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用、解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル
第六十九條 (削除)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定竝ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス

第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、市町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス

第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ

第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員ハ十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ二十五人、大阪市ニ在リテハ二十人マテニ増スコトヲ得

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長竝ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

一 就學督促ニ關スルコト

二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

四 設備ニ關スルコト

五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

六 授業料ニ關スルコト

七 學校基本財産ニ關スルコト

八 教科目ノ加除選定ニ關スルコト

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス

補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

表

學年	修國語	算術	國史	地理	圖畫	唱歌	體裁	手工	操行	修了年月日	概評	保護者				在學中出席及缺席	
												氏名	住所	職業	兒童關係	數日	引忌
第一學年																	
第二學年																	
第三學年																	
第四學年																	
第五學年																	
第六學年																	

氏名

生年月日

住所
入學年月日
入學前經歷
卒業年月日
退學年月日
退學事由

保護者
氏名
住所
職業
兒童關係

在學中出席及缺席
數日
引忌

裏

學年	性行概評	身體狀況及其所見	家庭環境
第一學年			
第二學年			
第三學年			
第四學年			
第五學年			
第六學年			

志望及其所見

注意事項

- 一、學業成績中教科目ノ成績ハ十點法ニ依リ操行ハ優良可ノ區別ニ依リ記入スルコト
- 二、學業成績ノ概評、在學中ノ出席ノ概評ハ學業成績及出席席ニ現ハレタル著シキ傾向及其ノ事由ヲ記入スルコト
- 三、性行概評ハ主トシテ性格、才幹、惡癖、障礙、異常、趣味、嗜好、言語、動作及容姿ニ付平素ノ學習及行狀ヲ綜合評定シテ其ノ特記スヘキモノヲ成ルヘク具體的ニ毎學年ノ終ニ於テ記入スルコト
- イ、性格ニ就テハ氣質及性情等ニ付學校ノ内外ニ於ケル日常生活ノ狀況ヲ通シテ觀察スルコト
- ロ、才幹ニ就テハ記憶、理解、觀察、工夫、根氣、勘、實行及統率等其ノ秀テタルモノニ付觀察スルコト
- ハ、惡癖ニ就テハ盜癖、浪費癖、放浪癖、虛言及特異ナル偏執等ニ付觀察スルコト
- ニ、障礙及異常ニ就テハ周圍ノ狀況ノ變化等ニ依ル興奮、緊張及抑壓等其ノ著シキモノニ付觀察スルコト
- ホ、趣味及嗜好ニ就テハ其ノ平素ノ狀況ヲ性格及才幹等ト併セ考察スルコト
- ヘ、言語、動作及容姿ニ就テハ外面ノ考察ニ止マラス情意ノ方面ト併セ考察スルコト
- 四、身體ノ狀況及其ノ所見ハ學業成績、在學中ノ出席及缺席、性行概評、家庭・環境及身體檢査票ト平素ノ觀察トニ依ル身體ノ狀況等ヲ綜合評定シテ兒童ノ心身發達ノ狀況及其ノ原因ニ付特記スヘキモノヲ具體的ニ且其ノ所見ヲ記入スルコト
- 五、家庭・環境ハ家庭ノ狀況、家族ノ性行及環境一般ニ付其ノ特記スヘキモノヲ第一學年ノ終ニ於テ記入シ記載事項ニ異動ヲ生シタル時ハ其ノ都度之ヲ記入スルコト
- イ、家庭ノ狀況ハ特ニ父母、祖父母、兄弟姉妹及同居者等ヲ明ニシ且職業、保護者等ノ教育ニ對スル關心及兄弟姉妹ノ教育程度等兒童ノ指導上必要ト認メラルモノヲ調査スルコト
- ロ、家族ノ性行ハ父母、兄弟姉妹及僕婢等ノ氣質、性情及行狀等ニ就テ兒童ニ影響著シト認メラルモノヲ調査スルコト
- ハ、環境一般ハ前二號ノ外兒童ノ學業、性行及身體ノ發達狀況等ニ著シキ影響ヲ及ホスト認メラルモノニ付調査スルコト
- 六、志望及其ノ所見ハ第五學年及第六學年ノ兒童ニ付兒童卒業後ノ進學及選職ニ關スル志望等ヲ聽取記入シ且之ニ對スル所見ヲ記入スルコト

第九條

普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科並ニ體操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並ニ體操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムヘシ但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ス

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ道府縣立ノ學校ニ在リテ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 本令ニ依ラサル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カサルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校ト看做ス
前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限り仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

青年學校規程

昭和十年四月一日
文部省令第四號

第一條 青年學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

一、名稱

二、位置

三、學則

四、生徒概數

五、開校年月

六、經費及維持ノ方法

前項第一號、第二號及第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第一項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スヘシ

第二條 青年學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スヘシ

第三條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一號乃至第四號及第六號ノ事項竝ニ變更ノ事由ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第五條 位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更竝ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 青年學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第七條 青年學校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場ヲ設クルコトヲ得

第八條 普通科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一號表、女子ニ在リテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第一號

教授及訓練科目		第 一 年	第 二 年
修 身 及 公 民 科	科	二〇	二〇
普 通 學 科	科	九〇	九〇
職 業 科	科	六〇	六〇
體 操 科	科	四〇	四〇
合 計	計	二一〇	二一〇

第二號

教授及訓練科目		第 一 年	第 二 年
修 身 及 公 民 科	科	二〇	二〇
普 通 學 科	科	八〇	八〇
職 業 科	科	八〇	八〇
家 事 及 裁 縫 科	科	三〇	三〇
體 操 科	科	三〇	三〇
合 計	計	二一〇	二一〇

本科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第三號表、女子ニ在リテハ第四號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ但シ男子ニ於テ教授及訓練期間ヲ四年ト爲シタル場合ニ在リテハ第三號表ノ第一年乃至第四年、女子ニ於テ教授及訓練期間ヲ二年ト爲シタル場合ニ在リテハ第四號表ノ第一年及第二年ノ時數以上トス

第三號表

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目	年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
家事及裁縫科	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
體操科	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

第九條 青年學校ノ專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第十條 青年學校ノ教授及訓練ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル時刻及季節ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十一條 青年學校ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十二條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジ之ヲ普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトヲ得

第十三條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ之ヲ相當科ノ相當年ニ入學セシムルコトヲ得

第十四條 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スルモノアルトキハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委託スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スヘシ

第十六條 公立青年學校ニハ生徒ノ教育ヲ擔任セシムル爲指導員ヲ置クコトヲ得

第十七條 指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

- 一、科並ニ教授及訓練期間ニ關スル事項
- 二、教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數ニ關スル事項
- 三、教授及訓練ノ時刻並ニ季節ニ關スル事項
- 四、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 五、入學、退學等ニ關スル事項
- 六、其ノ他必要ナル事項

前項第一號及第二號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號乃

至第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ
 第十八條 青年學校ニハ學籍簿及出席簿ヲ備フヘシ
 第十九條 青年學校ニ於テハ平素生徒ヲシテ其ノ修學情況ヲ明ニスヘキ手帳ヲ所持セシムヘシ
 第二十條 青年學校ニ於テハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 實業補習學校規程及青年訓練所規程ハコレヲ廢止ス
 青年學校令附則第二項ノ青年學校ノ本科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付夫々第八條第三號表ノ第一年ノ時數ヲ下ラサルモノトス

〔附 錄 終 〕



昭和三十三年十二月二十四日 師範學校教科用

文部省檢定

發 行 所	本日 學 校 管 理 法			昭 和 十 三 年 十 二 月 十 八 日	昭 和 十 三 年 十 二 月 十 七 日	昭 和 十 三 年 十 二 月 十 六 日	昭 和 十 三 年 十 二 月 十 五 日
	著 者			乙 竹 岩 造	乙 竹 岩 造	乙 竹 岩 造	乙 竹 岩 造
培 風 館	發 行 者			山 本 慶 治	山 本 慶 治	山 本 慶 治	山 本 慶 治
	印 刷 者			中 山 文 雄	中 山 文 雄	中 山 文 雄	中 山 文 雄
發 行 所	印 刷 所			大 日 本 印 刷 株 式 會 社	大 日 本 印 刷 株 式 會 社	大 日 本 印 刷 株 式 會 社	大 日 本 印 刷 株 式 會 社
	定 價			九 金 拾 錢	九 金 拾 錢	九 金 拾 錢	九 金 拾 錢

〔東京市神田區錦町三丁目
電話神田三七七四
振替東京三二六一七〕

第三代

本斜二年

三工秀之

島師二年

島根縣師範學校
中村直亮



7500



広島大学図書

2000041759

